

# 朝鮮紀聞

正四位山岡鐵舟君題字  
從四位楠本正隆君序文  
從四位大鳥圭次君校閱

鈴木信仁編述

愛語社發兌

乃



乃



字

文



朝辭我小東邦也  
須  
未氏信仁甚紀  
少  
須微序於余  
披而  
覽之  
記事  
明晰  
立言  
詳

西穀乃言曰善哉是世  
也善令世界交迫漸拓疆  
出謀植民而多道其志  
於東洋者未嘗不注目  
于朝鮮而其國固非多

有可搜之和文物之美  
特所以論究不措在昂  
以為四方利害所以係民  
備西而衝地耳甚如身  
俄國之新疆僅隔一夜

帶水餘身悉滿物之既  
也竊以俄國將通鐵路於  
浦海斯德克以并捷路  
于東洋又使清國多并海  
陸運輸以修內政之機各

以蓋云戒果當於守余  
嘗謂人曰不出十年而東  
洋之勢力當大變矣夫以  
也清佛政日趨日守于戈  
而佛軍教已入廣西者又

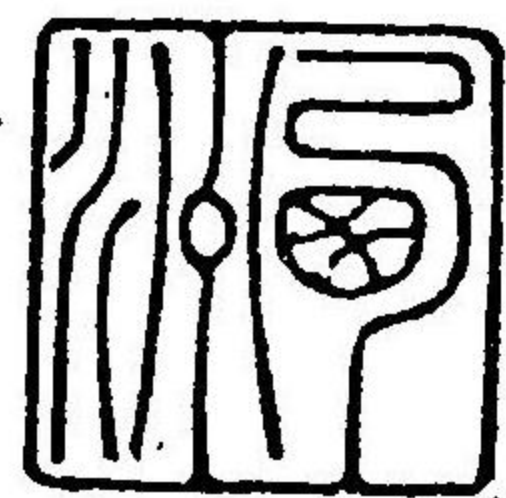
衝基是漢陽於其是乎戰  
闕累月殆滿和之日不  
遠至於東漢大勢力之勢  
苟未可知其如何也嗚呼  
時態既已如此維其士

宜加深思之秋也如世  
書為用於今日豈止僅  
步裨益况於其大鳥居  
面曉其狀情乎自校  
之傳信於世乎余亦聊

幸甚以感以為序

明治十八年四月一日

楠本正隆撰



例言

一此書の歴史地理風俗人情の梗概を録するものとす其歴史は關する分は大鳥圭介先生が地學協會に於て演説せられし所を抄記し其他地理風俗等の廣く諸書を蒐集し且親く目撃せし人の説を參り以て之を編す

一書中或は昔年の事情を掲ぐるものあり是自ら現今の状態と異なる所なきを保せずと雖とも要するは當時の事情を知るの一端とあり勉めて之を存す

一諸道の中彼道は密に此道は疎なるの嫌なきこと能はざる是其詳かより得へきものを擧ぐ餘は姑く

闕如し付して他日の補成を期す  
 一書中記せる所間々奇談怪説に渉るものあり是又  
 彼國人情風俗の一斑を窺ふの資とあさんがとめ  
 併せて之を存せ  
 一書中順序錯雜詳略一からぎ且遺漏の事も多から  
 ん敢て讀者の正を煩せ

編者識

朝鮮紀聞目次

度	刑	武	文	戶	風	官	人	節	地	事	儀	王	歴
量	罰	備	藝	籍	俗	制	物	序	理	大	式	室	世
			附技術	附儲蓄	附冠婚	附科擧	附僧道		附地方官				
				田祿	喪祭	儀仗			京俗	驛路			



服色  
飲食  
第宅  
物産  
禽獸  
農圃  
雜聞

目次終

朝鮮紀聞

歴世

大鳥圭介 校閱  
鈴木信仁 編述

朝鮮國 朝鮮國の初め朝鮮の名を以て建ち而して三韓及三國後  
高麗等の稱號と歴て又故號と復し朝鮮と稱す是を以て朝鮮と  
新古の二つあり我神功皇后の征し給ひし三國の時にして古  
朝鮮の後より豊太閔の伐ちし新朝鮮國あり故に歴世を叙す  
るより方り各々新古の二字を冠して前後混淆の患ありしむ  
始祖箕子 古朝鮮の始祖の箕子と稱し姓の子、名の胥餘般の紂王  
の王族よて頗る賢明の人ありしが紂王を諫めて用ひられず遂  
に囚われよ就く周の武王般を亡す時箕子の囚と釋したりしも  
二君お事ることを耻ち逃れて東北に走り土民を撫育し國禁入  
條を制し井田の法を定め文學技藝を傳へ禮節を教へ耕耘火食  
の事を知らしむ其國と号して朝鮮と曰ふ史記よ箕子を朝鮮よ

封し敢て臣とせざるを示すと蓋し此事を指せしあらん其都  
 の平壤に在りしと宋史に曰遼陽府の古朝鮮國これに據る則箕  
 子の封せらるる所にて今朝鮮にあらず今朝鮮の蓋し故號を襲ひ  
 しのみと相傳ふ唐堯の時と神人あり今の慶尙道眞寶太白山檀  
 木の下に降る此を檀君其名を王儉と稱し開國の祖たりと曰ふ  
 と雖ども其事鴻荒に屬し文獻の徴すべきあり  
 箕子の後裔に至りて國民治まらず燕王古朝鮮を伐ちて方千里  
 の地を取る其後嗣及び又た燕を伐ち故壤を收復し而して國  
 境を定む箕準箕子四十一世の孫の世に至り燕の國漢の爲に亡  
 されたるを以て其臣衛滿と云ふもの亡命して朝鮮に抵り國王  
 に見へ其臣となり百里の地に封せらる衛滿終に叛逆を企て燕  
 の遺民を集め突然使を送り王箕準に告て曰漢の兵將に來り撃  
 たんとす臣願くは入て王城を守らんと王之を聽せしむる衛滿  
 は直に兵を率ひて城を襲ふ王狼狽して禦ぎ戦ふこと能はず餘

衆と共に舟に乗じて海上に遁れ却て馬韓を攻め取り自立して  
 韓王とある箕子の苗裔相傳ふると四十一代年を歴ること一千  
 百三十一年よりして亡ふ

**朝鮮王衛滿** 衛滿已に箕準と逐ひ自立して朝鮮王とあるは漢の惠  
 帝の時と當る其勢太だ盛にして隣國を并せ王城と大同江の東  
 に建つ其孫右渠の時と及び漢の武帝朝鮮を以て屬國とあさん  
 として初め使を遣して右渠を説かしむ聞かず既にして使者の  
 横恣無禮あるを憤り兵を發して漢に抗す漢の元封三年漢の將  
 荀彘楊僕二人兵を率て海陸來り攻む右渠逆へ撃ちて之を破る  
 漢又兵を出し大同江を過ぎ朝鮮の軍を破り進て王城を圍めと  
 も數月よりして拔ること能はず城内の人竊るに謀り王を殺して漢  
 の軍を迎へ城を納る是を以て古朝鮮國亡ひて版圖皆を漢に入  
 る

**三韓** 三韓の一を馬韓と曰ひ二を辰韓と曰ひ三を弁韓と曰ふ古

三朝鮮國ハ已ハ漢に亡され其頃彼の半島ある大同江以南と三部に分ちて三韓の名あり

馬韓 馬韓ハ半島の西より南ハ日本海に臨み東ハ辰韓より隣る土人の村落より群居し稼穡を力むれども牛馬の用を知らず其居舎の木材上より土を積みて壁となり出入口ハ天井にあり人皆頭上帽を戴がす足は草鞋を穿つのみ

箕準 已ハ國を奪はれ海上より來り此國を襲て王となる準の子孫にびて韓人又立て王と号す而て漢の成帝鴻嘉三年扶餘王の子温祚といふ者馬韓の故地を併せ立て王とあり國号と百濟と号す

辰韓 辰韓ハ半島の東に在り秦の亡ふるに當り秦人來て半島の東邊より居り其人驍勇にして才智あり之を以て土民を撫育し四隣を兼合せ遂に辰王とある其後王赫居世ナラシに至り勢威滋々強大とあり國号を改めて辰羅と稱す

辰韓の都邑ハ城柵を環らし家屋の入口ハ地上よりあり居民ハ桑を植え蠶を養ひ織物と製し又牛馬を牧し鐵を鑄するの術を知り鉄を以て貨と造り隣國と貿易す小兒生るに時ハ其頃として扁からまむる爲め數日仰き臥させぬ或ハ押して之を造るの風ありしと

弁韓 弁韓ハ辰韓の南に在り任那國も亦た此中的一部分あり弁韓の後ハ新羅の爲め併せらる

三國 三國といハ百濟、高麗、辰羅と云ふ日本の歴史ハ三韓と稱せるに實に此の三國を指せるものにて前の馬韓等と謂ふものあらざるあり三國中高麗ハ北よりあり辰羅ハ東南よりあり百濟ハ西南よりあり共ハ鼎足の形を爲し各兵を蓄ひ數百年の間戰爭絶ゆる時としてありし

百濟 百濟ハ稷山より都に始祖を温祚といふ其先ハ扶餘國の人あり(高麗と同祖)當時松花江の地より一小國あり葺離と名く其王子

と東明と稱しける長ずるも及びて材武より善く射る臣下の者其能あるを忌み之を殺さんと謀りしを聞くより東明の走りて東南より避け扶餘に至りて王となる扶餘の松花江と長白山との間より土地膏腴より五穀を生し人々禮節を重んじ工藝牧畜の道より政治法律等略々備り古代よりありて頗る高尚ある風俗なり東明王の第三子と温祚とあす馬韓と并せて王とあり之を百濟と号す而して文物殊に盛なり儒佛の二教早く開け他の二國より對し先覺の地を占めたるや以て知るべし我神功皇后三國を征し給ひ貢と彼より徴てより後漢籍漢字を齎し及佛法とも傳へ且つ王仁の來りしも亦た此國よりす我仁德天皇の世に百濟、高麗、并し新羅と戦ひ迭し勝負あり支那南北朝宋齊の間の支那と戦ひ又和をあし百濟王の鎮東將軍の印を受けしことあり其後支那の辰羅を助けて高麗と戦ひたるより百濟の邊境甚だ多事と極む唐の代に至り辰羅の唐よりるを以て百

濟高麗力を合て之と伐つ辰羅援を唐より乞ひし高宗兵十萬を出して來り攻む百濟の衆を悉して之を白江に拒きたれども勝たず唐の兵城を薄るとき王は遁て北に走り城陥りて國終り亡ぶ温祚創て國を建てしより是に至り三十一世年を歴ると凡七百年よりして我齊明天皇壬戌の年あり而て後數年を経て百濟の僧道琛と云ふものあり我天智天皇三年より僧軍を集め先王の從子福信と共に恢復を謀り嚮き日本より質たる王子豊璋を迎て國より還し且つ援兵を出さんことを請ふ日本兵船四百艘兵二萬人を以て豊璋を送りけるに僧兵等の故地を復し豊璋を迎へて王位より即りしめしむ幾もあく唐の大軍復來る福信謀りて道琛を殺し王は又福信を殺し更し援を日本より乞ふ日本の兵唐の兵と白江口より戦ひて利あらず軍を班へす王遁れて高麗より走り唐の兵全境を蹂躙す因て百濟人の多く海を渡り日本より歸化した

高麗 高麗ハ平壤ヲ都ス其始祖ヲ東明王朱蒙ト曰フ扶餘ヲ去リ南ニ遷リ鴨綠江ノ西北ニ於テ國ヲ建テ高句麗ト名付ク此時我崇仁天皇六十年ニ當レリ後其國愈強大トナリ後漢ノ光武帝永平年中遼東ヲ窺テ漢軍ト戦ヒ地ヲ東南ニ闢キ漢亡ビテ魏吳蜀相争ヒ延テ南北朝ニ至ル迄東方ヲ顧ルノ遠キヲ時トシ近隣ノ小國ヲ并吞シテ且古朝鮮ヲモ合せ版圖ヲ廣メ遼河ヨリ日本海ニ達シ國中ヲ分チテ中部北部南部東部西部ノ五ツトナシ國号ヲ改メテ高麗ト稱シ隋ノ時ニ至リ其勢彌盛ナルヲ以テ煬帝ハ一百十三万ノ兵ヲ徵シ自ら之ヲ將トシ海路ヨリ來リテ平壤ニ圍まんトス偶々炎熱ニ際シ土地汚濕ナルヲ以テ兵士大半死亡シテ進ムこと能ハス終ニ大敗れ歸ル明年帝又來リ擊ツテ復大ニ敗れ隋隨テ亡シ唐ノ代ニ及ビ太宗高麗ノ遼西ニ在ル部ヲ收メ遼河ヲ以テ疆界トナさんとすれとも未だ發せず此時高麗ノ貴族ノ權勢頗ル強クシテ王家ヲ凌キ唐ノ貞觀十五年蓋

蘇文といふもの其君ヲ弒シ幼主ヲ立テ自ら大臣ト稱セシ大  
宗新主ノ即位ヲ聽シ命シテ新羅ヲ攻ムることあらしむ蘇文  
等從ハスリテ新羅ヲ伐チ一ヨリ太宗怒リ自ら大軍ヲ率ヒテ  
諸城ヲ陷レ進テ平安道安州ニ到ル高麗兵逆ヘ戦ヒ大ニ敗レ降  
ルもの頗ル多シ餘衆皆城ニ嬰リテ堅ク守ル時天漸ク寒ク糧食  
給せず太宗命シテ師ヲ班ス唐ノ高宗ノ代復高麗ヲ伐ツ是ヨリ  
先キ百濟既ニ亡ビ高麗勢ハ孤ニシテ唐ノ大軍ヲ支ふることも能  
はず城皆悉ク陷リテ高麗亦終ニ亡ビたり始祖東明王ヨリ基  
至ル二十八世年ヲ歴ルこと凡七百年あり

辰羅 辰羅(又新羅)ハ慶州ヲ都シ其始祖ヲ赫居世ト曰フ姓ハ朴氏  
あり今ノ慶尙道江原道ヲ領ス其臣ハ瓠公といふものあり元ト  
倭人あり瓠ヲ以テ腰ヲ繫ゲ海ヲ渡リ來ると以テ名付ク其姓氏  
ヲ詳カホせず又辰羅四世ノ王脫解尼師モ亦倭國東北一千里多  
婆那國ノ人ニテ姓ハ昔妃ヲ阿孝夫人トイフ初メ多婆那國王ハ

女國王の女を娶り妻とあり振める事あり七年にして大なる卵を生む王の曰人どえて卵を生むに不祥あり因りて之を弄て去む其女忍びず帛を以て卵を裹み寶物を並せて積の中より置き海より浮べて往く所より任す初め金官國に着きけるが海濱の人怪みて取らず轉して辰韓の阿珍浦口に至る老嫗あり積を開けの中より小兒あり取揚げて之を養ふ長する及び身の丈九尺風神秀朗にして智識人あり過く最初積を開く時に鵲あり來り鳴く故より鵲の鳥と省きて昔を以て姓とあり積を解て出す故より脱解を以て名とす漁釣を業として嫗を養ひ怠る色なし嫗の曰子が骨相常より異なり宜しく力學以て功名を立つべしと是より學と勉め兼ねて地理に通するより楊山下瓠公の宅を見て吉地とあり取て之より居る南解王其賢あるを聞き女めを以て之より妻とす此時また瓠公の生存し居りて大輔の官に昇れりと以上の三國史記といへる書にみゆれとも其國名等明あるらず其後辰羅の百濟

と兵と交へ高麗の百濟と合一日本之を助け唐の又辰羅を援け互に連衡紛争して全州鼎の沸くが如し百濟高麗の遂に唐に亡され辰羅獨り盛ありこれを封して浪樂軍王新羅王と爲す因りて三國の地皆を新羅の有とある茲に於て世の大平とありしを以て屢使を唐に遣し唐の制度も移し文化大に進み佛教も亦傳播せり慶州の學士壁聽といふものあり博學にして印度支那の古文も達し一の國字日本の万葉假名の如きものを製して國音によりて書し字義を取らず之を名つけて吏讀ニドクと云ふ新羅の首府たりし慶州の地の文學技藝も富み堂塔寺院四邊に屹立し大夏高樓遠近に聳へ全國の淨土と唱へ天竺波斯支那の珍寶と聚め國中無比の美觀ありしも豊太閤朝鮮を伐ちし時兵火に罹りて遂に灰燼とありしと新羅の一時東方の強國とあり我大寶年間より延喜年間に至る間凡二百年の國運隆盛を極めたりしが盛者の衰ふの理も漏れ

す我朱雀天皇の朝に至り國內治まらず叛乱頻々起り前の高麗王の後裔王建遂に新羅を亡し全州を統一す新羅始祖赫居世より是に至る二十八世年を歴ること凡九百十三年にして亡ぶ是れ我承平四年の事なり

後高麗 後高麗の始祖を王建といふ松嶽郡の人ふて前高麗王の裔あり是より凡二百餘年前渤海王祚榮と云ふものあり其版圖黒龍江に臨み今の咸鏡道に跨り盛京に達し勢威甚だ熾んあり一が其子孫に至り契丹の爲め亡されたりしも國民の契丹より服せず高麗の北部に遷り氣勢頗る壯あり此時新羅王不徳よしと政衰へ乱民蜂起せり會々新羅人より弓裔と云へる僧あり髪を蓄へ叛旗を翻し兵威大に振ふ王建素より故業を恢復するの志あり乃ち衆を率ひて之を投し其將とあり屢々功を立てしを以て徳望最も重し隨て新羅府を攻て之を取り弓裔自ら立て王と稱す奢侈日に甚しく淫虐度なきより民心頗る離る是ふ於て王

建の玉弓裔を殺して立て王とある之を後高麗の大祖と稱す夫れ此時より方り支那の五代の末世に際し于て多事あるを以て固より東方を顧みること能はず新羅の上下相背き弓裔亦大略を乏し大祖の高麗の裔なるを以て其遺民を招集し袂を振て一たび起てハ忽ち半島の全地を擧げて其旗幟を風み靡しめたり因て地を卜し都を漢江の畔りある松都今の開城に置き城郭を經營して互市文學の中心とあす我延喜年中既ち木版活字の製を知り之を用て印行する所の書あり則西洋活字より先つこと凡百餘年あり王建佛教を信すること最も厚く處々寺院を置き畝田を定むる等の事ありて佛法太た盛なり

大祖王建の死せるは我天慶八年中あり宋の大祖立つる及で後高麗王宋より朝貢し契丹と兵を交へ高麗の其祖渤海は縁故ありと唱へ渤海の故地遼東の全土を并せんと欲す此時契丹の多事ありて之を顧る暇あらずして暫く其爲す所を放任せしが契

丹宋と戦ひ之を勝ちて兵勢滋々強くありしを後高麗王は命  
 自ら來りて拜謁の禮を修めしめんとそ王從ひざるより兵端  
 忽ち開け後高麗の兵大に敗北して鴨綠江以西の地の皆を契丹  
 の有とされり其後契丹又後高麗を伐つと當り女眞の一族漸々  
 起りて渤海の故土を據るものあり後高麗の之と謀を通し戰て  
 契丹の兵を退く爾後女眞と相結て國內大に治るもの幾と二百  
 年東の日本と交り西の支那と通し民庶皆な其業を安んず然れ  
 とも末年に至り國政紊亂して臣民服せず將軍李成珪と云ふも  
 のあり王を廢して代りて王たり國号を改めて朝鮮と稱す是即  
 新朝鮮あり太祖王建より亡ぶるに至る三十三世年を歴ること  
 凡四百五十八年即我後龜山天皇元中九年に當る  
 新朝鮮 新朝鮮の始祖と李成珪といふ咸鏡道咸興の人なり資性  
 才徳を富み武勇亦た衆を起し初め咸鏡道の内なる安邊の地を  
 在り高麗の職を勤む能く其任を堪へ一日鷹を臂し野に出

て獵りせんとする時鷹の忽ち颯り去る因りて其後を慕ふて山  
 中に至りしが鷹の飛て一寺に入るを認め往きて之を覓むるを  
 寺内より人の居るものありし故に其由を告ぐることを能はざるを  
 り徑ち入り戸内を徘徊して佛前に至るとき異僧一人あり成  
 珪を見て曰爾が鷹を尋ねて何の益のあらん若かず王位を獲ん  
 ばいと其言を聞く成珪の感する所あり急を都へ赴き後高麗王  
 へ仕へて軍を將として功あり幾もかく大將軍を擢てらる子女  
 三人あり其女子の王に入れて妃とありしより成珪の恩威并ひ  
 行ひれて權勢内外を震ふ此時王の驕淫日に甚しく國民舉て王  
 を黜み竊るを意を成珪に屬す王の遂に明に背かんと欲し成珪  
 を首め三大將を令し軍を率ひて鴨綠江の邊に出でしむ此時成  
 珪衆軍を告て曰我再三諫争すれとも聽かれずして既に茲に至  
 る今寡軍を以て大國を敵す譬へん飛蛾の火を赴くが如く數万  
 の生口をして白骨を異域に暴らさしむるの實を忍びざる所を



り王の命已むを得ずと雖も將卒の妻子が他日の悲歎を回想す  
れハ慘怛と堪へざるものあり擅まゝ軍を施すの罪ハ我れ衆  
を廻らせり衆皆亦大に喜ぶ是より國又歸り成珪威望益々高く  
王怒て之を殺さんとす王の左右走りて變と告ぐ成珪遂に宮に  
入り王を廢して自立し故號を襲て朝鮮と曰ひ使を明に遣ひし  
て臣と稱し明の服色制度を用ゆ之を新朝鮮の大祖とあす大祖  
制書あり曰西の禮を失はず東の信を失ひざるときハ則國体を  
損せず李氏万代國と保つべしと

太祖始め鷹を追ふ時渴すること甚し井の側に一女子あるを見  
て氷を采めし其女楊の葉を浮べて進む之を罵て曰氷を人よ  
興ふるよ何とて木の葉を混したるや甚だ不敬ありと女答へて  
曰渴したるとき急に氷を呑め咽ひて害を遺すことあり木の  
葉浮へあれハ一口に呑み得ぬ故に後の患ありと其言を感し後

ち志を得るに及び此女を覓り都に招き厚く之を賞せりと太祖  
善よ與みし才を重んずる大抵此類にて人心悅服せりと云ふ  
太祖諡して康獻至仁啓運聖文神武正義光徳大王と稱す次の定  
宗太宗世宗文宗端宗世祖徳宗睿宗成宗中宗仁宗明宗宣宗元宗  
仁祖孝宗顯宗肅宗景宗英宗等あり

○王室

王の父と大君といふ此と初めとし宗室の皆亦別宮に居る王姓九  
分はての宮中へ居り又王妃世子と生めば別宮に移さる  
上下共よ寸と以て親族の數を定む譬へば叔父と三寸と云ひ従  
弟と四寸と云ふ是より以下推て知るべし一寸二寸ハ親よあた  
り十に至れば親類の部と外つる王姓ありとも九寸外ハ臣下に  
列す異姓ハ六寸までと極とす  
王妃ハ忠臣舊家より迎るを例とす  
闕内王居九房あり何れも同結構あり日々九度五穀の飯と五膳ッ

ツ同様に仕立之と供一所謂る御下りの侍女或は宦官の者も與ふ御近侍を玉堂と云玉堂とい翰林應教校理學士等合三十餘人これあり又侍衛宣傳官七十餘人あり侍女の宮中に三百人許有り宦官の凡八十人許にて日々二十五人ツ、宮中も出勤すると云ふ

玉堂の朝夕王の側も侍り至て重き勤みして暗行御使あども充け又此の所謂るのく一目付にて王自ら教書を與へ之と開らす退出し私宅も寄らず遠處も行き密に開封し直も其處も赴き何道何事と委しく糺し其外下々までの人心を觀察し又縣令非道ある政事と行ふものあれば忽ち罷職申付るやう指揮とあすなり御使諸方と巡り府郡の地もて直に事を糺すと出道と云ふ右教書と以て命と傳ふと玉堂の位從三品ありと雖も正三品の者も容舍よての席と遜ると云ふ出道の者或は夜中甲地より糺すと變し乙地へ赴ことあり又御使の跡より夜使と云と遣し其計

ひの善惡と聞き其外使道郡守の治績を探偵すと云ふ此夜使のいつ通りたるう人の知ると稀あるものどす教書の之と密符と云又右の輩と慰諭使も充て飢饉の毒穀物を貯ると示し百姓も其心得と教ふることあり又凶年には國王膳と減し各道守令も是に應じ美食を慎むといふ

宦者の宮中の役を勤め諸受拂等とあし侍女と共に奔走するの職あり

玉堂校理の内より大差使の接應官も任し是を別星と稱す府使の開閉門の樂を徹し則ち別星之を掌ると云ふ

國王身上の事を日々書記し古來よりの分の箱も納れ首相の印を捺し再度これを開とを禁じ外箱も重臣の連印するあり凡是を配すよの春秋館の惣頭一品の官の管る所あり因て正直の人を撰み之も充け宮女出入等の小事まで總て此館も知らずるを例とす

眞殿の國王臨終の時坐する所の殿を云ふ總て王の病中其側ありし物品の一品も取散すことなく代々殿々毎より各々一殿ツツ、殘すと云ふ

關内に入るより大門よりするときは眞仁門、崇禮門、眞化門等と通ず關外の即五軍の營あり其外諸廳の門の内外あり關内より承政院、兵曹、内醫院、の類及五六の寺院これあり關門の出入の信漢符を兵曹より出し不時開門より左符と云ものあり此又兵曹宣傳官の管る所あり又通符あり城中夜巡の時是と携へて諸門と通す

訴冤の京中あれば其主宰官も訴へ他の觀察使も訴ふ猶冤抑有れば司憲府も訴へ司憲府も採用せざる時の申聞鼓と打て之を訴ふ申聞鼓の國王舉動の時道は傍て之を打ち訴をあす王の宮より還りし後糾問あり若し不正の事あれば訴る者を死刑に處す冤抑といふ子孫の父祖の爲めよし妻の爲めよし弟の兄の爲め

よし是を稱して四件と云ふ子我親の人の爲めよし害せられ又人の困められざる等を訴るあり是れ何れも同く冤横と伸とするよ由る

舉動との國王効外は出るを云ふ是多の陵墓を講するが爲めす陵の遠き處は八九十里(朝鮮國の十里は日本の三分の一に當る)にて故は一夜他は宿することあり護軍法を以て行營と警衛す總軍一万五千人許にして其外處々守兵と置く王與の一樣の者二ツあり人をして王の何れも駕するを知らしめず護軍行とさし先を先とし還るとさし後を先とし前後の備皆を同ト與の前は馬五匹と並へ飾り鞍を置き又肥たる馬と擇び龍大旗を負ひしめ此旗大さ十疊許あり繩を四方は張て之を引く又紅色の旗數竿と建つと樂聲緩く奏し五軍の將紅旗と以て令を傳ふ若し事急ある時の令箭を以て令をあすあり沿道及び諸小路に至るまでも守軍あり市街の門戸を銷し往來を止め各戸の主は簷前に平伏し其側は箒塵

取と置くを例とす舉動の十年より一度又三年より一度これありて定らずと云ふ此外唐使の出迎又の觀兵等に舉動の事あり此時諸軍皆杖と脚む

陵墓の白土よて之を塗り青瓦を以て其上と葺き凡三十間角とす奉常寺の預りよて年廻等の事を考へ之を奏上す石門あり其内盛土よて雨露の覆なく陵毎に紅箭門と云ものあり丸木を以て高く立て扉あく上よの透格子スエキコの如きものを設く各陵共令直長、別檢、奉事、參事等の守護官を置く

右廟館の外平石よて四方と圍ひ又平石を以て其上を覆ひ往古の侍女二人つゝを殉せしめたりと云中世以來之を廢し眞人形を以て棺廓の外お埋むる例となる陵所の定りあく風水を撰み京城百里の内よ處々これあり國王の駕の百里外よ出ずと云へとも然とも五百里の全羅道全州の地又九百里の咸鏡道の地よ陵墓ありと云

國王即位の日お棺と造り毎月一度漆と塗り國喪の時此よ納め石函の内に安置す石門と鎖ととさの領議政自ら錠と御すものとす

國王の神主も位牌と式例に據り奉常寺より之と納め眞殿よ安置す其側よ功臣の位牌を列ぬ王の位牌の栗と以て造り此木を伐るよ甚だ六ヶいさ法あり南面と表よ用ゐる其木の方向より其他種々の法式ありて敬差官と云る別使を遣し能く之を吟味せしむと

儀式

朝賀は正月元日、王の誕生日、冬至の三度よて一ヶ年よ定りあり此外慶誕、立儲、成婚、尊號、又進豐宴等の儀あり此時群臣殘らす登城あり正二品以上の官の堂に陞り再拜の禮と行ふ以下は庭上よ鋪物を設け品階と以て順次よ肅拜し諸道の監司より縣令の書と以て賀を表するあり諸道州府の地と祝日に設けある所の

殿牌あるものと開き香燭を供へ各々肅拜を行ふ  
 進豊宴の豊年續きたる時之を行ふ一代中も有るときも無きと  
 きもあけ其節の各道より美妓と召し歌舞音楽を催はして群臣  
 と宴す又尊號と云ふ式あり國中の諸臣より上つり或は國母の  
 壽を賀し又の國內は非常の徳政と行ふときこれをあすあり  
 朝賀の節たりとも百官の殿上あはて酒宴をあすことあく總て國  
 王の前よての些少の品たりとも食せざるを以て禮とす若し厭  
 止しあたき事あるとき身を背けて之を食す  
 又朝は慶事あるときの大赦と行ふあり  
 又各道監司より權官に至るまで京城出立の日と撰み肅拜を行ひ  
 任所へ赴くを以て例とす  
 他國へ使臣を派する時の品階に應し席と設け肅拜せしめ吏曹の  
 郎官の懇勸の教旨と傳へ退殿の後の膳部を與ふるあり  
 朝會の國王一ヶ月は五度、大明殿あ出て政事を聽き二品以上

の官の直は政事を奏聞するを得以下の官は書と以てするあり  
 王の臨まざる時の三公の中よて政事と聽く  
 次對の毎月五度、百官仁政殿へ集り政事と議す凡朝臣官廳よ  
 日參これあると入侍と云ひ又廳より下ると入侍罷と云ひ不參  
 のものは相談に及ぶを回公と云ふ

事大の義よりて名くと云

至安道義州の北京の通路は當り京城と距ると一千六百百里是より  
 柵門迄一百十里山海關迄一千二百餘里北京まで六百十餘里京  
 城より北京まで凡三千餘里其道中二十四日路と云ふ柵門と柵  
 と構へ境界とす此間二百十餘里の原野茫茫絶へて人家あく行  
 人野は宿す而て山海關まで韃靼の地よて海を左よして西北を  
 向て行き万里の長城と通るあり此山海關よりを清國とす此關  
 要害堅固あり此關あ留め置き北京よりの命と待つて使者と通  
 ず使者道中往復の費用と朝鮮國の自辨とし北京着の日より出

立文でと清國の馳走と與り且上中下官共多少の贈ものあり  
 冬至使は宰相の中又と六曹の輩正使も充つ三使を頭おして人數  
 凡三百許と云ふ三使とい冬至使と冬至の祝詞を述べ翌日出立  
 皇曆使は八月も曆を請ふて出立し皇曆使の時々冬至使を兼ね  
 ることあり一ケ年と兩度の使者の國費輕るからずとて清國の  
 許可を得て只譯官を遣すと云ふ此外慶吊あることと使者を派  
 遣す又不時の事あれば使と出し凡一ケ年と三四度も使を遣すと  
 とあり又數年を隔て不時の使を派せざることあり使者北京  
 逗留の定日は四十日あるれども往復其他旅裝等に日數六ヶ月を  
 費やすと云ふ

冬至使は正官定銀五貫目副使四貫目從事三貫目上官百五十錢程  
 とす此外織物等と贈らると但冬至使の外の使は正使も銀一貫  
 目と贈られ以下の之と準す  
 謝恩使は冬至使より亞ぎ重き使者よて三公の内又の宗室の内と以

之と充つ副使は正二品從事の三品の位階とす

進賀使 進香使 告訃使 奏請使 辨認使

在の何も六曹の判書を遣し或の正二品宗室の者を遣すとあり  
 皇曆使と訃おは冬至使も同しありしが後譯官よて之を勤めしむ  
 費者使は譯使の總名よて朝鮮の事と關する官廳迄の使あり或は  
 漂着の清國船と送り其外小事故あるとき之を遣し其人數三  
 十人許と云ふ

右使者に常の清學、漢學、蒙古學者を隨行せしめ日本學の冬至  
 使の時のみ隨ふと云朝鮮より北京政府へ書を呈するを奏文と  
 稱し北京政府よりの書を咨文と云ふ

貢の朝鮮國所産の米、細木、虎皮、豹皮、花斑席、紙類、苧布、水獺皮等あり  
 但米の清帝の食膳と供すと云ふ蓋し北京の米の品質佳なら  
 ず依て平安道の内宣川、郭山兩所の米を貢するあり總て貢物な  
 年柵口は庫中お貯ふと  
 清國よりの使者の勅使と稱し其來るときは牌文を以て先づ之と

知らしめ一行三十人許あり義州に入着するの日を計り禮曹の判書并に譯官堂上堂下共に人數百五十人内迎として義州に赴き以て道中を守護す宿々よの郡令出張して大路を導て支道も入らめず開城府の内清石洞と云ふ處を通行す此道北京の道中に在りて尤も要害の處とす勅使京城に入るとき國王の迎恩門まで出迎ひ百官其他軍門の將士合せて凡三千人之を隨ふ京城中の市街と通する時兩側よの樂を奏し前後左右よの夥しき旌旗と建て列ね頗ぶる鄭重を極む或の言ふ何事も聞見せざらむる爲めありと又小路は總て油紙を以て之を遮ると云ふ牌文は高札の如くよして急ある勅使來るときは鷹を畫き不急のときは虎と畫き先づ此を遣ひし書を送らずと云ふ清石洞の三十里許續きたる谷道よて左右の山巖聳立し一帯總て人家なく北方第一の要害とて谿水縈廻岩石の組織等其景色絶佳あり

迎恩門と關中より五六里京城の門とす勅使の西關の内ある大平館を館す又此館を南別宮ともいふ勅使着の翌日發足のことと言出る例あり此時國王親ら往き一日の逗留と乞ふ其翌日は三公又一日を留め尋て宗室又一日と留め百官も又一日と留め而して又國王より一日を留む因て逗留五日間とある勅使への贈もの人蔘と重あるものとして其外國産又の日本品等を贈る彼使者數品を携へ歸るの禁する所ありと云ふ

國王事故あるときは世子之を代り世子事故あるときは領議政出で、應對す入館及び之を留むるとき何れも宴會あり國王の即日勅命を受るのみよて響應の群臣よて之を行ひ初宴、中宴、別宴、饌宴等の順序あり國王勅命を受る後百官列を以て勅使と拜す勅使の清國五品官の人ありと云ふ

清國帝が朝鮮國王を遇するの禮は兵部尙書の位階に準せ朝鮮人

華といふと

勅使來るとき城を距る十里許の山上に誘ふひて饗應あり兩山相對して風景頗る佳あり其兩山は就き鷹狩其他種々の事を扮して以て使者を娛ましむ之が爲め費用甚だ多きを聞き或時使者之を問へば答ふるも二千兩を費やす由を以てす使者曰く此の遊戯を止め二千兩を以て余に贈らるべしと請求せられたるより二千兩の別は贈り來たりしが其後此事北京政府に聞へ之を禁せられ并せて前の遊戯をも止めたりと初め其費二千兩と稱すと雖も實は百兩に過ぎずと云  
又勅使之道中種々の難題と設け往々賄賂と貪ることこれあり或時勅使平壤の地に於て一美人を見強て之を召はんとするより已むと得ず美人の首と刎ねて其首と示たりと其後又至り勅使の品行改り不正の事はわらざる由あり總て宴席に女樂を用

うることもなく唯日本の使者にのみ女樂を贈るは妨ありと云  
北京へ行くとき柵門の邊道中野宿とは云へども野中も石垣の設けあり内は假屋を建て期を待つこと兩三日義州のもの其處に至り薪氷等の準備をあり置あり尤も使者は蒙古帳と云ふものを張り風塵を避くと云ふ  
蒙古帳の軍用品にて凡そ二疊鋪飾ありと四方屏風の如く其上を覆ひ矢玉の通らざるやうに造りしものあり下は板を鋪き燒鐵を入れて以て寒氣を凌ぐ  
昔は亂世の頃の海路より通じ平安道宣川より船に乗り通川は達し北京に抵ると云ふ

地理 附 地方官 京俗 驛路

朝鮮國西は清國の境に北は魯領に接し東北は海を隔て日本國と相對す國內を分つて八道とあり京畿道、忠清道、慶尙道、全羅道、江原道、黃海道、平安道、咸鏡道と云ふ又之を分ちて州、府、郡、縣、驛、堡



とあす各監守、留守、都護府、郡守、縣令、察訪、僉使等の官を置き政令を施行す其戸口は百五十五万三千三百七十四戸我寛政年中其田は二百零五萬一千二百令七結 現今の調査は據れ六万八千三百六十八頃地三十万九千八百七頃ありと云京畿道又畿輔と云政年中の調三十八官王城の地 監司一 都事一 判官一 城外に置州六 留守二 牧使三 府尹一 都護府八常は府使又の使道とも云府九 大都護府一 郡八 郡守八但し郡も令監を派し又武備に水軍節度使 三道統御 別將二 監牧官 州府郡の内は置縣十五 縣令四 縣官十一 驛六 察訪六但し驛堡は州府の内廣き地は置く堡九 僉使四 萬戸五 畿民十二万九千八百九十二戸

五部居民三萬七百二十三戸  
東伍二萬二千一百二十二名  
各營東伍三萬五千九百八名  
戰船九艘 兵船九隻 私號船十八隻  
田拾萬三千四百六十六結  
忠清道 又湖南と云 五十四官

州四 監司一 營在公州 牧使三 判事一  
府一 都護府一 外 兵馬節度使一  
郡十一 守十一 武 兵虞候一  
縣卅八 令五 水軍節度使一  
監卅三 武 鎮營將四  
驛五 萬戸五 僉節制使四  
堡六 察訪六 常は府使と云陸地の  
居民二十一萬九千七百六十八戸  
東伍二萬七千一百十一名

戰船二十隻 兵船二十隻 私號船四十隻

田三十五萬五千二百八十八結

慶尙道又嶺南と云 七十一官

監司營在大丘 都事一 判官一 營將一

州四 府尹一 牧使三

府十一 大都護府一 都護府十

縣四十二 令四 監三十八

郡十三 守十三

驛十一 察訪十一

堡卅一 僉使五 萬戶十九 權官七

外 左兵馬節度使 虞候 營城蔚山の内

又 常お左兵使と云 虞將 營將一 營城晋州の内

武 常お右兵使と云 虞候

備 左水軍節度使 常に水使と云 中軍一 水軍節度使と兼ぬ統營の城在固城

統制使一

中軍一

水軍節度使と兼ぬ統營の城在固城

又別將十

監牧官五

州府廣き所に置く

居民三十八万八千六百二十九戸

東伍五万一千二百名

戰船五十六隻 兵船五十六隻 私號船百十二隻

田四十三萬六千四百七十七結

全羅道又海南と云 五十六官

州五 監司一 都事一 營將一 在全州

府五 都護府五

郡十一 守十一

縣三十五 令五 監三十

驛六 察訪六

堡十八 僉使四 萬戶十二 權官一 監牧官五兼

外 兵馬節度使一 虞候一 營將一 營城在唐天津

又 左水軍節度使一 虞候一 營將一 營城在順天

武備

右水使一  
別將六

虞候一  
州府郡廣さ  
所置く

營將一

全

在海南

居民二十八万六千五百九十八戸

東伍三万七千三百七十七戸

戰船四十二隻 兵船四十二隻 私號船八十四隻

田五十三万八千八百八十八結

江原道江東又嶺二十六官

州二 監司一 都事一 判官一 中軍一 在鳳州

府六 都護府六

郡七 守七 縣十二 令三 監九

居民六万七千七十二戸

軍丁一万九千八百八名 八道の内江原道のみ東伍の備あく常  
百姓并僧輩を以て軍卒よ充つ

田二十万三千八百二結

黃海道又湖西

州二 監司一 都事一 判官一 營將一  
牧使一 兵使兼 營在原州 虞候一

府五 都護府五

郡八 守八 縣八 令三 監五

驛三 察訪三 堡七 僉使三 万戸四

居民十一万六千一百五十一戸

東伍一万四千六百五十九名

田二十万九千二百四十四結

平安道又海西 四十二官

監司一 都事一 判官一 庶尹一 營將一  
平壤在

州四 府尹二 牧使二

府十 大都護府一 都護府九

郡十四 守十四 縣十三 令八 監五

驛二 察訪二

堡五十四 僉使廿五 万戸十五 權官十四

外備 兵馬節度使一 虞候一 別將四

武備 營城在安州 居民二十一万八千十九戸

東伍三万七百十七名

田十万三千八百二結

嵐鏡道又北土 二十三官

監一營在 都事一 判官一 營將一

州一 牧使一

府十五 大都護府一 都護府十四

郡四 守四 縣二 監二

驛三 察訪三

堡四十一 僉使十一 万戸十九 權官十五

外 南兵馬節度使一 虞候一 營城在北青

武備 北兵馬節度使一 全 監牧官一

別將事一 別將將三

居民九万三千五百八十三戸

東伍三万七百二十五名

京田三十五万四千四十二結

朝鮮國の寒國として北地殊お甚しく三南の地の稍暖かあり京畿

平安諸道の冬中往來を絶するもの年々一兩日のこれあり江海

の潮干瀉等悉く凍り江流亦た氷に鎖す嵐鏡道邊の十月陰頃

が大雪降り道途爲めお梗がり井戸の通路に網を張り置き時

時雪を掻ひ水を汲むと云ふ

京城の京畿道に在り四方各十里朝鮮國の四十里に當るの周圍四十

里に繞りて繞らすお塀を以てす其高さ二十尺餘東お駱駝山西に

仁王山前に木覓山北に北岳あり是を四山と謂ふ其四山の頂を

以て城郭の限となし山上參軍各々一を置く城門八つあり之を

八門と唱へ東西南北を以て名とす大門の外は七把と稱する所

あり諸道より來る物産を市おふ場とあす慶尙道より登る時

漢江を渡り十里より東大門又の南大門より入る此間人家接  
續し頗る繁榮あり門毎お登ること少許但大門おの各橋を設く  
漢江西江の二水京畿の東南西を繞り北の揚州を控へ南の廣州  
お對し西の坡州を帯び頗る要害の地なり故に此間を稱して兩  
江の内備と云ふ

京城より廣州へ三十里揚州へ八十里坡州へ六十里なり  
國王の居城の周圍三千八百十三步塀の高さ二十尺餘とそ川流と  
引て内堀となし其幅大約五十間石橋を架して人馬を通す城内  
を二分して東闕西闕と稱し東の王の居る所より平地に在り  
又下闕と云ふ西の北岳と據り稍高し清國使の館も充つ又上闕  
と名づく

京城の市街を分ち東部西部南部北部中部の五とす部毎お司都事  
一、奉事一を置き各營所を設け之を五軍門と稱す一營凡百間の  
郭を建つ官廳議政府等の衙廡の皆城内に散在す五部戸數凡八

万戸にして大路五十六尺中路十六尺小路十一尺西方の溝各二  
尺とあす但人家の城内の固より城外の本道の瓦屋あり其餘の  
瓦屋瓦屋交りて參差たり何洞何々洞と稱し街衢を小別す壁へ  
の何町何小路と云ふが如し

京城に釣鐘あり初更と撞つこと三つ之を人定と云ふ五更に又撞  
つこと三つ之を罷漏と云ふ二更三更四更の鼓を打ち鉦と鳴す  
人定の鐘を聞けば総て人の往來を禁し隣家へ行くことも成ら  
ず若し法と犯す時の決棍の罰あり其數初更は十度二更と二十  
度三更の三十度四更の二十度五更の十度とす只夜中往來を許  
すの正月元日同十四日同十五日八月十五日十二月晦日あり夜  
巡兩捕廳あり裨將八軍士六十四を八組と別つ其外不時巡回は  
五軍門より一夜づゝ交替し又闕内をも忍び巡りすることあり  
蓋し夜巡のもの暗號を以て互に相應答す是兵曹の令する所  
とす厚釣鐘の大き扇二本を持ち響廿里に聞ゆれば初め鐘と鑄るとき

童子一人鑄入れたりと云ひ傳ふれ

惠民署の窮民を救ふの役所なり親類ある者の其親類へ預けて養  
かひしめ獨身のもの男女の年齢より因りて婚姻せしめ老年又  
の支離者或の病あるものに藥と給する等の活人署よりする者  
は是皆る京中のものに限る其外の地よりこれなき京外のもの  
よて京中へ入り込み乞食するものあれば捕盜廳より吟味の上  
京外へ追拂ふ又京外の州府よも乞食群を爲し十人廿人連立つ  
ごとをせす一人又の二人づゝ時々人家に就て食を乞ふと云ふ  
京城の地の水頗る宜し處々よ井を掘り河水も亦た流れ清し或の  
氷庫と設け官吏を置き之を守らしむ寒中よ氷を地中よ掘埋め  
夏季よ至り之と掘出し魚類と漬し腐敗を防ぎ又飲用よ充つる  
ときハ解けたる氷と砂漉とす王宮の用の勿論中等以上の家の  
戸毎ハ氷を貯ふ

京中商家の何れも二階おて店頭よ織物及雜具と列す諸品共に貸

賣すること稀あり中よ之を爲すものあれば總て七月十二月兩  
度を以て其差引を取極む其外小商人の諸品と携へ路次を行賣  
し老女の饅と製し家々よ持廻り之と賣る

平市署あり市中升秤賣買の事を掌る市中質屋業ハ無れども富め  
る者ハ錢と貯へ置大錢百文ニ付一ヶ月よ大錢五文づゝの歩を  
取れ之と符ふ若し是より高歩と取るものハ忽罪せらる郷村に  
至らてハ百文ニ付一日に一文つゝの歩もあり何れも相對貸借

よて田地家屋衣類器械等を預るあり又炭薪柴の類ハ近村より  
牛よ駄上來りて之を賣り價至て高し大錢とハ朝  
鮮錢と云

京中の山々より下る水東大門の側を通し漢江よ落つ總て京城の  
内ハ地勢稍々高くして洪水の患なく東大門の側ハ水門五つわ  
り其水の落る所の皆ハ鐵柵を設けて人の潜行を防ぐ

星臺ハ高さ二丈許ありて京城の内に在り天文と見るの所あり觀  
象官領事以下五品まで廿員ありと云ふ此所よ々出す曆若し北

京の曆を違ふとき其官の違嶋の刑を處せらる總て曆の北京より少許を取來り朝鮮曆より其の奥を曆師の名を記す又此所より不時の天變を奏し皇曆使亦此より出づ

八道路程京城より東の江原道の襄陽に五百里西の京畿道の仁川より七十里南の慶尙道の泗川に八百六十里北の平安道の渭原より一千三里又東部の慶尙道の東萊より九百四十里西部の平安道の義州より一千一百里南部の全羅道の海南より八百八十里北部の咸鏡道の慶興より二千四百里

東萊より京城への里程

慶尙道東萊郡釜山の鎮城より東萊の驛まで二十里

東萊より 蘇山驛まで三十里

蘇山驛より 休山驛まで三十里

休山驛より 黄山驛まで五十里

東萊を梁山の間を云  
梁山の密陽の間伽伽川  
五里の密陽ありと云

黄山驛より 龍駕驛まで四十里

龍駕驛より 榆川驛まで二十里

榆川驛より 省峴驛まで三十里

省峴驛より 慶山驛まで四十里

慶山驛より 凡於驛まで五十里

凡於驛より 高平驛まで五十里

高平驛より 仁同驛まで五十里

仁同驛より 延香驛まで四十里

延香驛より 洛元驛まで七十里

洛元驛より 徳通驛まで五十里

徳通驛より 幽谷驛まで二十里

幽谷驛より 安保驛まで六十里

安保驛より 月乃驛まで七十里

密陽の内清道の清内間の

大丘の内琴湖川七

大丘の内琴湖川七

同の川ありと云

添津の川ありと云

善山の間の

尙州の間の

咸昌の内

聞慶の内鳥嶺山あり凡高さ十五里頂に城二あり鷹岩城、草谷城と云南方第一の要害なり

聞慶の内鳥嶺山あり凡高さ十五里頂に城二あり鷹岩城、草谷城と云南方第一の要害なり

忠州の間の内達川あり凡五十歩

四十五

忠州陰竹の間

月乃驛より

喜興驛まで五十里

喜興驛より

陰竹驛まで五十里

陰竹驛より

利川驛まで卅五里

利川驛より

慶安驛まで四十里

慶安驛より

德豊驛まで五十里

德豊驛より

京城まで十五里

利川の内 廣州の内

右德豊驛より漢江の渡あり舟路百餘歩冬の江水悉く氷り歩行  
よて其上と渡る可し氷淺き處の氷厚く水深處の氷薄し行旅の  
誤りて薄氷を踏むことを恐れ豫め標木と立て、行路を示す處  
處の川渡し皆な是の如しと云又道中本筋の道幅凡そ九尺並木  
なく暑中の甚た困難ありと多くの二三百歩の内村家あり酒店  
等も休みて熱と避く旅籠屋の驛毎もありて宿泊も便あり

驛程公費

大路 二十結 中路 十五結 小路 五結 急走 五十負 大馬 七結 上馬 中馬

五十負 結 小馬 四結 駄馬 大渡 五十負 結 中渡 七結 小渡 三十負 結

右何れも田地を與へるとき站院津夫等の備と一馬牌草料等これ  
ありて以て官用を辨す一箇人往來への是亦渡場などに極りた  
る賃錢ありと云ふ  
馬牌の尙瑞院 役所なり出すより出し驛所毎も之を示し繼立を  
すものとする觀察使を初め其外文官の何れも其職も應じ差われ  
とも往復共に驛馬を給す武官への公用にても馬牌を與へず是  
れ武官の必ず自身に馬一匹を飼ひ置くなればなり其馬牌の銅  
を薄く延べ凡五六寸の圓形と造り表への官の印と捺し裏への  
馬何匹何道何地と記す渡船も同斷是を以て引合するあり  
草料との公用も付官吏諸方も出づる時官より宿料を與る符記  
よして是亦尙瑞院より出づ何役従者何人何道何郡まで往來の  
由を記す

東萊より京城まで九百四十里十二日道中とするの表向の道程あり



て一日路を八十里に積りたるあり尤も驛馬の出方速かふす又  
啓聞等差立も驛所より驛所へ繼送るよ付蓋此の日數と要する  
ならん通常人の一日行程凡百里とす道中行厨を携へず濁酒と  
飲み飢を凌ぐ習慣なり

把撥と云ひ早追の事よて義州よりの時々ある故驛毎よ此人馬備  
あり事あるとき驛外よ馬と牽出待受て段々繼ぎ送るあり  
早追の人の總身よ木綿にて緊く巻き義州より京城まで一千一  
百里を廿四時八時の四十よ達と云ふ又飛脚を歩撥と云ひ近き  
所へ飛脚と出すとき腕を緊紮して封をなせり道ふて滞らす何  
地にても之を追立るあり

船路の慶尙道金海より尙州の内洛東まで五百二十里洛東より陸  
地八十里と經忠清道延豊の内より又川に浮び京内漢江まで三  
百三十里なり又漢江より王城へ三里とす  
金海の諸方より船皆此處よ來り川船と借りて沂る即川口の湊

あり金海より川下凡三十里あり處々州渚となし水勢も隨て變  
化と來す故よ川船の形常の船より淺く且廣く造るあり機數至  
て少あく棹を用うる所多し若し水勢少きとき通船なりがた  
きことあり此川兩口となし上の多太浦下の安骨浦よ分れ其間  
四十里と隔つ又金海より内五十里の處よ昌原の内馬山浦と云  
所あり嶺南海南の貢米其外諸品献上の品を此地よ廻漕し之を  
請取るよ大丘の判官并内裨將昌原の府使立合ふあり此浦  
よ官の倉庫數棟あり其他鹽商の船等多く此港よ集り朝鮮の港  
灣中に於て此地の第一の繁華あり  
新草梁館所より多太浦 三十里 天城 七十里 玉浦 百三十里 知世浦 百  
八十里 盜藏浦 二百二十里 機張 七十里  
巨濟の島より陸路釜山よ抵るとき凡三日路あると金海より  
渡船よ乘れり直線よ達とべし尤公用にて通行るとき各所  
ふて繼送る爲め少々づゝ時と費すなり又巨濟より統營の間を

大船の通行するあれば留防と云ふ船政所にて取調ふる故に大船の巨濟の沖を通るを常とす又閑山島と云小嶋あり巨濟の内

の嶋あり  
八道の島嶼 一濟州 全羅 二南海 慶尙 三臣濟 同是を三嶋と云ふ

古へ濟州を耽羅國と稱し耽羅王と云人此島に居りしを朝鮮より亡されたりと云ふ耽羅國初未た人あらざるとき漢奴と云へる山の毛興穴と稱する所は神靈降りて神人三人と化生す其神名を高乙郡、良乙郡、夫乙郡と云ふ毛興穴の古跡にて今も尋る人多し又高、良、夫の三姓の國中處々よこれあり

濟州の長さ凡三百里横百里京城より海南まで百八十里渡口まで二里水路九百里判官一監二と置く濟州府より大靜縣まで一百里又義旌まで百四十里漢拏山の頗る高山よして壬辰の乱は國王此島に避たりと云又濟州は限り貢を納る者どもの歸るときは二人内は駄馬一匹と下與すと島中柑、柚、山柚子、と産し献上品の

とある其外物産の藥種、海産物あり柑、柚、の類あり皮薄く子の日本の樹と異あり若し待て色を出す何れも乳柑の類あり全く日本の樹と異あり若し待て色を出す何れも乳柑の類あり全

南海の長さ凡二百里横八十里京城より九百里の内水路二十里監

一僉使一權官二萬戸一を置く其物産の海産物あり

巨濟の長さ凡九十里横凡四十里京城より一千里の内水路五里令

一萬戸五權官二を置く其物産の柚子、石榴、海産物なり

江華、喬桐、珍島、天城、鹿島、馬島の田地あり或は周廻五六里の島にて

も田地なきものあり島守なく唯た僉使、萬戸にて支配する島々

なり多くの牧場となす

鬱陵島一名を子山國と云ふ又弓嶺と云ふの日本は云ふ所此島の江原

道の内あり當時三年に一度氷營より役人兩三人日本通事一人と與に三陟より船に乗し檢分として之を渡る京城は三陟まで六百里而て水路一千餘里穩ある天氣もて日本、朝鮮の諸山

と見ず猫多く此島は栖み犬ほどの大さあり往昔此島人家あり  
一が種々不都合の事となすと以て本國より引取られ猫のみ残り  
て繁殖せしなりと云ふ朝鮮人の常より此島は渡るものあり偶々  
全羅道の者海業の爲め此島に渡り船などを造りかへることあり  
島中人參、鮫、海鼠、等を産す近來日本國人が警視廳より吏員を派して之  
と連歸

白頭山の國中第一の高山あり其高さ二十四里頂上、白岩あり雪の  
如し九月曆陰より三月間の積雪峯は滿つ其麓蟠ること三百里あ  
りと山勢南に面して國を懐が如し第二を濟州の漢拏山と云北  
に面して遙く白頭山より對す國人此兩山を稱して國の大本とい  
外に交て内を保つと云へり此外慶尙道に鳥嶺山あり其高さ凡  
廿里あり元來朝鮮の地の山巒多くして平地少く國中卅里四方  
の平地を見すといふ白頭山より落る氷の鴨綠江、黒龍江、豆滿江、  
み入る豆滿江の白頭山の背より出つ

全羅道錦山の内徳裕山又京畿道寶蓋山の兩山と稱して敵山と  
いふ逆臣の此山に於て刑を行ふ故に之を名くと

山の景勝國中第一と稱するの江原道通川の金剛山なり山は八洞  
あり岩石の形自ら佛體をなし溪水隠見し亭子蕭疎として風景  
畫くが如し

八洞の長安寺、普徳窟、内圓通、羽化洞、靈源洞、百花洞、萬瀑洞、般菴洞、  
是れあり洞中に釋迦峯、觀音峯、地藏峯、と云類あり禪菴の設け處  
々に散見せり又靈源洞は白馬峯あり其形ち人の白馬に乗たる如  
し或の罪人峯、地獄門、等あり般菴洞に鳥喙泉あり昔此洞中は氷  
なかりしが鳥あり喙を以て巨巖の半腹と喙みし氷其喙痕よ  
り出でたりと當時世祖金剛山に詣り法體を歸したりと云へり  
關東八景の江原道の内はあり江原道の景勝富めるを以て隱逸士  
の多く此間を徜徉する由なり

蔚珍の來陽亭

海邊にあり前なる小島を見  
越し日出の景殊に佳なり

平海の月光亭

三陟の行雪樓

江陵の定包臺

襄陽の落山臺

杆城の清間亭

高城の三日浦

通川の籠石亭

平安道平壤の内は、大洞と稱する水あり、春秋樓船の遊をなすの地

よして頗る有名の所あり

漢江の内利川の前の京畿、江原、忠清の諸川流會集し、此所に涯り潮

の満ちるに隨ひ水漲を見るべく、尤も壯觀あり

原城の北十里、瀑布あり、潮溪といふ、其高さ三丈許あり、然れども

瀑水の近傍平地は乏しく、亭子と設くるの隙處あり、其川流は傍

な七歳時遊人多く集まり、或は舟遊をあり、又は河邊に憩ひ、夏天

の林下は、就き席と設け、暑を避るゝ宜し

鴨綠江の白頭山の麓を距る九百里西南方、注き常に三派とあり

水勢至て穩あり、江界の邊より昌城の邊までの水勢激すれ共、朔

州に入りては、百餘歩の大江とされるあり、此江外空地數千里あり

り、元と鞏鞏の地なりと云ふ

北岳山一名白岳山、京城より此山頂より京城を繞る所の江流と一

見すべし、又三角山と稱する勝地あり

京城の大川の龍山、麻浦と云ふ國中數條の川流多く、鴨綠江、漢江、

洛東江、注く此國の水出るときは、大お出平常の川水涸れて、沙

礫原とあす所多し、之を爲め道中大なる橋梁多く、川水の深き處

に、圮橋、砂橋等を架けて、人を渡す、二三十間も續きたる板橋、見

ると得ざるなり、又江中の洲渚、漁民茅を結ひ、衆と造る、此洲は住

居する者の陸の公役に、服せづ、只魚類等を納む、古來より洪水あ

るを聞かず、或は小風波の民家と、傷損するとあるのみありと

置時の十里毎ふ小準を置三十里に大準を置く準址今も存するも  
 のあり後ち十里毎に張承を建て郡村間の里程と彫り其上部に  
 人の面體を刻む之を稱して張木といふ昔張承と云人あり家來  
 と殺して其妻を奪ひ非道のみを恣おせしより國中お示し小準  
 の上は暴さしむ後ち小準の廢す唯た張木と建るよ至る  
 田を耕すよ用氷溜池おく全羅慶尙の境よの大澤と設け早歲に  
 此氷と以て田よ灌く其外八道の内大澤おく黃海道よ山中を流  
 る氷七十里よ亘るものあり國中山間氷流の源委是より長さの  
 ありと云ふ

節序

正月元日の都鄙ともに餅を煮て之と食ふ身代相應の者の祝とし  
 て膳部を設け置き親戚故舊の年禮よ來る者よ供す此外祝日毎  
 よ身分ある者の膳を設け酒を薦む又親類の内よ貧き者おれの  
 物品と贈り家よ使ふ所の奴婢おの衣類を與ふ

同月十四日の身厄と稱し運星惡き者の厄拂とて藪人形と作り身  
 よ着けたる衣服と以て之を包み夜中道傍に捨て此夜宴を開て  
 大よ祝意と表す六十歳を還甲と云又同甲と云上下ともよ之を  
祝ふ毎月破日とて五日十四日廿三日に新よ  
事と始むる  
ことと忌むる

同十五日の踏橋と稱し京中の人酒肴を携へ月の出る時より橋上  
 お席と設け思ひくに樂みと取る此夜七つ橋と超ゆるとき  
 災難と免るとて橋上大お賑へり又二月十日の京中  
家毎よ煤拂をあす  
 三月の内よ寒食の日を祝ひ介子推と敬すと云ふ又先祖の墓所よ  
 詣り草を除き膳部等を携て墓よ奠ふ

同月三日の酒饌を携へ或の樓船よ乗り漢江西江の邊お出又の桃  
 園よ聚まり各々遊樂をあす

四月八日の京中の人晝の山川よ遊び夜の家毎よ燈籠と大竹よ結  
 ひ高く門外よ揚く田舎の此事なく唯だ地方官の海邊よ會して  
 數百の炬を燃し夜宴を張ると云ふ

五月五日の端午ふて限りある祝日と一國王より端午扇と云と京官及び八道觀察使まで數と定めて下與すると例とす觀察使の一道の守令お與へ守令の又下吏に與ふ端午の女人の鞆の遊ひをなし男子の角瓶の戯をなし五部の人各々兩傍お分れ人數二三百人つゝ時々寄合と云平生此事あれども此日の會の尤も盛あり邊鄙も角瓶の固より關雞關牛石戰等の遊をあす角瓶者として平生定りたるものあく各々力を角するあり又石戰の双方お分れ磔を投して勝負を決す京中お於て之と禁さといふ七月十五日を百終と云百終の祝の國王より百官へ百の種子を與ふ宰相の三升以下各々差等あり此種子中五穀の種と首とし王の面前お於て之を分つ是れ百穀の種を播するの意ありと八月十五日を秋夕と云先祖の墓は膳部を奠へ或は墳損せし墓の土を以て之と修繕す

九月九日の菊花を賞し酒饌を携へ遊歩し又は自宅は朋友を招き

宴會を催はし或は高山お登る等なり總て秋の月と遊び月の名所の處々おありて觀月の遊とあす釜山の永嘉臺多太浦の沒雲臺海雲臺等の月の名所の中お在り

冬至の邊鄙までも祝日よて朝の家毎は小豆粥と炊くを例とす十二月晦日の祝詞を演べ又商人の差引を極む其外新年の準備をなす等にて都鄙お論なく頗る賑はへり

四名日として祝日の内重きの五月五日七月十五日八月十五日十二月晦日あり

立春の祝詞の文字を書き門戸柱毎おこれと貼る外は符文の類もあれども平常之を貼らさるあり

人物 附僧道

男子の京畿、黃海、忠清、全羅、慶尙、諸道の人物を以て優れりとす總て氣質寛よして生業も醒醒たふす何事も自然と寛あり然れとも農工商共に富めるもの稀あり譬へば一村の農十人よして牛

馬四五頭も飼ふもの一人あるものなきかど云程よて工商も亦右  
 お準て家を營むまでの有様あり又平安、咸鏡、江原道の人物の  
 全國中よても氣質少く鋭く農業山海の勞作よ堪へ其力業の三  
 南人より強し咸鏡道の人氣強く時々大なる争闘よあす往時大  
 盜起りたるるとき咸鏡道の者黨をあし或の五十人三十人と村々  
 へ押入一村空うせしことまゝこれありしと云此地猶小盜出沒  
 し其中食物よ盜む者の憐みて或の見のかす事あり秋收の時よ  
 の田よ刈置く稻よ盜むものある故よ其番よ去て田の中よ假屋  
 を設け盜を防く居民の力量の中等以上の強弓よ彎を勤めとし  
 以下の者の背よ物を負ふ事よ勤めとす總て強弓よ彎の術よ得  
 るときよ隨て名を得試験の時的中せさるも及第よ至る通常の  
 者肩腕の力を後あして専ら背よ物よ負ふの力を養ふ故よ強き  
 者銅五六百斤よ負ふよ至る白米二俵を負ひ二三町行くもの至  
 て多し凡白米一俵の百三十五斤あり

女子の北土の者容貌美しく中人以上の女の獲よ戸外に出ず常に縫  
 針の業よ專とし文字を學ぶもの稀あり偶々諺文を書る女あ  
 れども人敢て之を稱せず唯だ官婢の諺文よ學べり中人以下の  
 女の總て勞動よ專あし農耕の男女どもよ之を爲せども肥糞を  
 扱ふの女の手に限り男子の與らず其夫と農耕よ從事するとき  
 の婦の餉よ田よ送り又市に諸品を持出賣買して夫の勞よ省く  
 ことよ勤む産婦の難産の者少し臨産の時兩班文武の官の家お  
 の侍女ありて之よ取扱ひ下等人の近所又の懇意のもの來りて  
 之を取扱ふあり不具ある子よ産むことよ少し双生の時々之れ  
 あり總て産後の身持を大切あし風あふれ食事よ濫あせすと云  
 ふ女の衣裳の腹より上を細くし裾よ廣くするあり腹より上の  
 木綿よて堅く巻くの風儀ある爲め姪婦も別よ緞帶よ用ゐず  
 寡婦の兩班の勿論下賤の者たりとも改嫁することよ稀あり若  
 し改嫁するときの懇意の素より其村内よ改嫁せよ其他よ向

て婚を求む又合禮として幼年の時婚禮の手續をなし同室に住み若し不幸にして十二三歳の時夫たるもの死して寡婦とある婦の他は改嫁するとき其腹の子生れたりとも世嗣と成さるるの妾腹の子の例も同じ貧賤の者も子を棄るを聞かず常は房内の暖なる處に隠せ置き敢て抱負することとあさず子の髪を生髪のままにて剃らざるあり

正妻の子なく妾に子ありても家名を相續するを許さず或は田地を分け與へ又は他の方向に就かむ總て妾腹の子は何人ありても他より養子するものとし庶子の及第することを得ず又妾腹の女子は兩班に嫁するを得ず下賤のものも之を嫌ひ妾の子は又妾とあるより外なきなり妾を置く事兩班の云ふ及ばず商人までも時々往く所の旅地は抱置き田地等を付置く者あり總て庶子の僕従ありも詞を與む

るあり

女の化粧の燕脂粉密油を用ふ眉を細く作り髪を太く入れ髪が多きを以て好女とす

醫師の兩班の末子或は妾の子醫術を治め其外州府中等以上の人  
の末子等亦之を學び官品を有する者も多く有りて人皆尊敬を  
村鄙の地は醫師稀あり其送迎は馬を用ひ總て醫の内外治療を兼ね膏藥類も用ひれども外科に委しからず金瘡を療すること稀あり

又州府の地に藥店あり藥種の多く國內の産を用ひ不足の品の  
北京より來る若し毒藥の種類を買ひんとする時の證人なくして  
賣渡さるる法なり往時の毒藥を用ひ人を殺すことありしが其取締を嚴にせしより其風漸く薄らぎたる由又人身中死  
藥、生藥ありと稱し耳垢の毒藥とし唾の生藥ありとて明りに吐  
かずと云



女醫の京中も數多あり各道官婢の内よて適當の者を選び官より醫道の稽古申付るなり此醫の男女も限らず病と療する故に其容貌美なるものあれり或の病も托しこれを招くことあり其本の婦人の療治を専らよせしありと婦人病あり男醫と招ぐとき其房内入口は帳幕を下し脈體と診察せしむ

両班の婦人の云に及のす中等の人よても我妻を酒宴の席も出す事なく妾の親友の席に出ることあり

國中娼妓あり一時京畿道利川の内「ド、リ」と云處に賣淫女を置き村家二三百戸半の娼家半の酒肴と賣り一村并せて遊郭の姿とあり一夜一婦百銅より五百銅までの價とす其後停止せられり旅人の徒然を慰むるときは大家の使女又の貧家の處女寡婦或の女醫を密に招ぎ一夜の春風を買ふことと得ると云

小見と云あり盲人の事よて専ら卜筮を業として生活をあす戲子よて輕業をあそものあり又の狂言師よて繩技と演し繩上も

立て扇を開き舞踊の體をなし又地上よて反轉をあり其外種々の戲技を行ふ京中の日々これあり諸道郡村も其歳時五七人つゝ伴と結び所々も回行して技を售るを常とす五人の内二人計りの十三四歳の小供に鮮衣を着せたるものを雜ふ又傀儡クワンゴクとも云僧とある者の三年の喪中も生れざる者多く又貧者の末子官婢の子何の事故ある者を僧となすなり兩班の子孫も僧となるもの稀も之あり凡僧の幼少よりするもの中年よりするもの共もあり又還俗することも時々これありと云

八道の寺數凡一千五百餘寺と云ふ尤も多きの慶尙道よて三百六十餘寺あり大將と稱すべきは京畿道の内は南漢、北漢と稱する二寺あり此二寺の僧侶の長司もて各道寺々への達令も皆な此より出つ南北漢の兵曹も屬し一寺の僧數一千四五百人と云總て僧の軍人の員も備り州府の寺僧の陳法を習ひ營門も附屬す此より以下の寺院の僧徒三百二百又二三十人住居するものと

す州府の地山城を築き僧として之を守らむ僧として射術を通ずるもの多く又大工の職をなす者あり

僧官の兵曹より命ずるあり南北漢の主僧と總攝と云諸道寺僧の官位の總攝より命ずるあり各寺の主僧と僧將と云之に次を僧統と云又佛尊、大師、和尚等の名あり是より以下の官あり僧官の一品より九品まであれども官人の官品と異あり一品の僧三品の府使に逢ふときハ揖禮をあり而して席より着く通常の僧の俗家の牀より上らずと云大師に一品二品あり和尚より三品より九品まであり僧將僧統弓と射學を講し是又一品より九品まであるなり佛尊、大師、和尚等の佛學の固り儒學も達するものを選ぶ佛尊の稱を得る者の八道の内一二人に過ぎざるなり

小僧の寺院の力に應し幾人を養ふも妨げあし古來より有識の僧數多ありと雖も其名尤も高きハ新羅時代の人ある元曉祖師とす東萊梵魚寺の開山あり

南北漢の總攝山中を巡回する時の僧徒七八十人其中僧使令喇叭を執て之より従ふ山外より従僧十人許り過ぎす其外大師三品位の僧の僧徒一二人小僧一二人を従ふものとす

寺領の附たる寺の南北漢江原道襄陽寺と云各々千石餘の田地と有す其餘の寺僧の働きて或ハ紙を漉き麴と賣り或ハ餅飴等の物と携へ春秋の田圃の邊より出て、穀物に代へ又ハ先住より傳る田地と耕し又ハ瓦、陶器、大工等の職と學び生と營み平常注意周到ある僧の身代却て俗人より富める者あり凡僧侶の官の修理をへき場所を自費にて修理し且飢餓の者を救ふことあれば官位を受く又僧の勤め怠らず身貧しうしても智識より富める者の官位を受け或ハ大盜を捕へ其功著しき者の官位を受るあり

佛法五戒を慎み釋迦、阿彌陀、觀音、を始とし諸佛羅漢又關羽の木像等の大寺每々三十座より五十百座と安置し僧徒の朝夕寺内の僧堂より集り經文と唱へ勤行し而して各々自身の房内より還り飯

を喫し外も出て、職業を營むものあり又寺内の事を執りて勞  
 動するものあり大師の専ら佛事お關し日々香を焼き燭を點し  
 剪裁花を挿み蔬菜と奠へ經と佛前お誦むあり和尚以上自ら大  
 工等の事とせずと云僧の常は南無阿彌陀佛と口も唱へ俗人も  
 或の起居共は之を唱ふる者あり僧の名の譬への宥善又の惠澄  
 と云ふの類なり僧の木器を奪び匙箸類までも木と以て造る也  
 佛家に地獄の説あり閻魔大王と始め十王殿等皆あり然れども死  
 して後地獄に墮ち牛鬼馬鬼の呵責も遇ふなどの説と唱ふると  
 聞かず俗間物と貪る者と稱して餓鬼と云ふ俚諺あるを見れり  
 地獄に墮るの説も蓋これある

經文の法華、楞嚴、咒禪、禪經の類の常は之を誦し此外にも數多ある  
 由

火葬の僧に限り僧死する時の其屍を寺外の野邊に昇出し柴を積  
 み火を放ちて之を焼き而して其骨を碎粉して飯中お混し岩石

の上お投棄して鳥類の啄み盡すは任す是れ跡を此世お殘さ  
 るが爲めあり

引導と云ことあり是と行ふとき衆僧佛前に集り引導と唱へ鉦  
 を鳴し鼓と打つ

尼堂の山中にあり尼とある女の兩班の妻妾或の夫は離れ又の不  
 義の惡名を受けたるもの其外便なき獨身の女不具なる者等十  
 人廿人づゝ一寺に集り多くの衣類の洗濯、綿繰、糸引の如き女子  
 の職業と營む尼の外に出でざるを宜しとする故諸仕事の皆村  
 里より取よせて之とあすあり其衣服の俗間の女は同く頭は弁  
 と着け裳をかけずと云常に念佛とのみ唱ふるあり

道士隨士の輩數多ありと雖も近世著名の人なし往昔道士の高名  
 なるの林白浩、李濟督の二人とぞ

巫覡の神子と云が如にて巫男巫女あり俗間甚た之を輕す巫夫婦  
 よて諸方を廻り夫の承知めて其婦の他人の爲めは衾枕の塵を

賜ひ物と受る等と以て耻とせず又祈禱をさし禮物を受け巫男

の又卜筮をさす  
覗ひ幼年の者死するとき其魂魄を奪ふ術ありと稱し占考をさし  
又詫言なとを唱ふるありて婦女等の多く之と惑ひさるゝより  
停止とされども密に之を行ふもの尙ほ絶えず

官制 附科擧 儀仗

東西班官職

堂上官名 知事 同知 僉知(文武共)一品二品

あり尊て常大監と云ふ  
同知、僉知、を令監と云ふ

堂下官名

文 三品正 四 僉正 五 判官 六 主簿 七 直長 九 參事 八 奉事

武、別將、先達、千総、把総、百総、郎廳、直長、哨官、

外官

監司 兩班 武文官 三 百 四 十 三 九 員 員  
の正判書より道の時々之を遣はす由觀察使又巡察使と云ふ六曹

都事 從不 正三品 一 道 京 城 監 司 九 判 官 告 事 也  
留守 從不 正二品 一 道 京 城 監 司 九 判 官 告 事 也  
庶尹 從北 正二品 一 道 京 城 監 司 九 判 官 告 事 也  
判官 其從 正三品 一 道 京 城 監 司 九 判 官 告 事 也  
大都 護府 正三品 一 道 京 城 監 司 九 判 官 告 事 也  
牧使 府 正三品 一 道 京 城 監 司 九 判 官 告 事 也  
郡守 正四品 一 道 京 城 監 司 九 判 官 告 事 也  
縣令 正六品 一 道 京 城 監 司 九 判 官 告 事 也  
縣監 正六品 一 道 京 城 監 司 九 判 官 告 事 也  
察訪 從四品 一 道 京 城 監 司 九 判 官 告 事 也  
統制 正二品 一 道 京 城 監 司 九 判 官 告 事 也

統制使 正二品 一 道 京 城 監 司 九 判 官 告 事 也  
統制使 正二品 一 道 京 城 監 司 九 判 官 告 事 也  
統制使 正二品 一 道 京 城 監 司 九 判 官 告 事 也  
統制使 正二品 一 道 京 城 監 司 九 判 官 告 事 也  
統制使 正二品 一 道 京 城 監 司 九 判 官 告 事 也  
統制使 正二品 一 道 京 城 監 司 九 判 官 告 事 也  
統制使 正二品 一 道 京 城 監 司 九 判 官 告 事 也  
統制使 正二品 一 道 京 城 監 司 九 判 官 告 事 也  
統制使 正二品 一 道 京 城 監 司 九 判 官 告 事 也  
統制使 正二品 一 道 京 城 監 司 九 判 官 告 事 也

城中廿餘洞城外廿餘洞あり

兵馬節度使 正三品陸地の大將  
 水軍節度使 正三品水使の大將  
 虞候 正四品將使  
 中軍 正五品副將  
 僉使 正三品差添軍制  
 萬戶 正四品邊鎮六品大將  
 營將 從三品中營の武職あり  
 監收 正六品配一す村使を兼ぬ  
 權官 正六品勤にト管り  
 別將 官階も同ト  
 但武官昇階五軍門の勤に至る兵使の内重きハ北兵使あり  
 制使とあり五軍門の勤に至る兵使の内重きハ北兵使あり  
 各營東伍三萬五千九百八名京中旗下軍の外諸營の内中樞府を

首とす

領事一

僉知一

判事二

經歷一

知事六

都事一

同知八

訓練都監

御營廳

禁衛營

總戎廳

守衛廳

右を五軍門と云ふ又營門と云ハ六曹の内と云ふ

每營都提調一、提調一、大將一、中軍一、別將一、千總五把、總五、哨官、四

十五

五衛都總府

勇士の營めて五營將十二、護軍八十司、宿六百八、司猛二百二十八、  
 司勇六百五、此外捕盜廳左右ハ在り巡廳等の處二拾餘府あり  
 各道守令萬戶之輩議政府六曹及司憲府司諫院より申牒ハ據り觀  
 察使節度使一々年三人の更替ハあす若三人に過ぐる時は朝會  
 の朝議を以て之を定む  
 官吏黜陟ハ風評と採るあり初め京官ハ卅日と定り外官ハ五十日

に定りたるを其後京官の春夏秋冬共みおれあり外官一年中に六月と十二月兩度とす例へば十度共み上に至れば一階と加へ十度にして三度中あれば罷職を申付くる又一度より罷職するもあり京官の黜陟と司憲府の其評を採り吏曹之を糾す外官の黜陟の觀察使之と行ふ僉使以下の兵使之と糾し又觀察使の事の都事之を糾し兵使水使の黜陟は統制使之と行ふあり又御使の八道と微行して守令の風評を聞き潛み之を上申せ

狀啓又啓聞と云ふの八道監使及東萊府使、義州府尹、江界府使、又限り直し狀啓するを得表書の承政院宛て之と送る是の重要なる啓聞よて國王に直奏するも異あらず其外吏曹、戶曹、禮曹、兵曹、刑曹、工曹等各其職事と啓聞す此餘の諸郡縣の報狀を觀察使に出す同任牒呈又移文と以てす上より下へと關文を以てし又傳令と以てし何れも役印と用ぬ官名の下し手決を据うるあり

手決  
と所謂華押の類よて監  
司たりとも自筆す

官制年六十五歳と過ぐる人の外官に派遣せず親の年七十以上のもの三百里外に派遣せず或の六十五歳と過ぎ遠職に居る者あれ共之の勤績又の其子幼年あるより自なら請て任處に赴むくあり又其身職と辭する時の年老病氣等もあらざるもこれを許さず假令七十以上の親ありとも其親より願ひ出づれば其子三百里外の職に任することを得

給暇の止み難き事故あり親を省み及先祖の墓參及婚嫁等の往返を除き七日の暇と給す親の病の侍養七十日とす更に卅日を過れば職を免さる親の喪に遇ふとき三ヶ月の暇と給し葬儀を行ふはしむ其餘の自身より辭職するものとす

諸州郡其外堡の官に至る皆經國大典の旨に隨て之を治むるあり外官勤所に死すとき監司より權官に至まで米卅五俵より廿俵までの雜費と給し棺槨京城に歸る道中人馬の皆官給とす其地の役人附從する費用の其地の人民より之を出す

外官の妻を携ふるの妨げあり然れども費用輕からず故に之を携へざるもの多し邊地の勤の輕き人たりとも妻を携ふることを禁ず是外寇の爲め人質おせらるゝを慮てあり其餘の監司より萬戸權官等各家族を携ふ

邊地の勤の日本體又の北京體と稱し何れも廿四朔を期とす其餘の五六年勤務するなり邊地の勤務中妻を稱して妾とあり密かに携帶するものあり久しく留置く時の風評惡し、故に是等も亦稀あり又外官不時に罷職の時の印信を近所の郡令に預るあり

監司を始め其外郡縣の令まで眷屬附從して任所へ赴ひき衣食の給與を受くるもの數多ある故に費用頗多しと

京官中承旨と云ふの玉堂の中へ在り六曹の事を聞くもの各一人之と六承旨と云ふ其外何事よても六承旨より國王に執達するあり其職至て重し故に喉官と云ひ又堂上官と云ふ

座起とい其長官の廳に出勤するを云ふ其長官座起せざれば重要なる公務の裁決之あり

宰相行列の人數廿四五人平轎子に乗り列中重立するものゝ家臣一、中房二、書記二あり行列の中を横截するものゝ罪を受く行人の唯た路傍に跪くのみ童子の馬を騎ても咎あり宰相の家より男女人數凡二百人家臣各二人あり内外と治む又中房とい宰相及判書までの何れも四五人づゝこれあり是側近き勤めて公用の取次をかし門内の廳舎に居る宰相の私宅よても毎日公用あり九品までの人の表面の對面及懇信を結ぶの紹介の皆中房の周旋に預る懇意の人より居間めて對面ありて位三品の人より却て丁寧の扱なり

平轎子とい輿あり地を離るゝこと五六寸平地に坐したる如く鉄の輪を附け人として靜ま之を挽くしむるなり

宰相の子孫三代までの科擧あくしても大科の部に於て重職とあ

る其人品より宰相にまで登ることを得初め玉堂の勤めをな  
し堂上とあり或の府使より参議、参判、を経て提調、判書、監司、又都  
提、調領事を勤め三公に至る右三代までを三公の子孫と云ふ  
宰相其數定まりなく凡三十員あり城外の家宅あるも在職中は城  
内より住居す宰相といひ三議政の勿論領事、都提調、までを云ふ又無  
職よても宰相の稱あり假令無職なりとも國より大事あるとき  
参朝す又備局宰相の無職よても備邊司より充つ隠居せしものを原  
任宰相と云

六曹判書の行列の二十人計よても貂軒より乗り調練官一上馬中房一、書

記二、途より宰相よ逢ふときの脇道よ避く

調練官といひ家臣の如きものよても急用の時の馬よ馳せて公用を  
達す貂軒といひ興あり高六七尺其上より坐し鉄の輪あり人をして  
之よ挽るしひるあり

五軍の大將の令旗を持せ往來す宰相判書の通行よりも威勢強く

見ゆるなり將及裨將までの馬に乗り一行二十人許とす無役よ  
ても四五品の人の文武共よ馬よて往來し小童一從者一と從ふ  
夫人よ品あり從二品以上の夫人の雙轎子よ乗り四方よ絹にて張  
り内を見せざるあり或の木綿よて張るもあり内命婦の品位よ  
應下八人、六人、四人、おて興を昇き男女の從者十人より二十人ま  
でとそ其外三品以下五六品の夫人までの馬轎子よ乗る  
雙轎子、雙駕馬、とは馬二匹よて前後を負せ上よ覆ひ横三方の木  
綿を突揚げ常よ雨覆よ携ふ寒中の鉄よ温め布を以て厚く包み  
之を安置處の三寸許よして一面簀板の如く行くこと五六里の  
間の温氣を保つと正二品より正三品の府使の此の轎よ乗り從  
三品の府使判官の輩の帳獨轎と云ふ一馬のものよ乗る是亦雙  
轎子よ似たり馬轎子の郡守、縣令、察訪の輩之よ乗る轎子の何人  
よても乗ることを得文武班の隔るく天井を張らそ四人より十  
人許よて之よ昇く



外官の監司都より下り来る時從者の八九人内裨將六七八人迎の役  
 人使令まで十餘人とす又巡歴の時の裨將一、小童二、書手二、吸唱  
 二、國書付一、使令四、日傘一、其外樂器旗類の其宿泊所の郡より出  
 す是又諸郡の備ふべきものよて備へ解れバ守令其責あり總て  
 出立前よの先觸を出し驛馬の準備をあさしむ郡より公用よて  
 通行する官吏何れも先觸と出す又路程記を廻すにより其沿道  
 人民の道路と修繕し川よの船を備へ陸よの馬を出し聊かも遅  
 滞なきに注意す其行列の左の如し

鉄砲 一出入之清道旗 二龍旗 一夫二馬軍官 一別軍官 一馬旗 四萬  
 戸 二馬具 足下 肅靜器 二青龍刀 二船將 二馬具 足下 旗 四十二本 萬  
 戸 一馬具 足下 偃月刀 二龍刀 劍 二令箭 二令旗 二喇叭 二馬 七聲 二太  
 平簫 二鼓 二鉦 二鈸 二六角 二白中旗 一軍官 二馬 弓 旗 二印信 馬 一  
 童 一馬 韃 一節 鉞 三軍官 二馬 弓 內裨將 二馬 弓 下 四率 馬 五司 命 馬 旗  
 一夫 軍官 二馬 喇叭 四號 笛 二螺角 二巡視 旗 八令 旗 八別 軍官 九馬 弓

羅杖 六使令 十二稽琴 二笛 二笙 二長鼓 二鼓 二日傘 一雙 駕馬 前後  
 匹小童 八夫 十餘 胡床 各 一騎馬 十八書手 官牌 二馬 察訪 一馬 上馬 二  
 吸唱 二夫 十餘 鞍籠 各 一騎馬 十八書手 官牌 二馬 察訪 一馬 上馬 二  
 人、五六人餘、馬五六匹

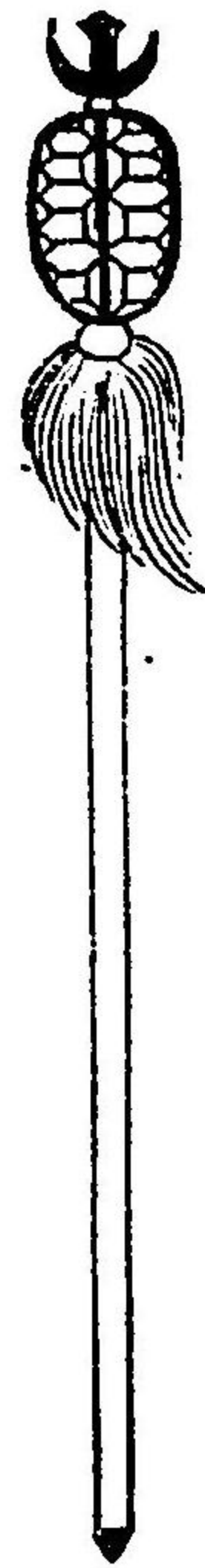
令箭の常の矢より羽大よして十本つゝ指しよるものなり急用  
 の時書付お及ばず之と持て關所を通り公用を達す矢の根よ銀  
 よて細く令字を彫り置くなり忍ひに人を捕へる時の袖より出  
 して是と示す

旗種々あり五色の東西南北中に象る軍令とあす司命と云の譬  
 へは慶尙道の嶺南なり依て旗上大字お嶺南の司命と書す  
 令旗の諸軍を令し命を傳へ罪人等と捕るとき之を携ふ又の檢分  
 事等よの一將よ與へ遣す

肅靜と云の旗よて凡そ堅二尺横一尺餘裏よ虎の頭を畫きて表よ  
 肅靜の文字を書して之を持ち又旗の内よ豹尾旗と云あり長さ  
 旗あり之よ虎の尾を畫く陳中と令する時の肅靜の虎と出し豹

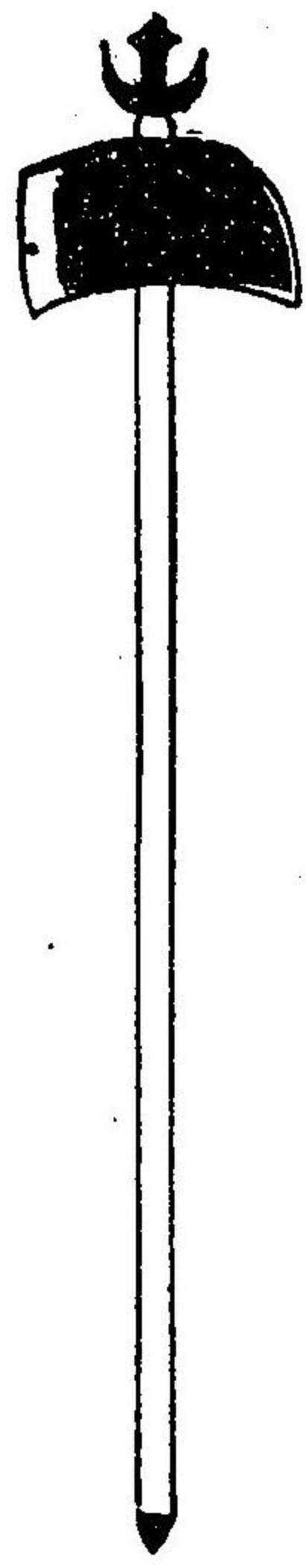
尾旗を建て將帥其中に坐す此時軍中一言も發すべからず若法  
を犯すものい死に處す

難の祭も用るものにて行列の時之を持つ節の下圖の如く節鉞と  
賜ふとい各道監司、統制使、通信使、正使、等北京へ使するときは之を  
許さる節を持つて幕下の人命を制すべし上より三股の劍あり  
下より金の光と放つと稱す



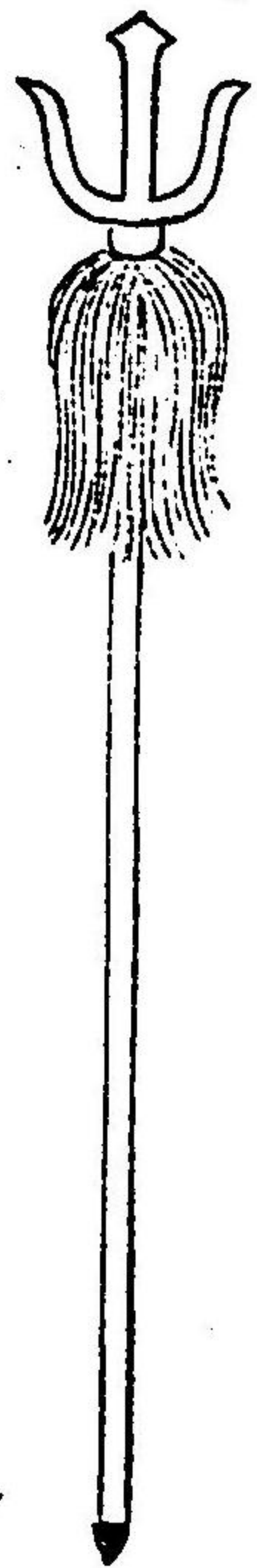
上の三股劍中の龜甲よりて鉄を以  
て造る下の金のみがきよて唐の頭  
を着く

斧の下圖の如くして武官の持つを許す



斧の武官に限り兵水使の輩より之  
を持つを許さず

鉞も下圖の如くして文官中は在りて一方の重任を帯ひたる者か  
許を上と敬し下は輝くも象る節も副へ斧にも副へ稱して節  
鉞斧鉞と云一方の總大將に至らずして重任の人に鉞のみを  
許す



鉞の文武共に在り  
一方の將も許す

但鉞のみ許しあるは東萊府使、義州府尹、  
江界府使、評事庶尹、釜山僉使、ありと云

儀杖の殿器もて圖書も副へたるものとす各邑各舎殿拜の時之を  
出す

印信兵符の常も錠と設け箱中も納め主將の側と放たず新古官交  
代の時の印信兵符と印床の上も置き對禮の上相授け受く是と  
交龜と云印箱の形龜の如くあるを以て名づく印信の何官もこ

れあり兵符の軍令をあるものよて鉞と賜る人お之を副ふ  
交印後三日の内は監司より別將に至るまで公用を聞かず州吏  
大小を分ちて小事の急あるものを處理す  
統制使の監司の行列より人數多し水操の時の行装あり節鉞斧其  
外監司の命より重き統制使兵使水使までへ密符と降すこと  
あり密符の至て重大のことあり之を受るもの事宜より專  
決することを得

軍器の何れも城中お貯ふ新古官引合あく若不足れば管務の吏  
と糺す具足に至るまでも皆城中具ふ僉使以下萬戶船將まで  
之を着用し代々譲り次くなり軍卒の具足の具へされども統營、  
兵營、水營、おの軍卒の具足も具へあり虞候の行列より具足と着  
て劍を佩ふ京城五營の軍卒も前より同一と云

使道どの前よりある牧使、府使、府尹、判官、の類を云ふ守護の地より  
少許の違ひあれども大抵の東萊お同一依て東萊の事情を左より

記す餘の是に準て推知す

東萊郡二十二洞も定但一洞家數五十軒とす洞凡千七十戸と云城凡  
三百間四方堀の高さ凡九尺溝の深さ凡九尺之と邑城と云ふ東  
門南門西門北門閤門人生門あり門釜山より入り西城お向ふと  
の昔より日本判事の門釜山より入り西城お向ふと云ふ東

閉門の酉の時、開門の寅の時とす毎朝下吏順を以て上官を伺候す  
鳴物喇叭二螺角一此件の武備城郭の部に於ては出さず  
官制坐首一是の府内の人民を支配し府使他行の時  
營將一是の軍卒を指揮する人にて一道の營  
中軍一料米一石木綿三匹

千總 一 同九斗木綿二匹 軍夫千人  
別騎 別將一 同九斗木綿二匹 別軍官  
守牒 別將一 同九斗同三匹  
武士 別將一 同九斗同二匹 別軍官

行道軍官一 同上 軍官の  
 兵房軍官二 各同八斗同二匹 軍器  
 把總 二 同六斗二匹 支夫五配人す  
 知毅官 四 右も同じ  
 別騎 百總三 右に同じ  
 守牒 百總二 各同九斗同二匹  
 武士 百總二 同六斗同一匹  
 軍器 監官一 同八斗同一匹 軍器修補  
 外 和館 設守門 軍官三各料米十斗木綿二匹  
 右の外館中掛役多けれど之を畧す  
 哨兵十五 軍夫百人と頭と常禄これ  
 守兵軍官四百人此軍官東萊州の  
 の何れも之家を所持す不時勤官の  
 勤も役れこの家を並の公役なり  
 常の勤も田地を耕し凡て家族を養ふ又商  
 業一府二勤も右餘も名とり

受るこども官名へ許され依て一邑中  
 勤るこども官名へ許され依て一邑中  
 多るこども官名へ許され依て一邑中  
 りこども官名へ許され依て一邑中  
 ありこども官名へ許され依て一邑中

通事三各料米六斗  
 衛典六十書手取の事にて府使の側居て事務を執る軍官は只名  
 其外諸引の方勤めを以て毎歳勤異に到る節も首役軍を考へ  
 數お加のる書契の色六人あり文字能く書す尤も首役軍を考へ  
 契啓聞等をし又鼓人と云  
 工人十五 又鼓人と云

附軍樂器 喇叭、鉦、七聲鼓、太平簫、螺角、之  
 附樂器 笙、笛、長鼓、鼓、嵇琴、琴瑟、  
 附曲調 羽調、曲戒、面調、節高、し、戒、面、調、も、高、く、  
 附樂名 大平樂、興民樂、萬歲樂、  
 右の外樂名ありと雖も皆此本つく樂何の世も始まりた  
 るを知らず往古よりの物ありと云ふ  
 小童州人十歳餘より廿歳餘の者或軍官等夜勤るも賤からぬ

人あに之を其餘の事あり  
 時令二十二人棍外内禪罪捕へ又盜捕將と云ちも右の同事く使令杖合  
 使令二程とす越一人の勤罪と捕へ又盜捕將と云ちも右の同事く使令杖合  
 罪人つと連越一人の勤罪と捕へ又盜捕將と云ちも右の同事く使令杖合  
 罪杖八人杖二持つる者罪杖八人杖二持つる者  
 捕緝切よ首髻の曳け來官品との捕時者四人或は六人使も出附る由日々  
 吸唱三與人輿總の側け來官品との捕時者四人或は六人使も出附る由日々  
 寺奴と云破り官人十とて農民付來府に婚せす又傳る者多て輕き勤なり  
 古婢二内外十餘よりたて置かす此寺歌舞の類し兵使汲氷使の義り  
 官婢二十内外十餘よりたて置かす此寺歌舞の類し兵使汲氷使の義り  
 其身致衣類等府の側置かす此寺歌舞の類し兵使汲氷使の義り  
 妾も酒湯婢とて置かす此寺歌舞の類し兵使汲氷使の義り  
 營も酒湯婢とて置かす此寺歌舞の類し兵使汲氷使の義り  
 人つと置かす此寺歌舞の類し兵使汲氷使の義り  
 内禪將無定敷府使の擇ふ所と各料米一石五斗大豆四斗木  
 邑數振ふ其勤使の府使の擇ふ所と各料米一石五斗大豆四斗木

縣令以下充つ人

使道の表向の行列の砲手一出入清道旗二番一龍大旗一都訓  
 導一馬偃月刀二金鼓旗二軍官四上馬龍刀劍二三枝鎗二令箭二信  
 符馬頭小童一上馬喇叭二太平簫二七聲二鈺二鼓一使令二人  
 内禪將三人弓馬上巡視旗二令旗二樂一行使令八人羅杖四日傘一  
 小童六七吸唱二人使道夫十餘軍官六衛典馬三人胡床一鞍籠  
 一童二吸唱一下吏二人

常の行列の喇叭二巡視旗二令旗二使令四羅杖二日傘一帳獨橋小

兵使より僉使まで左の如し  
 鎮洞五六官制衛前十五小童廿把總一百摠一哨官十五吸唱二  
 行列表向の砲手一清道旗二令旗二喇叭二太平簫二螺角二七聲

二鈺二鈺二鼓二都訓導一人軍官三金鼓旗二簫一令箭一樂一行  
 使令六羅杖二日傘一小童六吸唱二轎子馬下吏五人胡床鞍籠

常の行列の令旗 二喇叭 一使令 四羅杖 二日傘 一馬上小童 二吸唱 一  
 下吏 一是より輕き使令 二日傘 一馬上小童 二吸唱 一下吏 馬一萬戶  
 等鎮 三四洞衛前五小童 十吸唱 一  
 行列表向の喇叭 一使令 二日傘 一馬上小童 二吸唱 一下吏 二  
 常の行列の使令 一日傘 一馬上小童 一下吏 一  
 印戰の東萊府使、蔚山、梁山、郡守等出會のとき印信を一處に並べ蔚  
 山の通引の東萊の通引を避けしめ遂に通引等の翻譯に及べども  
 府使の之を禁せず是其時をさりの事にて追て論談に及ばずと  
 故に各々有力の通引を撰むあり但監司の印信府使の印信と一  
 所を並ぶる事を禁ず格段違ひたる會席あり何れも法式あり概  
 して通引等の各々其主を尊び往昔より印戰とて此事あり又東  
 萊府使、水軍節度使の會坐も印戰あり水使の武官三品あり共  
 水軍制度使に至て重任とす乃別星の類にて府使より重き職  
 あるを以て府使の上座をるも印信の重き節度使ありとて通

引等争をさすものとす  
 譯官、倭學、堂上、定數、堂下、十員、同、教誨、同、十五員、同、聰敏、同、偶語、應、定數、  
 倭譯に志すもの、の最初に前衛と稱する所にて稽古を爲す訓導  
 二、京一員、釜山一員、同別差一員、あり  
 慶尙道、巨濟、譯學各一、小通事三十名とす  
 全羅道、順天、譯學各一、小通事三十名とす  
 判事との譯官の總名として常に何判事と云ふ堂下の内は職品  
 これなし  
 漢學の其人數前と同ト  
 全羅道、海南、漢學一員を置き長崎通船漂着するときは水木糧  
 米等を與へ出船せしむ清國船の順次北京に送る  
 蒙古學の内、處處に日本國、清國と差違甚し威鏡道  
 右諸譯官の堂上、崇祿大夫まで登るも正三品の官に及ばず文  
 官の從三品に準する郡縣令に同一と雖も使臣の命を受る時  
 の縣令より重し

科擧及第と云

右式年の閏月の年子卯午酉の年の定てこれあり又國の大慶ある時の不時と之あり前年の秋より始る是と初試と云其年の春とあると覆試と云又秋を殿試と云此三試皆好果を得て等の内に入る者を撰び一等より二等三等と階級を定め查覈の上左の人員と擧ぐ

議政一員正三品以下四員武官正三品以上二員以下四員とす是を大科と云

此大科と出るの縣令以上の人にて邊鄙より順次狀元と登るにわらず門地家子孫も此部に加ふるに依り其者の昇進速かありと云ふ小民の大科に登るの稀れなり唯小科と止まる既に大科の濟みたるを堂上と云

漢城府京中諸民の役所 文官一百三人、武官三十五人

忠清全羅より 同九十 同二十五

慶尙道より 同一百 同三十

江原平安より 同四十五 各 同十 各

黃海咸鏡より 同三十五 各 同十 各

右を小科と云何れも堂下の部にて科擧の上各道郡守縣令以下と任ト又京中諸役所中の教授と云へる職を授く器量を以て段々昇進するあり武官の各道僉使萬戶以下京中五軍門の千總以下と任す

郷試と云の各道州府にて之を試み本書の封のまゝ京城に送り開封するあり等の内と入る可き詩賦の其府と通報し使道にて夫々の手數あるなり總て京城に住居せざれば官吏とあると能はず之と依りて京外のものに雜費多きか爲め出身の前途を達するたと幾と稀あり

及第の國王并百官大成殿と出て國王の自ら詩題を出し藝文館の大提學大字に書して殿庭と示す及第の人々の其前庭中と於

て大成傘を張て日と雨を防ぎ或は五人十人と一郡つゝ並ひ居り詩題も就て各々筆を把り先其題の出處と明記し各々詩句を書き封して之を殿上に出す大提學の其揃へると見て封を開き平のに讀み一等二等の段階を置るち領事一大司憲一知事一之と闕し了り一等の部或は五等の部或は十五等或は二十等と撰出し此を國王の前に出し又一等の中より一等二等と點檢し而後に諸官の評議と經て之を決し何の詩の狀元と呼出し皮封を切り其人の姓名等と照視す初より狀元の階下に跪き居るを承旨より姓名を披露するとき國王の慰諭して下項の物品と與ふ國王の坐し紅の尾扇を以て科擧の者の進退を指示す王の面前よ於て酒三獻を與へ鱈を以て下物とす紗帽冠一花一枝剪裁の桂紅牌あらはし王の印と鈴す之を得たるもの重寶とす家右の三品と拜受し階下お於て紅牌と胸を挟み紗帽を冠し桂花と以て冠上を粧ひ鞠躬四拜して退く殿門の外成拍館より盛

飾する從者を遣し送て家お至らしむ其式及第の等も依りて差あり而して三日間の休暇を與へ四五日の内も各々職を授く又除授と云事あり科擧直お職を授くる事もあり又盲前と云あり何官もても空位ある時も登用するあり

司憲府 大司憲 一方  
承政院 大司憲 一方  
經筵廳 國講 侍

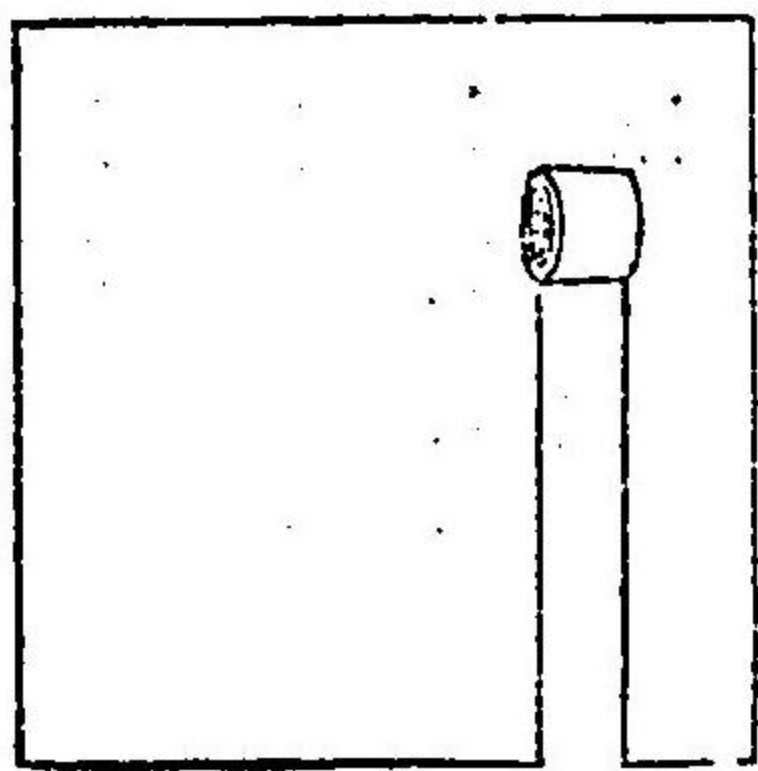
藝文館 國王の勅書、宣命、を  
成拍館 學文指南の館あり

右及第前も狡猾あるもの私謁を行ひ又他人の詩を竊み不意の出身も至るお事の事數多ありと云ふ又門地家の子孫も及第の時秀逸の名も得るもの常も十の二三百居ると云ふ總て先朝お於て宰相を勤め有功の家お其人に應したる職を授く或は田宅と設け子孫の地となり職お就か



むると望まざる人もあり元來門地家の資格を失ふる本妻も子なくして相應の養子をせず遂に絶家に至る假令妾腹お幾人の子男ありとも家督相續を許さず故に降て庶人より列すれども敢て奴婢下賤の部より編せず又浪人となり居る學者あれども及第の撰より與ふず

又田地を京城外十里廿里又百里の外より買ふものありて閑居の門地家處々より散在せり庶人ありても武官の小科まで之を得べく文官一品の祖よりも萬戸内禰將より上お至らざるものと皮封と云ふあり及第の時詩賦を作り書く所の大なる紙あり圖の



如し圖中切りたる所より其者家筋住居所姓名祖父衆より秀るときの此封を切り其者と呼出を然らざる者あり封のまゝ之を下渡す各々自身の印を認めると持歸るあり

孝大といふ文官及第したる時高さ五尋六尋の木の梢より龍と書き先祖の墓所より建て又住宅も建て先祖の美を顯すあり

大科の勿論小科の輩始て郡令お用ひらるゝ時七事の考案あり農桑盛、戸口増、學校興、軍政修、賦役均、詞訟簡、奸猾息の七事なり

武官の及第の弓を第一とし其次より太刀鎗と以て一藝つゝを試み及第して小科の部とあり又六韜、三略、武經、七書の内より國王の前におて披講す中樞府の領事、吏曹、兵曹の判書其外百官是を正し王の前にて等を別ち之と出す又兵曹の判書の委く點檢して而後より大科より列するの命あり下與の物品等より文官より同じ

弓及第の場は城内よりあり國王之にお臨み領事、判書大司憲を始め其外諸官列席して弓術を試む百歩の距離より綱を張り其下より五幅許の幕十餘間の長さあるものを張り而して強弓と以て矢の重さ六十目の矢三本を放射せしむ其矢三本共より綱と越え分ち撰出し又常より執る所の弓を以て五矢を發して射的を試ましめ其

等を分つ

弓の長さ鯨尺にて三尺三寸三分と平弓と云其弦ハ唐糸又ハ蠶糸  
と用ゐる矢ハ五本と定む

先達といハ弓の及第せしものを云農民よても弓術と能くする者を  
撰み王の前よ召出し文官に同じき下與品ありて小科の部よ編  
し萬戸、權官、別將、等よ任ず監令の内武官と以て充る地もあり然  
とも京城よ居るあわらずんば昇進するを得ず州府の村落に居  
り名のみ先達と稱し一生を過ぐす者多し既ハ先達とありたる  
上ハ所謂直參と云が如くよて使道よ在りても他の軍官より  
用ゐられ若其身より職と望む時ハ使道又ハ水使の營よ任す  
邑村よ居る先達ハ弓術を教授し傳授を免ると云ことハ之れ  
な一弓ハ州府ハ固り鄉村よても春秋にハ近村集會を催し専ら  
之を習練す文官の人も隨分好て弓を學ぶものあり  
弓及第の内ハ段階あり 六兩箭三筋百五十歩を越したると第一と  
云ふ木箭三筋百四十歩

片箭、柳葉箭、眉箭、騎芻箭、帷箭、ハ何れも五筋つゝよて的中と試む  
六兩箭といハ矢の量六十目あり此矢を射る弓弦に一石の重量を  
下る時ハ弦口緩と云ふ是ハ強き弓箭ハ用す六兩箭ハ城陳箭よ  
用ゐる木箭ハ羽もあく根ハ錐の如にして細し矢文等を仕掛よ用  
ゐる片箭ハ箠よ本矢を五本さし其内よ油紙よ包し五本共に羽尖  
ハ長さ一尺五六寸にて射る時ハ此矢と載すべき彫木あり小指  
よ細き索と附此木を腕限よ引て放つ時ハ此木ハ指よ残り矢の  
行くところ凡百二十餘歩とす軍中よ用うる時ハ箭の根に毒を塗る  
柳葉箭、眉箭、騎芻箭、ハ文字の如よて中りを第一とす帷箭ハ常に  
用うる矢也但箭竹ハ八道の内毎歳納る處二十二所と云常よ地  
頭の支配よ屬し一個人所有の竹林ハ持主よ謀りて之と伐る也  
弓ハ軍道弓 平弓 何れも強弱其  
射手よ應ず  
有舌角指、無舌角指、掌連鞆、是ハ六兩箭と射るとき之を用うと云  
桶兒ハ片箭を射る彫木を云ふ筒筒ハエヒラと云但左弓右弓と

て左搦へ右搦へ等各々其人の得手も任す

雜科と云の他國の言語を始め砲鎗劍何れも一藝もて及第を砲の百歩の距離に人形の的を設け三度放ちて三度中りたる者と撰み鎗の馬上もてつかひ両邊お控へたる歩武者の木鎗を把て十人許り立ち馬上の人の馳脱けるを待ち之を突落したる者を撰ぶ馬と馳せ無事に通過する時、則其者を撰ぶ劍の數十人左右も別れ双方劍を握て打合敵の笠を奪取たる者と撰ぶるも鎗術を習ふも、の鞠を以て索の長さ凡一丈余の端に釣るも木鎗を揮て鞠の上下左右も飛廻るを誤たず之を突くものもて其進退、動搖、奔走、臥起、する状、我國の輕業、曲手鞠等の類の如し

毎年春孟月東班三品以上西班二品以上薦擧とあり人物を撰ひ其職を分付す筆首より第三と内職と守令萬戸の議政府、六曹、司憲府、司諫院、より薦擧し觀察使并節度使の一年中お各々三人の外、の移轉せしめずと云ふ賀資の階と昇ると云及第の勿論四

品官職以上八十歳ある人を撰び歳首賀資と命す士庶人の百歳賀資其餘功を以て之に充つ賀資も其段階あり歳首賀資の子孫の上言と許す

上言

某道某邑居某役臣某著押右謹啓 臣矣 段臣矣身云々特蒙大恩爲白 良結望良白去平謹次啓向敢是事望良白内臥乎事是亦在謹啓大 年號月日

縣村の者もて其地の郡守令より僉知を許され環子を付與さるも者も時々あり農民もて、年の時官家へ米錢を納め救助の資も供し其外貧窮の者を救ひ又の官廩の修補等をあり又の積善の聞へ孝道の行あるの勿論賀資を命せらる但其賀資の一生限りとす或の縣村もて官と賣ることあり之と買ひたるもの亦一生限りと云

風俗 附冠婚、喪祭

加冠の十五より二十までの間日を撰び冠を加ふ此日夙お興き髪を梳り垂髪を將て頭と結び網巾を額にあて帽子を着笠を着て新衣と着替へ親先祖師匠と拜し大宴と開く卑賤の者の三十余まで垂髪し居ると云ふ

婚姻の總て婚より年長けたる婦を娶り婦の年十四歳長したるまての之と嫌はず又女の年少き妨げなし最初女の年と聞き其合性と吟味し媒婆と以て婚と求む媒婆の中年過ぎたる女を頼み双方の媒をあさしむるあり既よ約束のある後日を擇び婚の身上よ應し布帛類を以て納采とし又婚の親より書を女の家よ贈り女の親より其娘の事と卑下して返書を造り使を饗應す期日よ及び婿方の親類一両輩よて両班の輿に乗り賤き者の馬よ乗り尤も下賤の者にては紗帽、曾背、角帶の冠服を其處の地頭より借受け之を服し此時若し途中よ於て両班守令よ逢とも馬より下らざるも咎めあしと云

婚姻の式始め生雁を紅椀よ包み頭かぶり出でて持來り新婦の宅の庭前よ於て日覆を張り臺よ雁と奠へ舅お對し鞠躬四拜畢りて廳上に至り新郎より新婦を二拜し新婦の又新郎と四拜し而後お新郎の前に大棗と盛り備へ新婦の前よ乾雉を備て瓢盃よ紅青の糸を附け新婦より新郎よ贈る新郎新婦の両傍よ侍女あり盃を取次く是を親宴と云ふ

此日の各々美を盡し既に婚禮の式終て婚と始め同行の者を饗應するよ盛宴と以てす新郎新婦の房内よ一晝夜籠め置次の日に至り婿の舅よ見へ三日目お本宅に還るあり夫婦の縁あれは此日新郎の手のうら誓文と新婦に渡すと云

婿と迎るも日と擇び官品の女の輿こしに乗り中等以下の者の遠き處の馬よ乗り長衣と被かぶぎ附き人も之お應トて夫の宅に至り舅姑を四拜し其日より留り居るあり又附來る人お盛ある饗應をきすと云ふ

双方舅入の日を追て之をなす卑賤の者の婿入の日双方の親相  
 談ひて一日に其の手数と濟まし翌日の婦も連れ歸る由總て婚  
 姻の時の双方の親類を集め饗應し親類よりも其身分も應じ物  
 と贈るあり家筋を吟味するの寺奴の筋目を嫌ひ惡疾の筋目を  
 嫌ふなどの事あり夫妻の間詞つらひの貴賤とも至て丁寧な  
 り

喪

病甚しく死に臨むとき側の人の聲を發せず絶るとき男の  
 女の手を放さず女の男の手を放さず既絶しての早速新き  
 綿と以て面を覆て哭し又死者の上着を取て家の外に出し北を向  
 て死者の名を三度呼び其衣を以て尸の上を覆ひ男女尸の側を  
 集りて之を哭し身近きものは男女ともに髪をさばき飾服を去  
 り喪の主の早速喪服を仕立て二日の内に諸事用意し終り三日  
 目又棺を斂む棺を斂むる前も沐浴とさせ髪を梳り寝かぐらし

て淨らかなる扱ひ新き服を着せ新き木綿にて總身を巻き肩より  
 裙まで手足總身とも一として七所を結び手足の爪其外常に  
 身も着けたる手輕き品の分の新き袋に入れ棺の内をさめ棺  
 を脇に置き尸の屏風を以て圍ひ枕を就かしめ衾をさせ暫時に  
 して眞珠又無孔珠三、米二升を清き水に浸し之を持出す此時側  
 の者尸に向ひ枕ととるすと呼べの喪主の匙を以て水米を口も  
 そゝぎ口の中左右に眞珠を入置き枕を就かしむること初の如  
 し喪主の哀て席を去らず側の者のむりよ之と連れ出して間も  
 るく尸を棺に納む

棺の角々及蓋までも漆又の松脂を以て之と塗り其内を紙にて張  
 り棺の外處々も雲を書き又門地家の絹を以て棺の見へざるや  
 うを覆ひ中等の者の木綿貧賤の者の紙を以てす是を天蓋と云  
 靈坐定りて燭を點し香を焼き膳部三と常の如くお供へ又魚肉  
 酒菓を供ふ膳三つの内一の死と迎たる鬼神も供へ一の死人を

導く鬼神に供へ一の尺も供へ魚肉酒菓の家の外に手向と云ふ  
 葬の日并時刻を擇び白晝の家を出し炬松及方相を持ち靈車の兩  
 側に燭を燃し銘旌と靈車の先も立て喪主を始め親類の皆車も  
 縫り引留る體もて男女哭しあがり野も送る葬るときは頭と北  
 お向け横を前もして静も之を葬る棺の上に銘旌を置き土を下  
 すときも鈴鼓をあらす塚の土を盛て高く圓形も造り即日塚上  
 に石闌の如き草を置かり此日魚肉酒菓と野邊も持越し送りの  
 人々に接待を方相の木も以て怖ろしき人面も作り白丁も雇ひ  
 之を冠らしめ身も獸の皮もきせ葬送の先も立せ野に至り棺  
 を埋る前も穴をまじり土中の惡鬼を攘ひしむ銘旌の赤き絹も  
 白く字を書き絹幅もして長さ八尺某何官某姓名柩と書き旗の  
 如もして棺の側も立つるなり  
 貧賤もて費用届ざるもの衣類も集め其上を古き木綿もて七  
 所程結び人家遠き處も至り木を組合せ死尸も横も載せ藁を以

て厚く其上を圍ひ以て鳥獸の害を防ぎ葬も代ふ  
 又柩を擔ひ親類と廻ると云説あり中人以上の是事なし卑賤の  
 者の親類の贈物等身分より手軽くするも又の兼て不和合ある  
 者の家も暇乞と唱へ柩も持込むことある由  
 靈車の輿の如に造りたるものもて大中小あり卑賤の者もても身  
 分に過くるを榮とす然れども其風增長することあれば官より  
 令して之を節減せしむ

國王の柩の大衆と云物も載せ之と送る

風水とて土地と見る事と重すること甚し其方位家ありて山の形  
 水の流近き處岩の形死者の年生日等も應とたる土地も擇び之  
 と定む故も方位家あり衣食と給し其取扱頗る鄭重かり埋葬す  
 る所の何地もても禁おければとも山の頂も田地の中も葬るを得  
 ず或の百里十里の處も葬るものあり若し他の地へ葬るとき  
 は其地官吏の許可を得るものとす總て葬所善き時の子孫繁榮

し惡しきときの子孫も崇りありと云此國の俗の葬地の善惡も  
據り百事の吉凶と考ふと

誌石といふ平面ある石に死者の姓名官品生日死日等と彫り蓋底と  
も廣き石を置き之と棺に副へて埋るあり

神主の中人以上の房内に開き戸あり其内の柵も納む三年の間膳

部を供す凡そ先祖の靈名を一面も顯し曾祖父より父までの一

名毎も位牌を設け置き卑賤の者の位牌あしと雖も心ある者の

紙も書き子孫も傳ふ中人以上の子孫も傳へ神主と並へ置く

喪服成服といふ死して四日目を云ふ親類残らず喪服を着し擧への

内家の前に假家を設け諸事を慎み其間の魚を食はず晝夜四度

づゝ哭し哭する毎も必ず靈座と拜す又喪主互も揖をあすと云

哭す法あり能く哭せずしての敬を失し哭も過ぐれば慎を缺く

依て此時哭者を雇ふと云

五日目より日を擇て葬送をなす喪の七日目を初齋と云二七日

より七々四十九日までを何れも齋と云て其日の哭し百ヶ日を

百齋と云一年と小祥と云三年と大祥と云喪の事の服制の法あ

り起復といふ除服の事とて限りある官人の忌中と雖も召使るる

事時々これあり

國王の前も出る時の淺淡服と云て常の冠帯の服色より薄淺黄

なるものを着し紗帽の常の品を用ひ帯の常の角帯と違ひ飾り

あきものあり官勤の時喪も遣への直も官を去る事もあり其節

印信の類を預くる所の官これあり譬への釜山急病の節の氷營

の虞候より兼官萬戸も其筋々もよりて印信と預るあり起

復の稀あることとて百人中一二人を見難し三年の間た喪服と

あし官を辞す蓋し有功有才の人の國王の命あて之と使用する

ことあり

祭

大祀の社稷の祭壇もて京城の内にあり社の后土と本と一東方も

あり稷の五穀と本とし西方あり仲春秋臘月より祭と行ふ  
總て祭りの通禮院支配あり

奠物牲大半羊豕各三、籩豆各十二、奠實十二樂と云祭より次第よ  
之を減す

中祀の風雨水旱を祈る壇よて京城外の南方あり又季春より神  
農氏、西陵氏と祭る

小祀の靈星と祭る壇よて京城の南あり立秋後辰の日之と祭る  
老人星、秋馬祖、春仲先牧、夏仲馬社、秋馬步、冬仲此外、蠶廟、厲廟、宗廟、あど、云

祭多し幣用の品籩豆四、奠實二、牲少半鬼神飯一、羹一、羊豕漿一、廟  
と云の四方の鬼神を集たる祭を云使道の輩行列の内よ蠶と名くるものあり



蠶の文武とも一方の將よ許す四方の鬼神皆此裡よ在  
て守護とあすと云  
厲壇よて京城十里外あり無縁の者を葬り春秋よ祭と行ふ宗

醜とて惡鬼と祭るありと

宗廟の京城の内よ在り東太室、永寧殿と云闕の南よ向ひ凡十五間

庭の東西よ就き各々廟あり、西七祀神主、東功臣神主、祀日の四五  
上旬及臘月ありと云ふ國の大事の社稷宗廟に祈り其外、嶽海名  
山大川よ祈り風、雨、雲、雷、水、旱、惡病、蝗虫、戰伐、等の事の各々其神よ  
祈る

啓聖祠の文宣王孔子を祀る廟の京城の内よて北方あり大成殿

凡五間又文廟配享の堯國公顔子、邾國宗聖公會子、沂國述聖公子  
思、鄒國亞聖公孟子、四聖、十哲、十五賢、を祀る其祭の仲春秋なり

關王廟二つあり、宗禮門の外一宣武祠と云ふ祀日の季春季秋なり

關羽大將と稱し四節よ祭り京中の勿論各道處々に廟あり其  
靈ありと稱するの全羅道全州の關公廟あり堂の高さ凡一丈許  
木像よして脇よ周倉青龍刀と挾り旅人一錢を投し之を拜と  
京城の廟も人之を崇び事あれの必ず祈る



祭禮の式社稷宗廟の國王自ら香を焚き四方を拜し宰相の供物を捧く樂と奏し舞をあけて祭文を誦す

諸州郡水旱等の祈りの郡守縣令自ら之を行ふ

諸州府とも城外の壇あり城隍祭と云一年三度之を祭る

宋氏婦人の祭にて正月十五日壇上を祭文を誦し奠物の残りも壇上へ於て焼捨るあり士庶人病あるときの水漬の壇を設け巫女と乞ひ牛豕魚肉木綿紙類を奠へ之を祈る巫人の衣類と筆頭を結び四方を招き而て其衣と打擲して其罪を亡すの体をなし鐸をあらゝ種々の語を唱て天を祈り衣類と紙とを燃し或は口に大なる金線と啣へ濁酒と濺き活たる鶏も之を吞せ線を口へ付け手と放し其場を馳回り狂人の如く始めて始終言語絶まざると云ふ

移宅其外新宅へ入るときは屋敷中炊所庭までも祭り雨を禱り漁を禱るときは一邑一村集り其地の名山海濱ふて之を行ふ

肉新の内重病を羅るときは夜半を五七度数を定めて冷水を浴

し星を禱り自ら精神を凝して己を禱るときもあり

船の祭は酒肉を供へ船夫之を祭る

送神と云ことあり痘瘡神を送るあり収磨ホモセの時の親類は勿論近

隣其外親舊の者を招ぎ盛宴を設け痘瘡神への新な膳部を供へ

奠もて二三尺許の馬を作り膳部の品を負せ之を野へ捨つ又

痘瘡人の門への繩と張り青松葉を挟み用事あるもの外より

案内を乞ひ其家の者と呼出して事を辨す總て痘瘡の神の男女

ともに穢を忌と云ふ

世子誕生の時の大赦と行ふ國民皆を祝し其日毎歳祝賀をなす

國は大慶あるとき京中及八道の老人も酒肉と給す官人の七十

以上庶人の八十以上とす

他國へ使臣を派する時の膳部を給す吉日と擇ひ親友相會して饌別の杯を舉げ而して二三十里外へ送り手を握りて別をなす

官麻落成及移轉の宴を設く又地と開き柱を建つるよの吉日を擇ひて之を行ひ爾後年々上棟の日と以て生日と稱し官人の酒肴と設けて祝賀す

京官中一階差ひたる人に逢ふ時の其人の前に至り再拜す上官の拜に應せず下官の互に禮をあす又道に逢ふ時の下官の馬より下り上官の馬上の儘よて行き過く同品の馬上にて互に相揖す外官も亦同ト

一品より二品官の大概同格の姿あり三品より四五品の間も至れば格段の差あり六品七品以下尙又相隔つること遠し道よて官人行違ふとき従者多かふす大概の差あきものと認め面て相まらぬ人よの毛扇を以て顔を遮り互に通り過るあり

諸官會座の節正一品の北、從一品の東、正二品の西、從三品の南、よ座す正一品あき時の從一品の北よ座し餘の順序の如くに座す武官會座も前よ同し文武同會の時同品あれの武官の一品を下り

座す

迎送一品の大門の外二品の中門の外三四品の中門の内五六品以下階下まであり

賓主同品のとき賓東よ向ひ主人西よ向ひ衆賓南よ向ひ東の方の主人の上に近く坐し庶人の北よ向て坐す主人門外よ出迎ひ互に揖讓し内に入り衆賓之よ從て席よ至り互に再拜し而て衆賓の進て禮とあし席よ就き奏樂と始め卓と設け酒を酌み或の三献又五献とそ

堂上官交椅お坐し品以下繩床并床机の如曲錄に居り賓と饗應する事の他國使臣接待の外よの稀あり州縣よ養老宴、郷飲酒儀、郷射儀と云大禮の宴あり

郷飲酒の豊年續き國內安穩あるとき開城府諸道州縣よ飲食と下與するなり郷射儀の開城府諸道州府郡縣毎よ三月三日弓を射賭を試み弓術を勵ますあり

同儕中平常宴を設くるときは互に安坐して飲食し敢て品階の差を以てせずと云ふ

戸籍 附儲蓄田録

戸籍の其身兄弟の勿論祖父より子女までを編成一祖父何役親何役何道何郡何某例への農あるときハ農と書き妻ハ何某娘何氏とのみ記して名前と書かす三年ハ一度生死の改めあり年何歳と書記し其所の府使郡守縣令より相糺し監司ハ差出し監司より京城ハ進達す又戸籍なき者他ハ移るときハ到處編入を許さす若獨身モの戸籍ハ漏れ悪事をあすときハ之と殺すも罪あし然れども人々本籍証と携るの事あるハあらず五六ヶ月間逗留するハ何處も妨げなく全家引移る時ハ委く吟味を遂くるなり人々戸籍一枚ハ官に出し一枚ハ官の印を請け自分の家ハ収む傳令札との官人革の紐ハ結ひ腰ハ帶ぶ其役名を顯し府使郡守より焼印と捺したる木札ありて細長形とあす官位ある人ハ官家

より渡す者の象牙を以て製す文武官ハ各其所屬廳より出すと號牌との本籍より之を出す旅行中其他不時の事故あるときハ便又供す旅人の到處の地頭より其本籍の地頭へ掛合することありまより後ハ號牌の吟味漸く弛びたり牌ハ十六歳より七十歳までの人毎ハ之を携ふ心を用るものハ旅マて頓死又ハ溺死などの爲自分ハて札を造り提携するものあり又官家より焼印を受る者もあり又焼印を受けざるものあり第一重きの戸籍のみハて公用ハ付往來するものハ其處の書付と渡し自分の事ハ切手の類なく右號牌の書式ハ表ハ何村何の端より何軒目何氏何某何宦と記し而して裏ハ焼印を受るあり二品以上の牙牌三品以下の角牌又醫等雜科の者同斷雜職士庶人書吏郷吏の者小木牌を用ふ又人の家來ハ大木牌と用ふ族譜と云ハ系圖の事ハて其人季子あれば季氏の與り何道より出て先祖何某何役を勤め又何の代ハ庶人ハあり親ハ何の生業を

なすあど、委く書記す仍て農家の中よても先祖の筋目宜き者  
の及第よ志し出身致せば正三品己上よもあり筋目あき者出身  
致しても郡守より上よ登ることの容易に成し得ざるあり本姓  
の一家どの其者の先祖何道の内何郡李姓なれば共よ李姓の本  
家と云ふ其處に住居せずしても先祖出所の族譜を稱す

姓氏の安、鄭、朴、李、金、崔、と六姓と云ふ國王の姓の李氏即國姓あり六  
姓の外他國より來る姓氏あれども十中七八の六姓のもの多し  
又文、玄、黃、皇甫、房、方、陳、曹、盧、裴、全、田、錢、成、毛、劉、許、白、蘇、化、嚴、片、邊、卓、車、  
禹、卞、千、魯、秋、孔、都、河、閔、尹、柳、俞、元、孟、趙、權、咸、任、林、申、辛、孫、牟、平、晉、呂、羅、  
琴、池、丁、將、蓮、世、馬、宗、徐、吳、張、石、皮、沈、朱、慎、楚、梁、井、蔡、史、雪、洪、王、玉、仇、牛、  
邵、韓、漢、蘇、點、潘、蛇、曲、從、庾、扈、陸、少、表、魏、刑、高、彭、廉、南宮、賜宮、姜、薛、郭、南、  
天、長、康、甫、明、胡、龍、春、具、董、陸、段、班、秦、景、慶、太、何、楊、佐、述、周、村、江、魚、與、果、  
殷、杜、律、栗、丹、夫、良、疎、宮、屯、衛、等の姓あり  
姓名字の譬へハ風齡(名)來儀(字)崔(姓)知事(官)と云ふが如し又別號も

ありて書齋等お用う

儲蓄 田祿

八道田總數の貳百四十一萬一千九百九十結 我寛政年中八道元帳  
の此の如し八結よ一  
夫を置又四結もあり(結  
の解の度量の部よ出す)

平安道此一道を以て北京の費用お備ふ

凡二萬四千兩

慶尙道半道を以て日本よ對するの費用お備ふ

凡二萬四千兩

慶尙道一道ハ日本よ對するの雜費よ充つと云ハ四道の戰船人  
夫其外通信使譯使等の雜費と概算せしなり又日本の備へに別  
將と所々よ置く故に慶尙一道ハ之が雜費となる  
大同米とハ上納米を云諸道水田旱田等と開墾せし地の上納と  
集め各邑常費お充つ 但江原道の内年々土地開拓ある  
由開田一結の上納六年つと云  
儲置米は各邑營一年中の常費を除き其餘を儲へ各官不時の公

用よ充つ又乾粮をも儲ふ京城よ豊儲倉と云あり兎荒其他よ備ふ

衛典米の扶持米よて上納米の内よて儲ふ

學田の成均館四百結四學各一結州府郷校各七結郡縣郷校各五

結是れ學寮の雜費にして官屯田の内よ分ち學費よ備ふ

官屯田の主鎮廿結統營、兵營、水營、等を云巨鎮僉使諸鎮萬戶等府大都護府

郡十六結縣驛察訪各十二結

右の王族の費用よて何れも州郡鎮より別に之を納む總て王族たりとも土地を與ふる事なく唯諸雜費よ給するあり

公田 京畿道驪州 黃海道鳳山 利川 載寧

定稅あれども各道若豊凶ある時其所の守令之よ監守に報ず  
監司の巡歴の上へ敬羞官都事をして抽牲を入れ稻穂よ檢視せしめ又戸曹より審査あり而して啓聞の上戸曹の法を以て其年の稅よ定む

粃一丸蒔上田 粃卅丸内外出來但白米にして日本外五斗内外

麥一丸蒔上田 粗麥四十九内外精麥四斗餘

右年貢上納一丸蒔ふ付白米一丸と定半の米よて取立半の錢よて時の相場に照し上納せしむ其年の豊凶よより納額の違われども凡平年よ見積り麥一丸蒔一丸を納む其外大豆、小豆、蕎麥、粟、綿、麻、布、の十分の一よ納む此外に會内外と云事あり會内の其所より監司へ上納す上納米白米一苞に付一丸五杯つゝなり會外に其所の府使郡守縣令よて一苞に付一丸五盃を納め何れも自分よ受領し置き飢饉等の節に府使郡守よ時々救米を出す但農一人に價布と云大錢二百十五文宛を納めしめ兄弟五人あれば各々五人共よ納め又木綿一疋つゝ納むる所もあり總て把總以上の者家族よ前の稅を尤も女人の免稅あり田賣買の事田畠共よ其所其地の間數より土地の上中下を詳記して田主へ渡し本帳よ引合の符号を印す賣買の本主の素より其村の役人押

印して相違なきを証す官より新し印を据え之と買主へ渡り年々觀察使巡歴ある爲め境界の論なきも用水論時をあり總て水乏き土地あり少くても旱をる歳は田の水乏し之に依り自然と用水の論あるあり又少く雨にても赤土のまとりたる處而已に付水の止り宜く山田にても水の切ること稀あり一九蒔の上田價錢一貫二百文程日本丁百より六貫文に當る一年白米五斗三升上納等を出して多少の利益あるよし中田八百文程 島一九蒔價大錢五百文程丁百より二貫五百文

下田四百文程 精麥より四斗餘の一年の收穫ありと云

大典祿科

- 第一科正一品 中米十五石 糙米四十八石 正布十四匹 小麥七石
- 但一ヶ年中四季割より何れも同斷
- 第二科從一品 中米十二石 糙米四十四石 正布十五匹 小麥九石

但上より同

- 第三科正二品 中米十二石 糙米四十八石 正布十四匹 小麥八石
- 但同上

- 第四科從二品 中米六石 糙米三十七石 正布十四匹 小麥八石
- 但同上

- 第五科正三品 中米九石 糙米二十四匹 正布八張 小麥三石
- 右堂上官

- 同五科正三品 中米一石 糙米三十匹 正布十二匹
- 但同上

- 第六科從三品 中米十四石 糙米二十七匹 正布十二匹
- 但同上

- 第七科正四品 中米八石 糙米二十四匹 正布六匹 小麥六石

- 第八科從四品 同上 糙米二十一匹 正布六匹 小麥六石
- 第九科正五品 中米六石 糙米十一匹 正布十一匹 小麥五石

- 但同上
  - 第十科從五品 中米三石 糙米十八石 紬布一匹 楮貨四張
  - 第十一科正六品同上 田米二石 黃豆九石 正布十匹 小麥四石
  - 第十二科從六品同上 中米三石 糙米十五石 正布七匹 小麥四石
  - 第十三科正七品 田米二石 黃豆五石 正布二張
  - 第十四科從七品同上 中米二石 糙米十二石 正布四匹 小麥二石
  - 第十五科正八品 田米一石 黃豆四石 正布二張
  - 第十六科從八品同上 糙米八石 正布二匹 小麥一石
  - 第十七科正九品 糙米二石 楮貨一張
  - 第十八科從九品同上
- 右何れも有職の人を給す無職の人に給せし且正三品堂  
 上官と分ちあるの正三品の内にも堂下官あり蓋し堂上と云ひ  
 以通政大夫
- 外官府 大都護府 牧使 都護府 各衙祿 五十結 郡縣各衙祿 四十結  
 入道 監司の内所 務宜さの平安道と最とし次に慶尙道、全羅道な

り八道監司一日の給ひ白米五斗五升入凡六十苞とそ一年も現  
 米凡一萬石とある凡そ一道よりの監司と勤むることあるとき  
 の三代まで豊な生活するを得と

文藝 附技術

書堂の州と初め郷村までこれあり師を養ふの法の其弟子中より  
 贈遺し又の富有の人これと養ひ邑の子弟を教授せしむるもの  
 あり朝鮮よ於ての古來大儒と稱するもの必退溪及び栗谷あ  
 り又日本國對州の雨森芳州の詩を尊び寛政七乙卯春東萊府使  
 尹秉弼と云人誠信堂の額と寫し都へ持登りたり又學問の書は  
 小學、大學、論語、孟子、中庸、詩經、禮記、書經、易經、春秋、此の五書、五經、を  
 循環熟讀すと云

右の外餘力あり亦讀史書、通古今、達事變、以長識見、若異端雜類不  
 正之書、則不可頃刻披閱と云總て朝鮮の風は文才あるも新著  
 作をあたす只舊きよ從ふと專要とそ既も五書、五經、も熟すれり

近思錄、二程全書、朱子大全、と讀むあり  
 學士の最上官と大提學と云位從一品國書等重要の文章と起稿す  
 此は人品才智と關せず總て學問と長する人を撰ぶ  
 書の最上官と寫字官と云位五位にて小科の部にこれありて大科  
 の部に入らず之を能くする者兩三人を諸郡縣に遣す京中勤  
 むるもの國書類と書するを專とす諸郡縣下吏を勤る者の皆  
 能書者の中より擧ぐ故に農家を除き一般の子弟の尤も書を學  
 ぶと

書法の趙孟頫子の法帖を學び又朝鮮の能書韓石峯の風を習ふも  
 のあり  
 習字の讀書の暇と之を學ぶ先づ千字文類の眞字より始め七八歳  
 より廿四五と頭として終日學堂に居り吏道諺文等の自然と覺  
 るあり又貧賤の者の諺文のみを習ひ纔に通用に便するもの  
 あり貧賤おえて筆墨を買ふの資なきもの砂を盆と盛て字と

習ひ或は河海の濱に往き平坦の石面と大字と習ふ事あり  
 吏道の衙前の者眞文と言語のテコハを用ひ事の早く通ずるより  
 起りたりと云隱の萬ケカリ伊カ也ソ可カ乙チ匡ニ五レ臥テ柴  
 ノミ大レハ刀モ代トコ羅隱レバ乙怒テ爲也シテ爲古メシテ爲尼  
 ヨリ爲面ハスレ乎代トモ爲邦モシテ爲匡ザレゴ爲科カスル爲羅セイ刀  
 録ホド爲隱只ヤシラ爲乙可カスル爲乙也カマイ爲也面シテ爲加尼  
 ニ爲多可イガタシヤ爲巨乙テシタ爲巨等レハタ爲巨那ハナリ爲里羅カ  
 爲刀多シヤ爲也此多シタ爲乙注乙ケスルワ爲飛ニルシヘ爲巨尼臥  
 スレ爲里奴多アスルッテ爲乙之羅刀云スルモト爲也時ニコイタヨリシタ爲巨  
 隱馬隱ナスルカ爲只爲ツスルコ是乎等ユイタヘコシタ是遣シイタモ  
 イタシタ爲白有如乎ニイタヨリシタ不喻ナサウイカデ爲有在果ドイ  
 タシタ爲白有去乙タイギタチ爲白乎稱マセウシ爲白乎矣イタレハ是  
 コソツキシタ爲白有去乙タイギタチ爲白乎稱マセウシ爲白乎矣イタレハ是  
 如ザレゴキシタ爲白有去乙タイギタチ爲白乎稱マセウシ爲白乎矣イタレハ是  
 ナサレゴキシタ爲白有去乙タイギタチ爲白乎稱マセウシ爲白乎矣イタレハ是  
 マサレゴキシタ爲白有去乙タイギタチ爲白乎稱マセウシ爲白乎矣イタレハ是



イタシマ 爲彌 ヲテ 安爲去乎 セイト 長中又ニコロニ不冬ナクシ  
 セウカマ 爲彌 ヲテ 安爲去乎 云ニイト 長中又ニコロニ不冬ナクシ  
 壁ハハ(御平安被成御座候哉 平安爲時尼有叱可(御平安ニエザ  
 ナサレ候哉 平安立外リ以ハトあると云)

譯文の世宗の始て製せる所よて異字より起り百六十餘字を以て  
 通用し又附字を以て之を助と云

下 役レニ 隱ニ 命 已 乙 利 眉 音 日 非 人 時 異 凝

ガ 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加  
 ナ ナ ナ ナ ナ ナ ナ ナ ナ ナ  
 ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ  
 라 라 라 라 라 라 라 라 라 라  
 마 마 마 마 마 마 마 마 마 마

마 마 마 마 마 마 마 마 마 마  
 사 사 사 사 사 사 사 사 사 사  
 아 아 아 아 아 아 아 아 아 아  
 차 차 차 차 차 차 차 차 차 차  
 카 카 카 카 카 카 카 카 카 카  
 타 타 타 타 타 타 타 타 타 타  
 파 파 파 파 파 파 파 파 파 파  
 와 와 와 와 와 와 와 와 와 와

此一行の音を一  
 ツに於て使ふ由

平聲衰テ安 上聲厲テ舉 去聲清テ遠 入聲直テ促  
古諺文譬へバ木の字より一の字を付れば才となる何れも是も同  
きと云

但諺文字母俗所謂反切二十七字

初聲終聲通用八字 丁レ日人 〇 才笑モ治五皮ス之ネ齒△

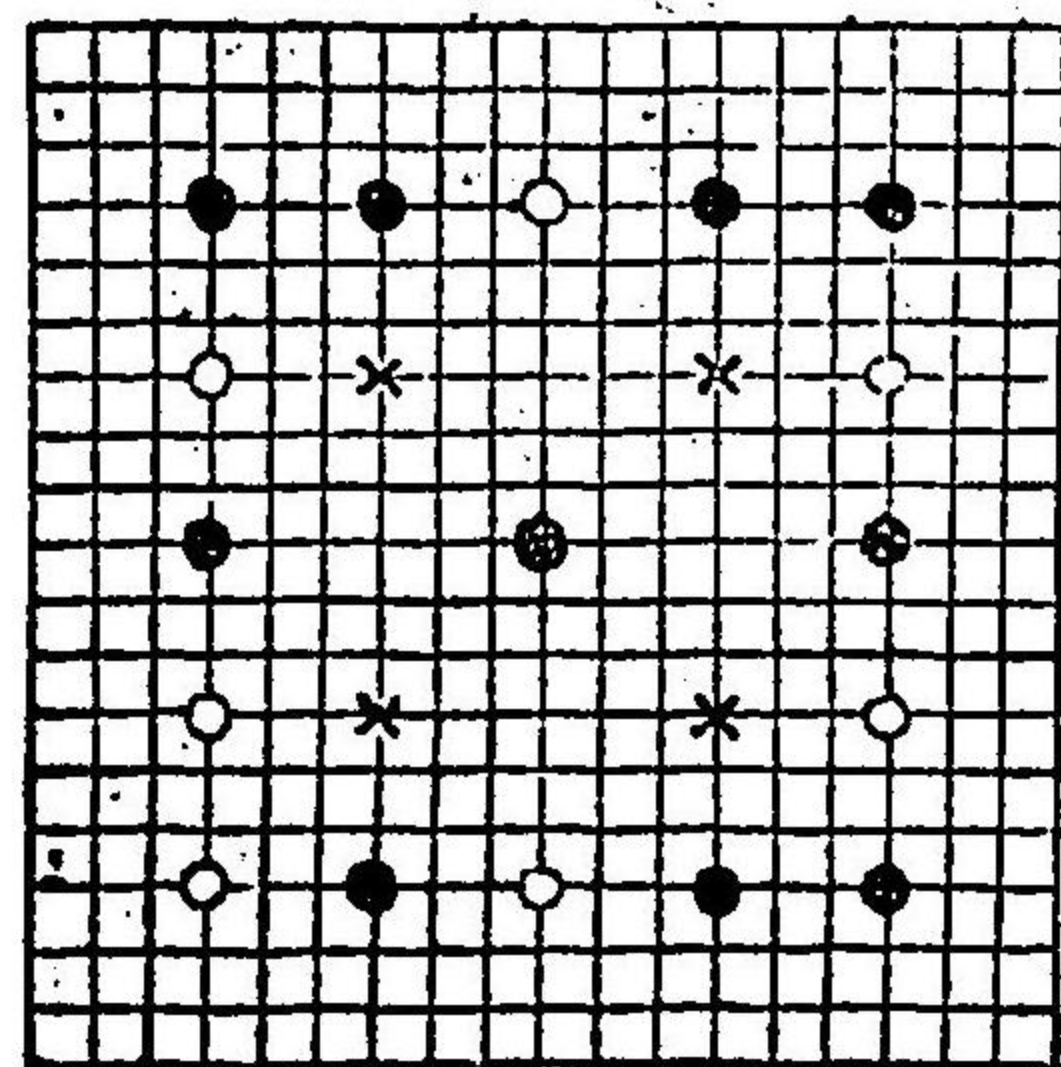
而〇伊之尿初聲獨用八字 ト阿ト也リ於才余ユ吾

且要丁憂可油一應一只、思

畫の両班の二男三男庶子の輩専ら之と學あひ畫師と稱し又畫員  
と云多くの唐畫の板本よ就き之と習ひ又朝鮮の名畫師謙齊言  
齊の粉本を摸す畫の用の屏風或の張壁等よ畫き掛幅とあすふ  
とあしと云ふ

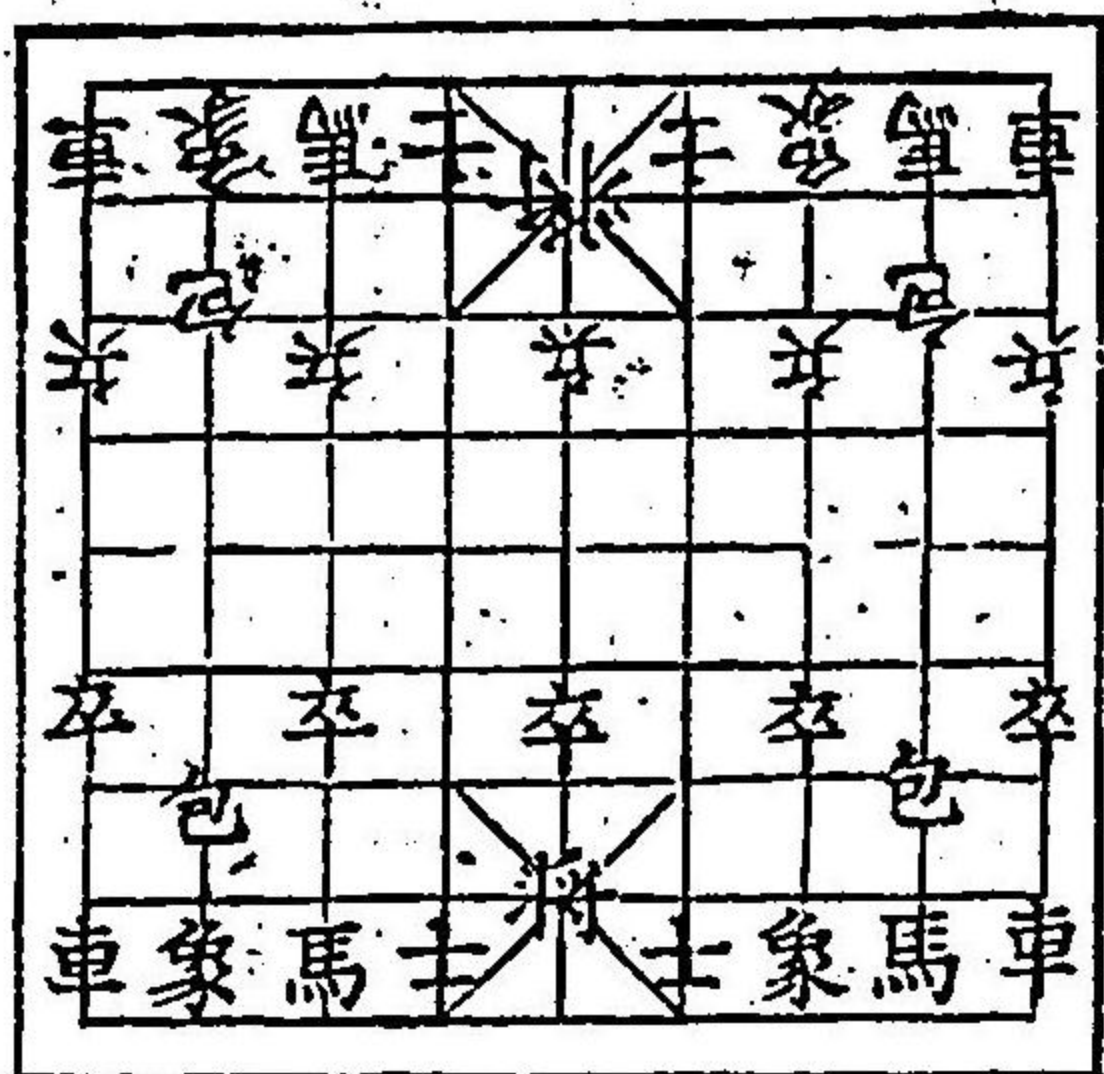
碁の中人以上の玩よて隨分よ流行するあり貴人老人等にの弱き  
段の人ありと白石と取らまひるを例とす圖の如く黑白の石と  
並べ中より打始め而して其取たる石の先方へ返し地面の廣狹

を以て勝負を決し白黒境の石を残り地と作るあり



置石の中の四隅よ置く  
賭をあすお先つ百銅と定むるとき倍を  
以てし  
譬へバ十目つゝの地を除き殘分二十目  
よ至るときは二百銅となるあり碁石の  
製作したるものあく全く濱邊にある丸  
き石と拾ひて之を用也就中慶尙道機張  
の石を以て最上として之を貴ぶ

將碁の中分以下の者の遊にて兩班の輩の玩ふこと稀あり但童子  
の玩ひよの之をあすと



將 包 車 馬 象 兵

坐の如にて坐の筋を動き外に出ず  
士も亦將の坐とめぐりて將を守る  
前後横ともお駒  
一つよ越つて働く  
四方よ行き前後横駒あ  
るときは行よと能はず  
斜に行き日本の桂馬の如く  
横縦よ行く  
斜よ遠く飛て日本の  
角行の如く  
卒何れも前横  
行つて進む

將

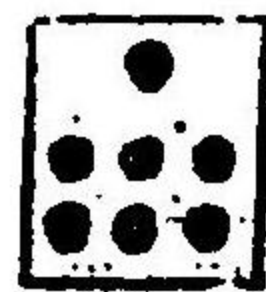
字一寸三分角より厚四五分あり堅木を用ひ双方紅黒の

歩

五六分角にて厚二分程あり

骨牌と云事あり兩班の輩より中等の人まで樂とす賭とあすことあり卑賤の者亦たカルタの遊ひをあす由

骨牌の鹿の角よて圖の如く製し裡を黒くなり一人お八個を分ち総數三十二あり一より六まで色々遠へ或は花よ表し詩を以て勝負を極むるものありと

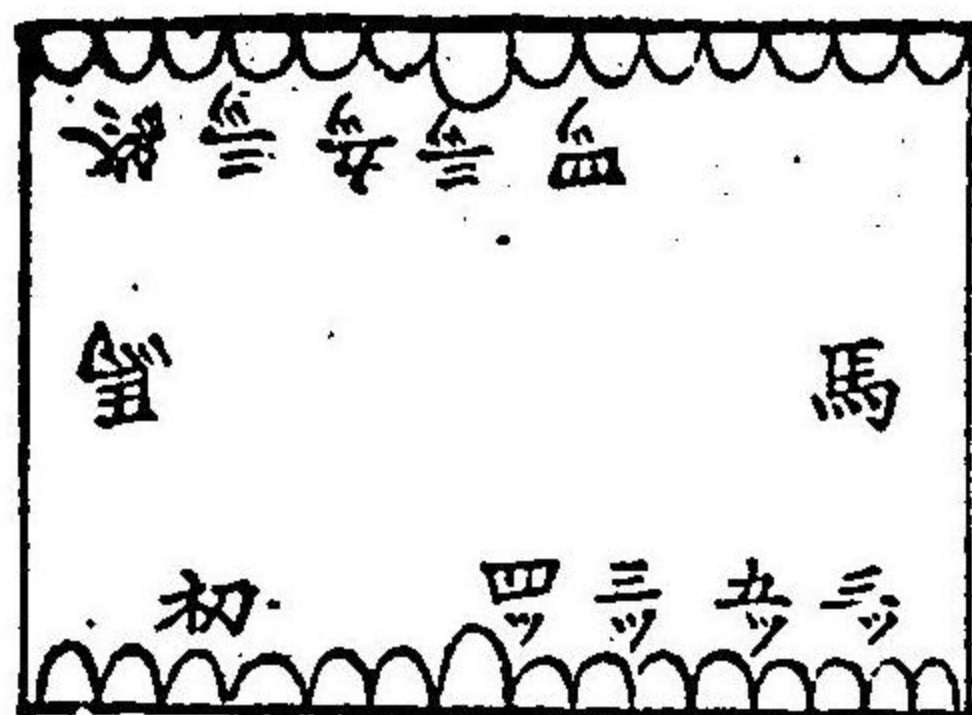


稱て諸葛孔明の作ありと云ふ

雙陸の女の遊具にて男も或は之を弄ぶ

局の横凡二尺五寸程つゝ幅一尺五寸程駒の高さ三寸程にて一方よ十五つゝあり赤青の添と以て之と分つ

糸二個と以て手前に運び向ふよも目に應じて段々よ運ぶ



一穴よ二ツ三ツも並べ又ハ一ツも置く事あり采の鹿角よて細く製し一の裏よ二を置き三の裏よ四を置き五の裏よ六を置き雙六と第一とすと云

鞆鞠の鞠の草と丸め或は雜紙と丸くあし小供の遊とす或時の中年のものも交り之と蹴る

武備

八道合せて八十餘城

京畿道十餘王城内邑城一邑城の平城府中の城よて本城の固め

忠清道十三城外に鎮城一

慶尙道十五城外よ邑城三十城東萊城も此内に在り邑又鎮城十釜

山多太浦も此内あ

全羅道三十一城外又鎮城十八

黃海道七城外又邑城四同鎮城二

江原道空邑城四鎮城一

平安道二十四城外又邑城九鎮城七朔州の地廣く北京方面第一の要害とぞ此地又城六あり

咸鏡道八城外又邑城十四堡城四鎮城十五

右諸城何れも石築あり或は十中の一は土築の城あり各々外城あり本城の分は多く山は傍ひて造る海城と稱すべきもの稀あり本城中は將臺あり高く之を築く其上より四方と一望とべし又牛馬牆と云ふものあり塙外の構へあり

凡亂の南地より起るときは江華島の邊又は平安道義州の大蝦山に避け北地より起るときは廣州の地又は全羅道茂朱の赤裳山に避るなり

開城府江華府を稱して西都と云ひ留守及び軍營を置く西都の往

時の都にて土地廣く人口多し富人の家少らず此より諸道の商人往來して業を營むもの多し京城を距ること凡一百五十里江華の島は周廻凡百里餘鼎足山上に城を築き要害頗る堅固あり京城と距ること凡一百十里魚類は富み之を京城に送る兩漢と云へるは北に北漢山の城あり揚州にあり京城を距る三十里北門より通す常は軍備を置く水流東南西を遶り北方第一の要害とす又南は南漢山の城あり廣州に在り京城を距る三十里常は軍備を置く南門より通す中は漢江あり又東門にも通するを得る此處北漢南漢と云ふ大寺あり元來朝鮮國の山城を以て第一の要害とし常に大寺を設く僧徒として之を守らしむ其内尤重要な處は別に軍備あり又漢口の河口通津の内は文殊山城あり海邊要害の地あり京城と距ること一百二十里此邊より海菜魚類を京城に送る

水運所と船付と云が如く京城の外三方の江に設く

漢江 西江 龍山 軍資監より各十里

西江軍資監の料米を倉庫に貯ふる所あり此米月々京城の廣興倉に運送す一車に載する所凡二十五苞なり

烽燧の京城の内木覓山と又南山と置く而して咸鏡道より江原道と

通ト慶尙道全羅道の忠清道と通ト平安道の黃海道と通ト皆奇

木覓山と集まり部將より兵曹に告ぐ烽火夜の火を揚げ晝の烟

と揚げ平安の火の二つ中變の火の二つ大變の火の三つ揚ぐる

なり

四道戰船百二十七隻 兵船同上 私號船二百五十六隻戰船一隻

番船と船將一船頭を砲手二十四人 鐵砲射夫十五人 弓軍船直一

用達格軍八十水夫を賣買船の船頭を砂工と云ふ

兵船一隻中船將一砲手九射夫五船直一格軍十八私號船云ふ

常と軍兵の備あく農家の内兄弟數多あるものと以て之と充て

若干の手當と與ふ十里外の陸地と出て、業を執るを禁す其兵

船の漁船等も借すも他道と往を禁す

右兵船の僉使萬戸の管りにて或の一隻又の二隻各浦同トから

すと云へども僉使の二隻萬戸の一隻番船中船合て搭軍九十八

名あり三月と九月迄官家と錢を給す但一人大錢四百五十文な

り搭軍たるもの此期月内遠方と往くも許さず總て朝鮮國の

東南西海を受くる爲め九月より二月まで軍備を要せず又砲手

射夫の俸給を與へ平常相應の勤務あり此者若し書手等と務む

るとわれの一方の俸給の僉使萬戸の爲めと押領さるゝことあ

りと云ふ又戰船の統營に於て之を作る信使、譯使船、亦此處ひて

作るものどす樓船屋形二段にして軍備に用う京畿平安の江と

總船軍用の船とて一面船上を覆ひ側面と鐵砲挾間を構へ下に

軍艦朝鮮の船とて一面船上を覆ひ側面と鐵砲挾間を構へ下に

一日本強き此國の船とて一面船上を覆ひ側面と鐵砲挾間を構へ下に

船税の船一尋と付或の五分六分七分とす一年中煎海鼠、鰻魚類、海

菜と納む官より船と焼印を据ゆ

典艦司の船役所の事よて京畿道に在り

習探又習陣と云ふ京城よての一月又三度とす五軍の内順次之を行ふ國王出臨するまど稀かり総て一營の軍の校場よ出で陣列をあり銃手、弓手、騎兵、歩卒、皆か軍令よ隨て操練す若し熟せざるものあるとき杖罪と行ふ又監司の營兵使府使の部下も習陣あり外官の一年に三度と定め若凶年ある時の兩三年も之を行はざることあり陣法の平陣、山陣、川陣、攻城、籠城、暗陣等の類あり

水操又期會と云ふ戰船を廻送するあり春秋よ一度とす水使の營よて兪使萬戶船軍の習練を爲す凶年の時の之を行はず総て東伍の出入等の兩度共に精査し以て怠と防ぐあり年豊あるとき十年よ一度統營に於て大習練あるを例とす此時水使も出で、之よ會す其實の費用を厭ひ二十年又の三十年よ

一度の習練とある水操と加藤調伏と云ふ是れ壬辰の亂お繼り水兵を練るより此名あるものか

試射の三月より九月まで毎月一兩度弓銃を試む各邑各鎮も之と行ふ的を射て勝を得たるもの錢及び木綿等の賞を與ふ

刑罰

逆賊の刑と重罪とし之を牛裂ます又宰相大臣死刑を犯すとき毒を飲ましめ刑刃を加へず

死刑よ該り其罪重者の市に斬る多くの西小門の外にて斬る處す罪人の死刑に近づくもの親族より食物と獄中よ送ることを得監司の一道の人命を與奪するの權ありと雖も多くの啓聞の上よて斬罪を行ふ死罪よ覆啓とて事の起り中たひ吟味の事死罪の事と稟議す事急あるとき先つ斬て後お啓すと云守令の自ら罪を問ふと云ふ死罪の秋分の後九、十月内に行ふ人を斬るもの白丁とて日本の積多の類あり死刑に至て稀なり全國中一

ケ年より一二人に過ぎず鳥首のあれども磔等はこれあり  
 流罪の絶嶋、定配、極邊、遠置等あり罪人を名もあき小島に流さる  
 全羅道の内より多し極邊との咸鏡道鐘城の邊を云ふ最初年限を  
 定め唯だ罪の輕重を以て地の遠近を定め後に至り之を免す  
 又州郡より配所を送ることあり又住所より追拂ふことあり  
 禁府に入るるとの流罪の科は該る者に入る其罪科あき明白に歸  
 するときは即日之を出す尤も兩班の人と平人との其所と異ふ  
 す獄に入るもの科の品極まりたるものとす又罪は因り一生  
 獄に繋ぐことあり刑人より足桎、手梏、首枷等を施すことあり  
 杖罪の常は用ゐる重き杖罪は捧招と取る杖は一度三十と限りとい  
 一ト通りの罪の品は應じ之を糺す  
 捧招又考音と云ふ罪人の口供を取ることあり其罪を書き罪人  
 に讀聞せ相違あきを自供せしむ  
 杖を棍杖と云ふ大中小あられあり棍を以て擲き殺す事もあり使道

の人軍官の者へも之を許し其場を治めしむるよしもあり又  
 他所の者境を越し罪を犯すときは罪の輕重に依り處斷す重き  
 罪は陷いるもの其地方官より訴へし上之を糺す其輕重の時宜  
 により斟酌す併し觀察使の側付下人等を使道より杖罪とあす  
 こととの之と諱む其科は因り觀察使より杖罪は處を他も亦之を  
 同トと云ふ杖罪と又決棍と云ふ苔杖ソトの細さを以て女童を打  
 つを云ふ懐胎の女又七十以上の者の収贖と許す杖は百贖七百  
 文とす又棍にも贖と取ることあり喪人又懐胎の女の夫又親の  
 病氣等により贖を許す女人も流罪を行なふ杖の重き亂杖とて足  
 の裡、刑門、向脛、撻草、コムロ、を打なり  
 禁刑の日あり國王の誕日國忌大祭其外朔望等の日とす又往昔  
 の燒鐵を以て身を熨たる事もありと後是れと止む罪人の家を  
 決所とするを屬公と唱ふ

尺 丈 尺寸、分、釐

周尺 三指三、二指二、を云ふ但食指中指無名指三指めて三長握り

針尺 常尺と云ひ四指七の尺云ふ周尺の法と日本鯨尺とて凡八寸

錦尺 日本類尺の尺一當るの尺云ふ用う

官尺 納尺一尺の尺三寸五分とて官家へ

鐵尺 大工の用ひ日本此の尺とて用う

量 斛 斛合 依但十又五斗を爲小斛二十斗爲大斛一斛を一石と云一

日本通用の小斛と以てすと云ふ則ち一俵十五斗とと

斛をコロ斛と云ひ斗を丸と云ひ斗升一量を京升三升五合入と

云ひ舛を刀と云ひ盃と云ふ一升到三合五勺一合に三勺五才一

勺ふ三才五とす但一石の入十五斗を京升にして一俵五斗二升

五合入ふあり一俵の斤目百三十五斤

衡 分稱と云 日本の斤目は同しく十六兩と一斤と一兩 十一錢 一目一分 一

分 一厘 一厘とある

大稱 一百斤、中稱 三十斤、或は七斤、小稱 三斤、或は一斤、

右度量衡の諸司諸邑毎秋改正あり京内の工曹京外の營鎮お於

て之を改め何れも烙印を施す

銀 壹萬 一千一百拾一兩一錢一分一厘と云ふ

金銀共一錢ふ付錢何程と定む又何よても厘の下に委しく算



も戸曹ふて鑄るもの多し



銅錢の大小厚薄鑄處に  
因て同一あらす

錢を銅と云ふと雖ども合錫、銻、鉄と混す錢百文の重量大抵百二  
三十日程あると云

周尺六尺を一步となし三百歩と一里とかし三百里を一息と爲す  
一尋と一把と云一把を官尺三尺と云ふ把の船に用ゐる三把船四把

船と定む

田一結を田の一等より六等まであり一等の尺十尺と把と云ひ十把  
但し一を束と云ひ束を四尺七寸五分五厘と云ふ一尺の周尺也

厘三寸五分五厘四寸三分四厘五等七尺五寸五分  
六等八寸五分五厘四寸三分四厘五等七尺五寸五分

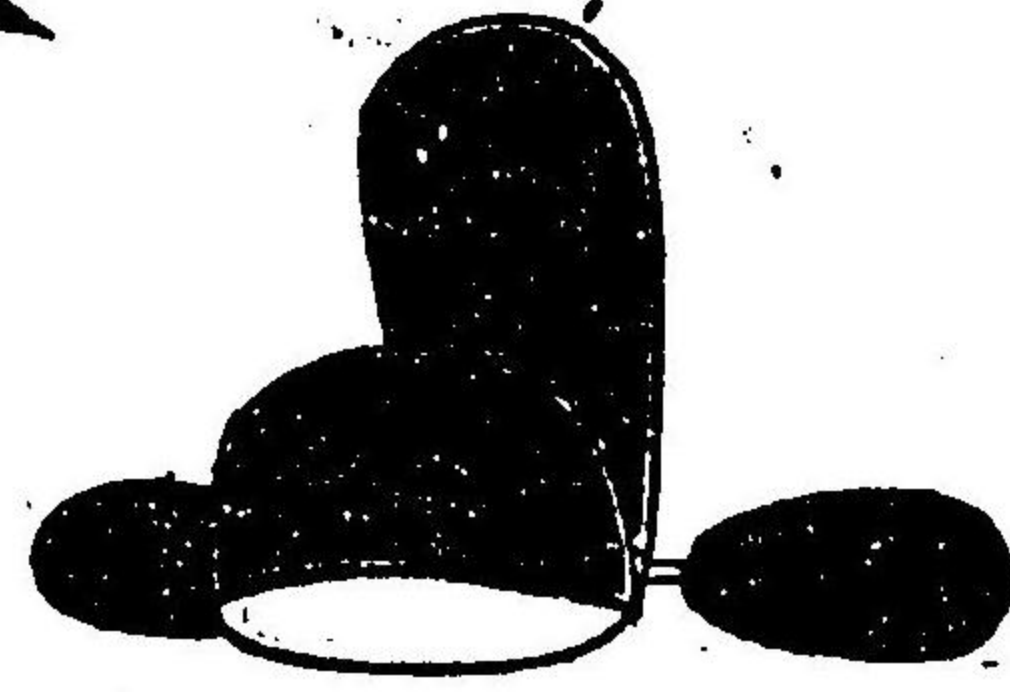
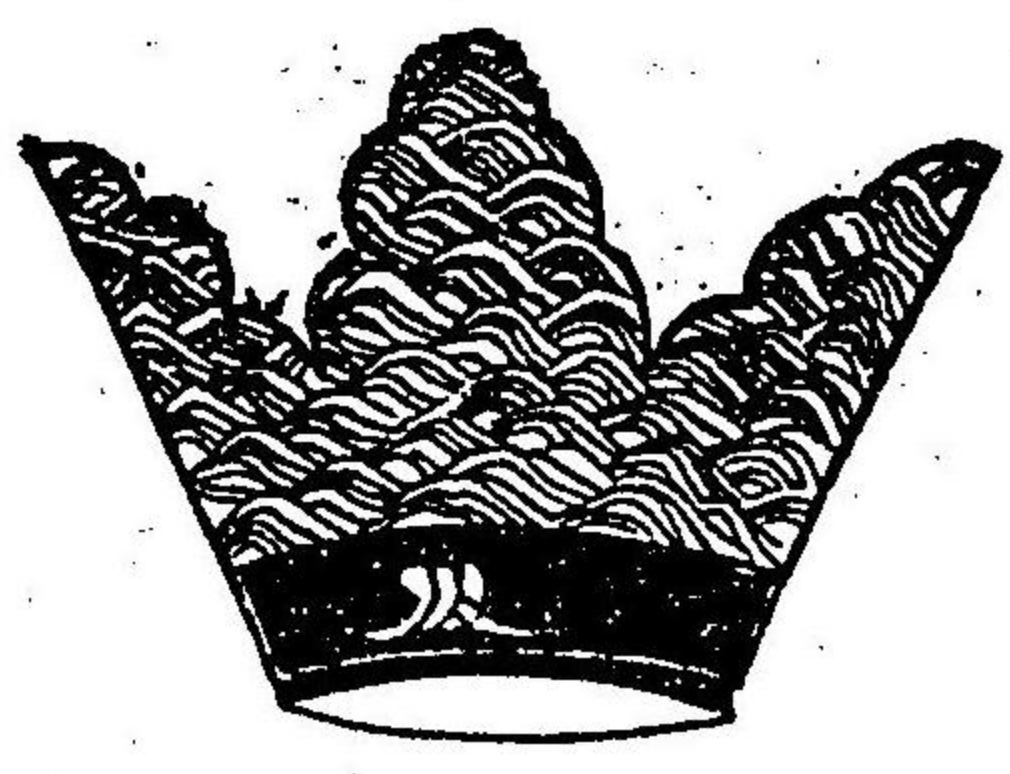
五寸五分五厘四寸三分四厘五等七尺五寸五分  
解法の一等全數十負二等八五加七折半或三等七損三或四等五五

加五負半束或五等四六除或六等二五或再折半十尺を一束とし百  
尺を一負とし千尺と十負とし萬尺を一結とす假令へり田の長

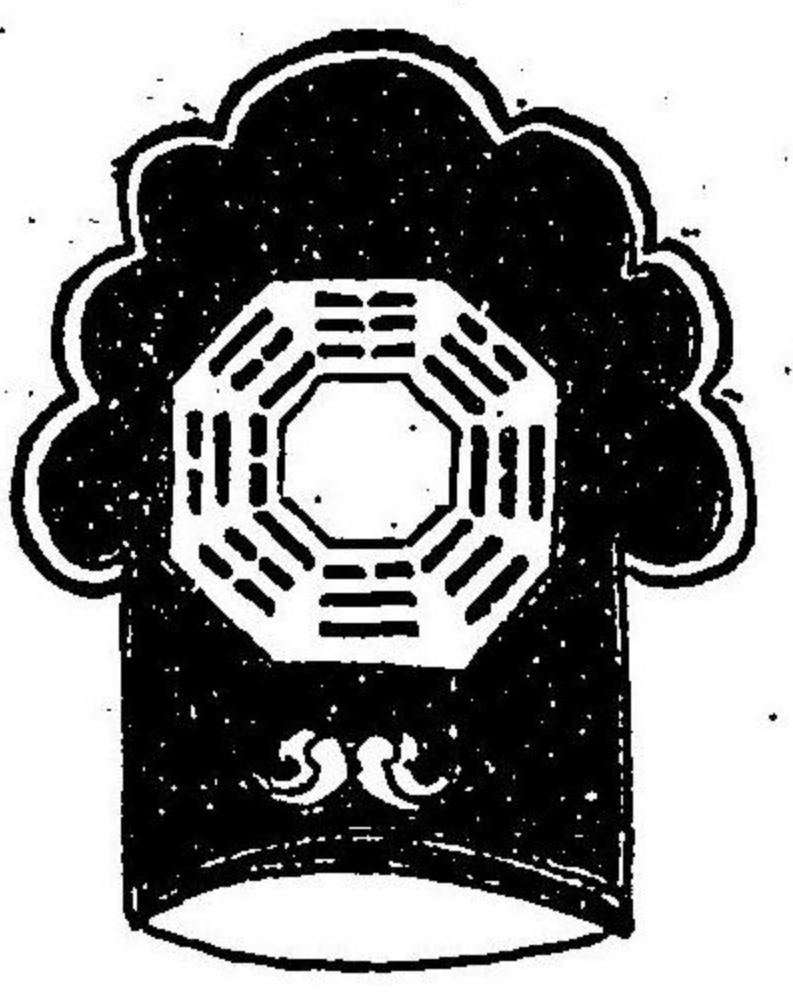
さ五十八尺廣さ卅五尺合二千三十尺あり一等の廿負三束二等の  
十七負三束三等の十四負二束四等の一十一負二束五等の一八負一  
束六等の一五負一束也十負の内一負五束或の之と除と云

○服色  
金冠

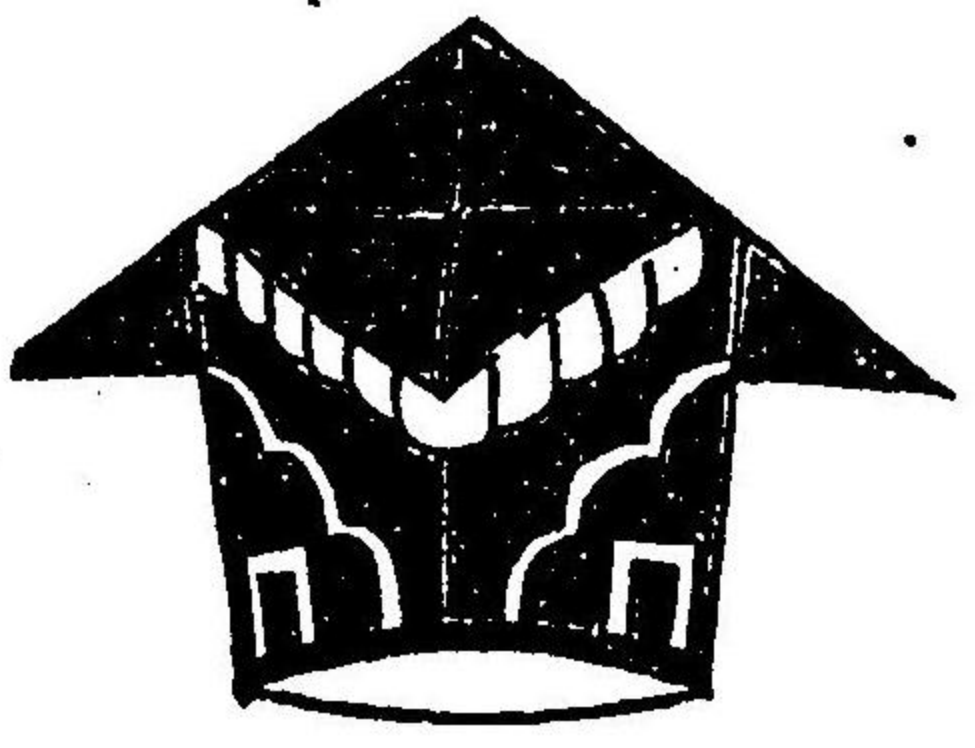
金冠 堂上よ 又臥龍冠共云



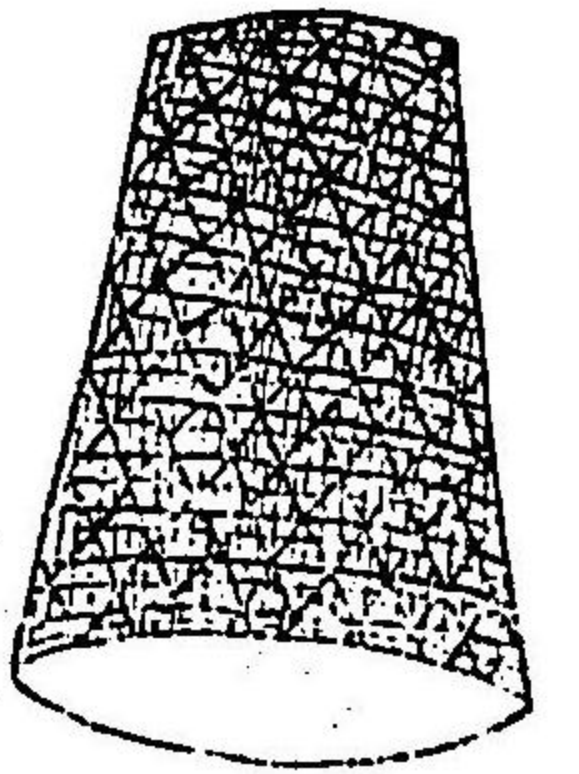
烏紗帽  
と云ふ  
堂上  
二重角  
堂下  
單角也



八卦總冠

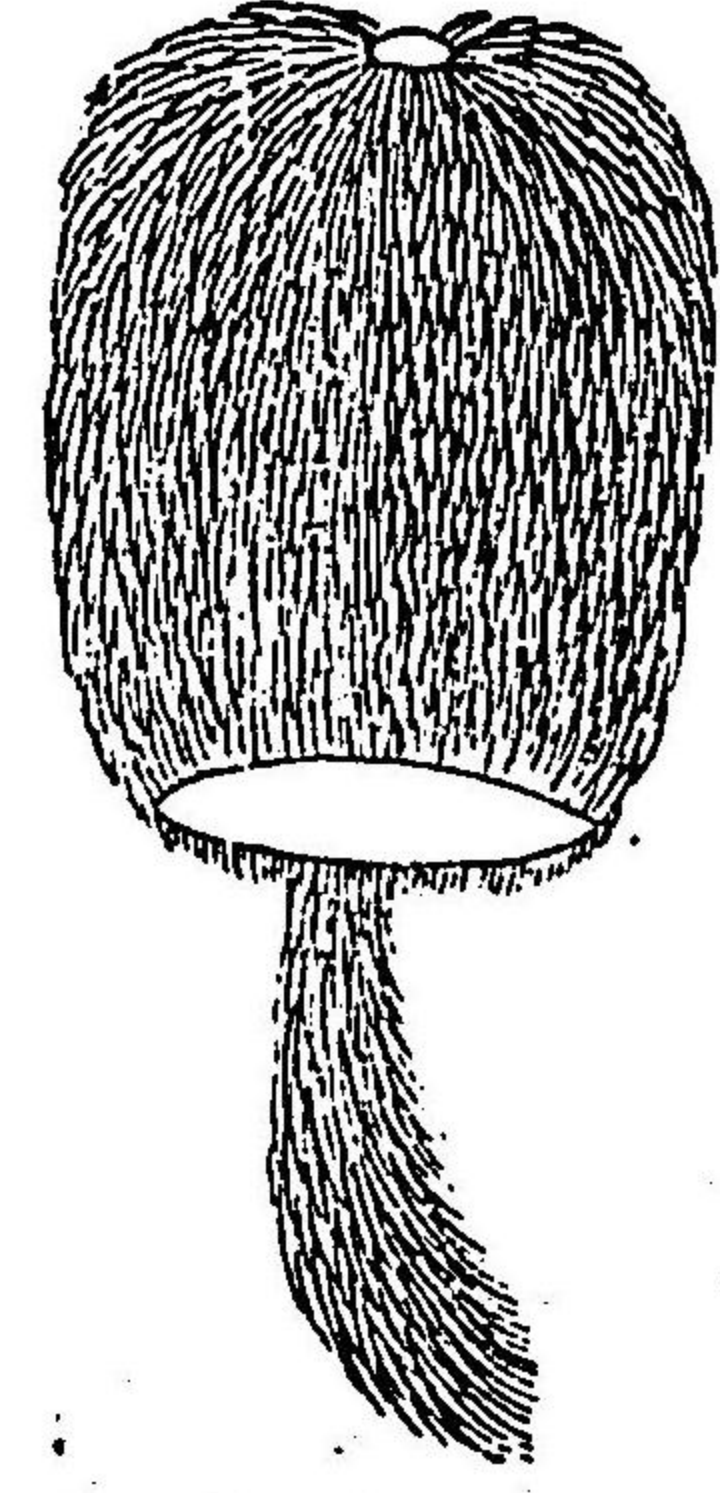


東坡冠  
堂下

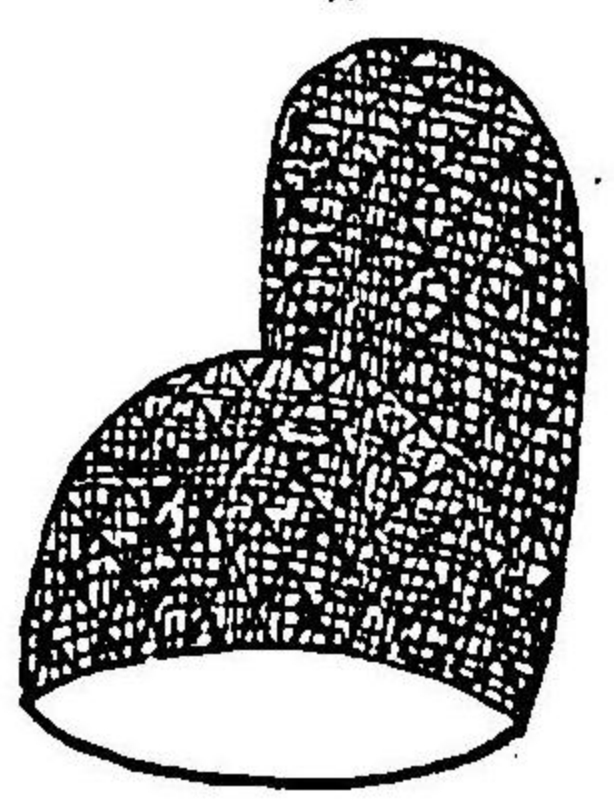


総甘土  
堂上堂  
下共に  
用也

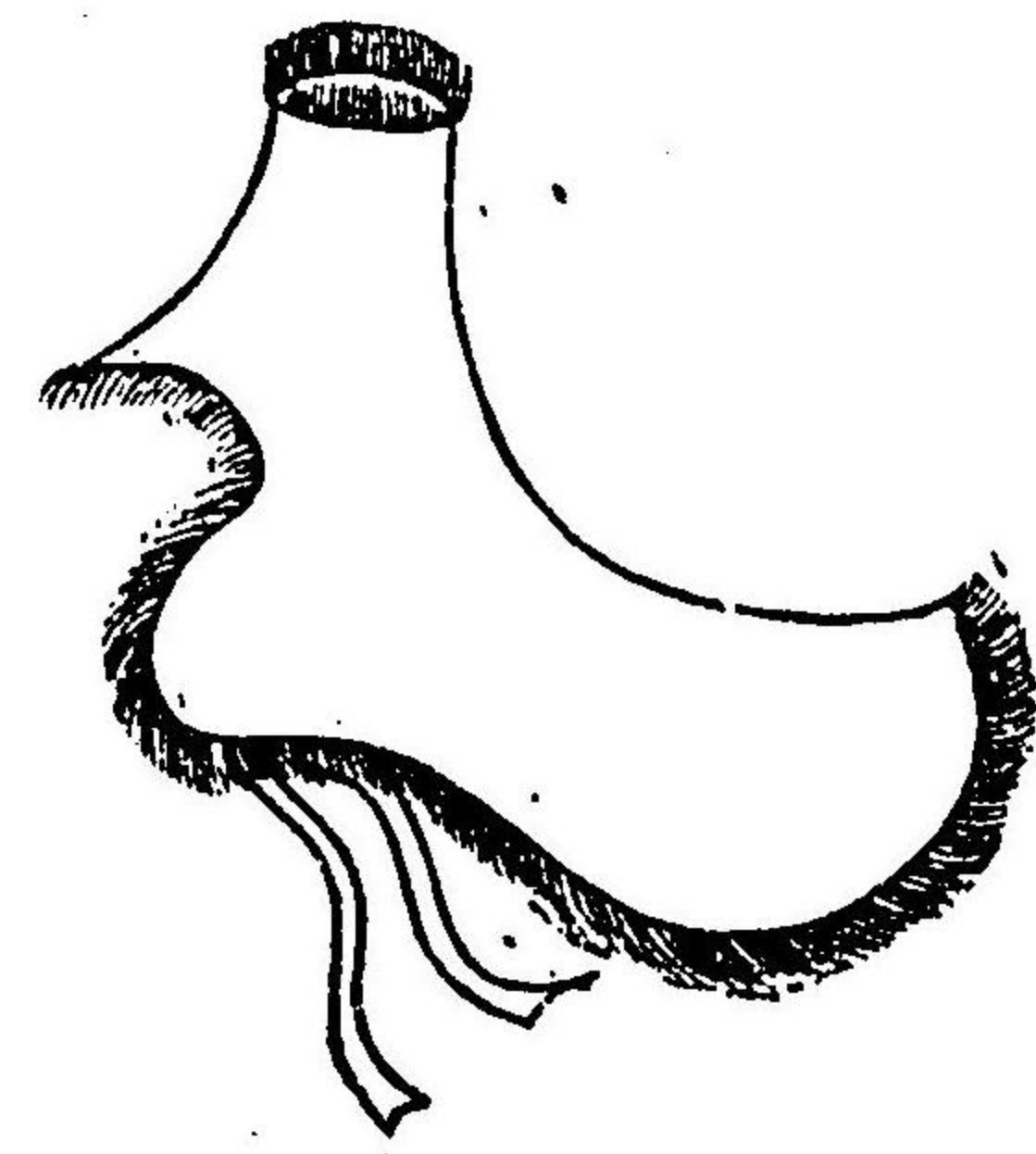
紗帽甘掩



但堂上の撤皮  
堂下の鼠皮撤  
の即ほどの物  
にて毛深一寒  
中よ之を被る  
ときハ雪頂  
み積らすと云  
此皮北土及北  
京より出つ價  
頗る高し

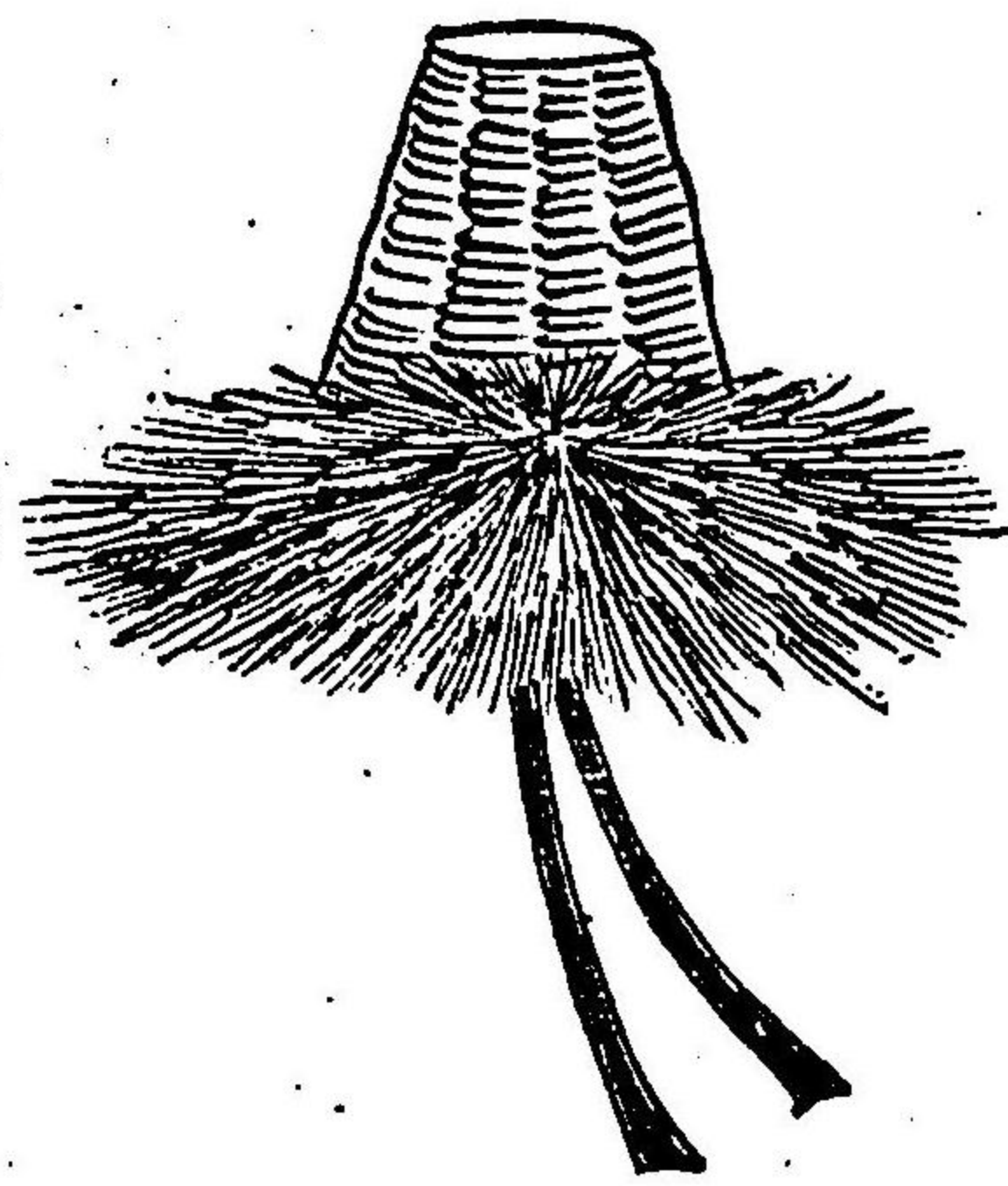


百四十四  
総甘土  
零服よ  
て冠下  
に若

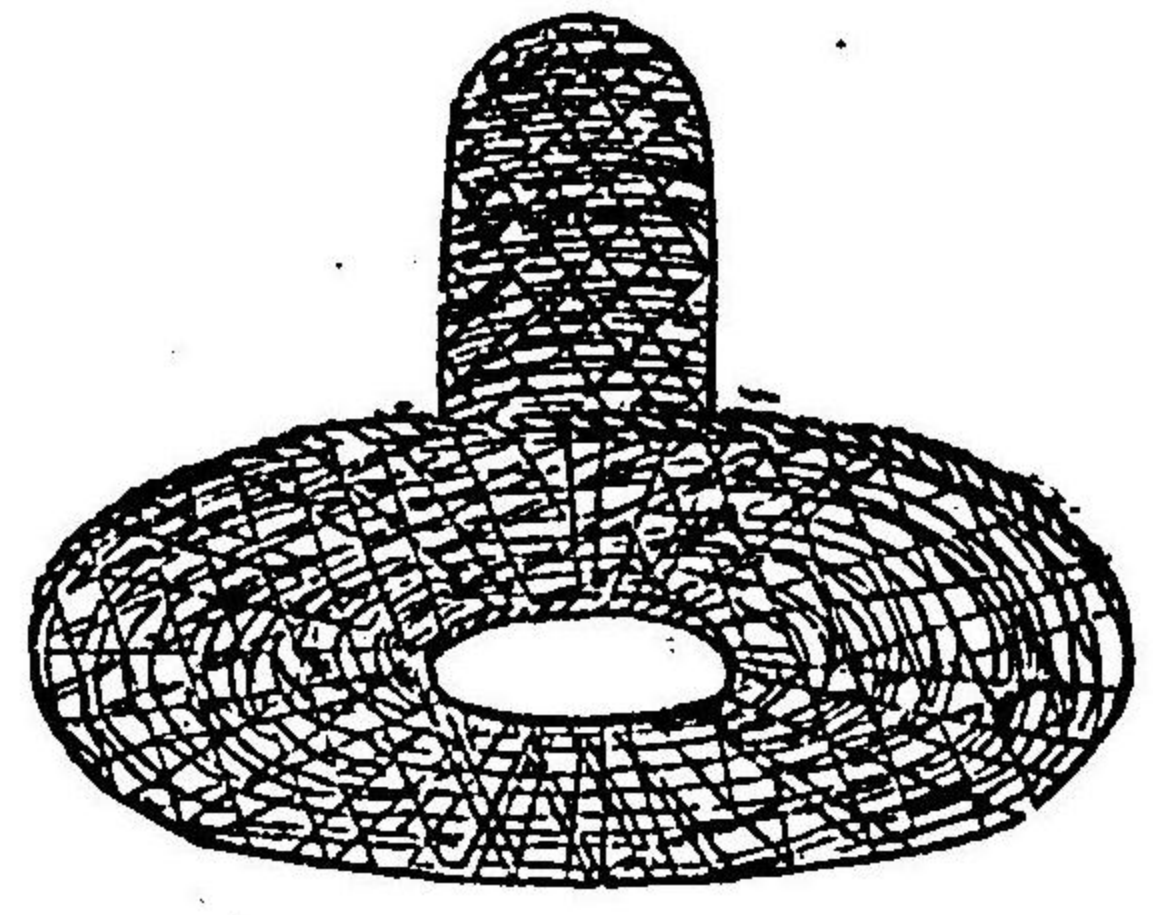


揮項  
但縁ハ撤  
毛を付る  
ときハ冠  
服ハ添へ  
撤毛あき  
ときハ禮  
よ叶ハせ  
と云

甘掩 文士の輩之を着ると

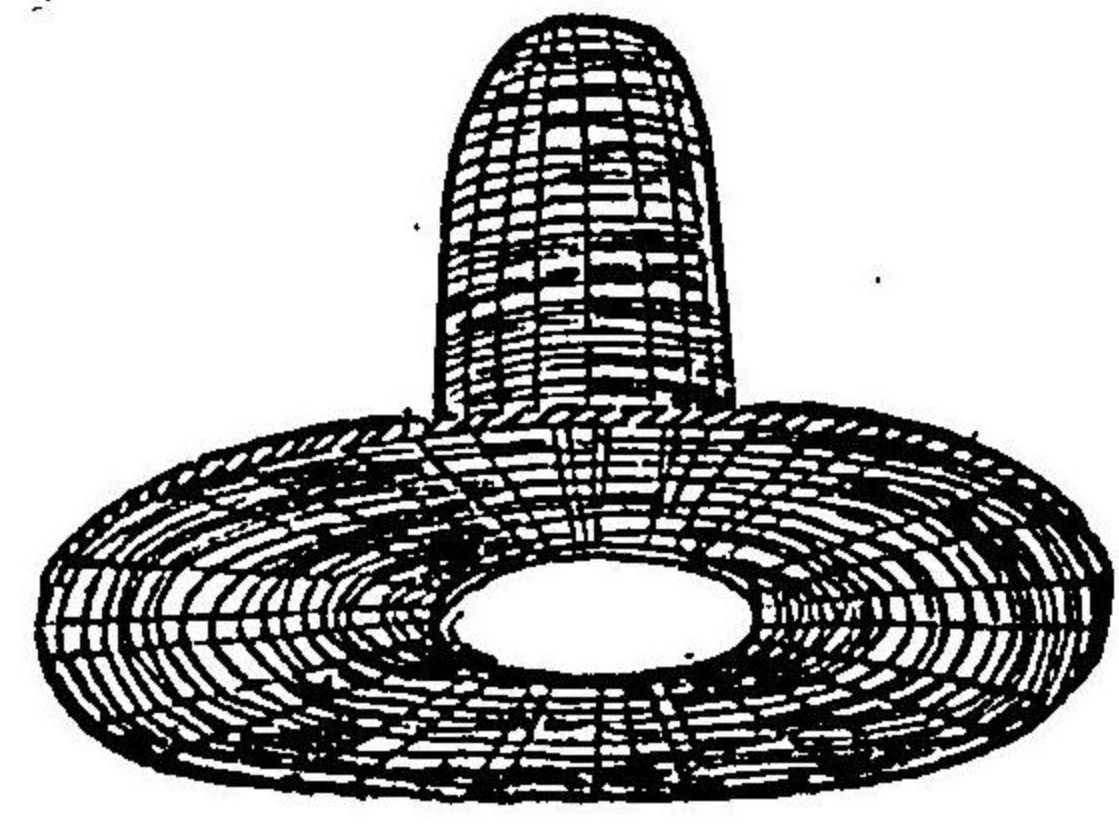


平涼子

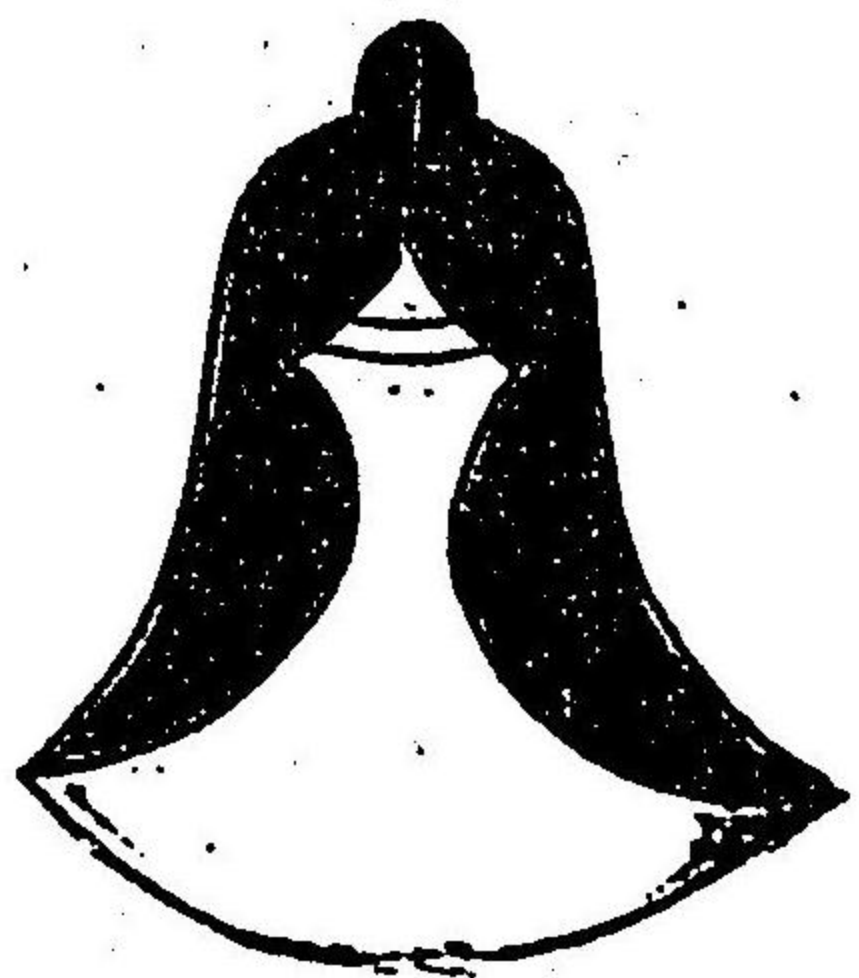


笠 堂上ハ黒  
堂下ハ黒色

興ある人の白き笠を  
用ゐる笠の上ハ飾あり  
堂上の龍額を出し文  
武官の飾にて分ち其  
外白き毛を挿み孔雀  
の尾と用ゐるハ使令等  
の者とす此ハ儲の毛  
或ハ馬の鬃を以て作る



浩然冠 又雲頂冠



但旅商人等之を着け軽便と專と  
そ又身分の輕き者の簞笠と着く

貴賤の隔ち—家中よ在り—時  
多く之を着す

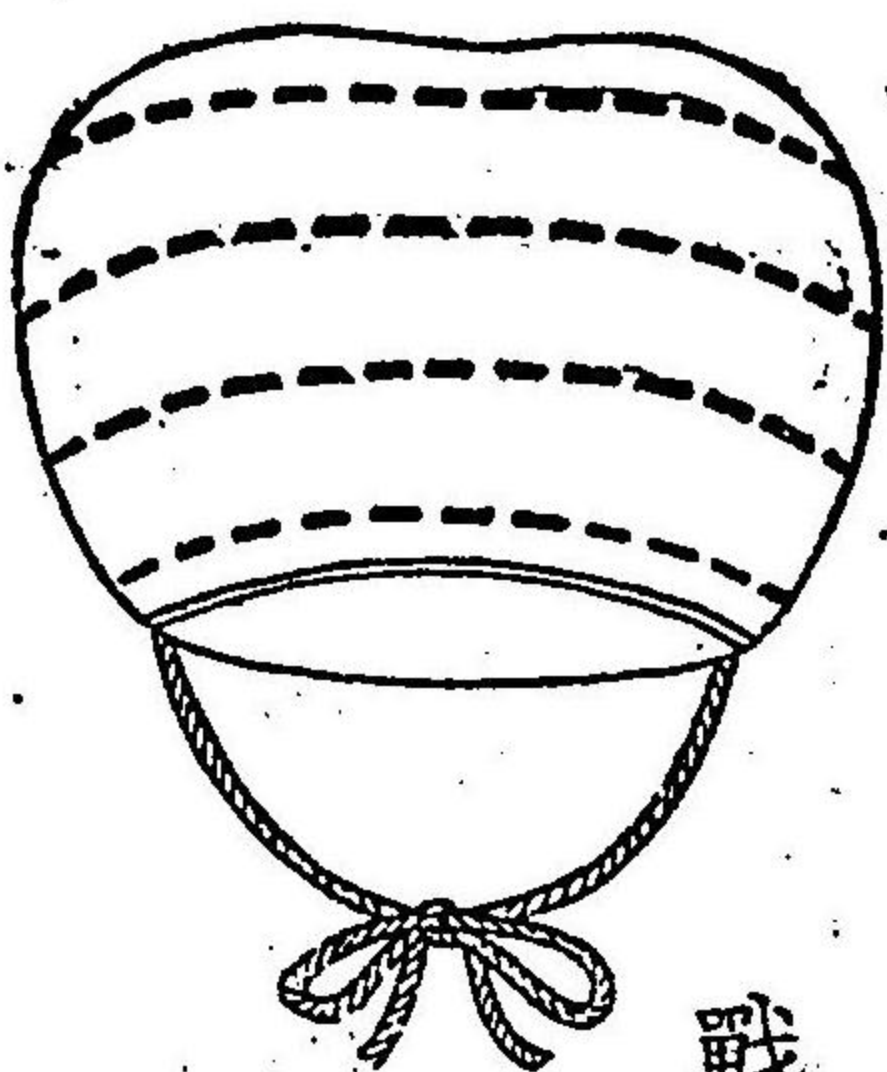


方冠 又毛冠

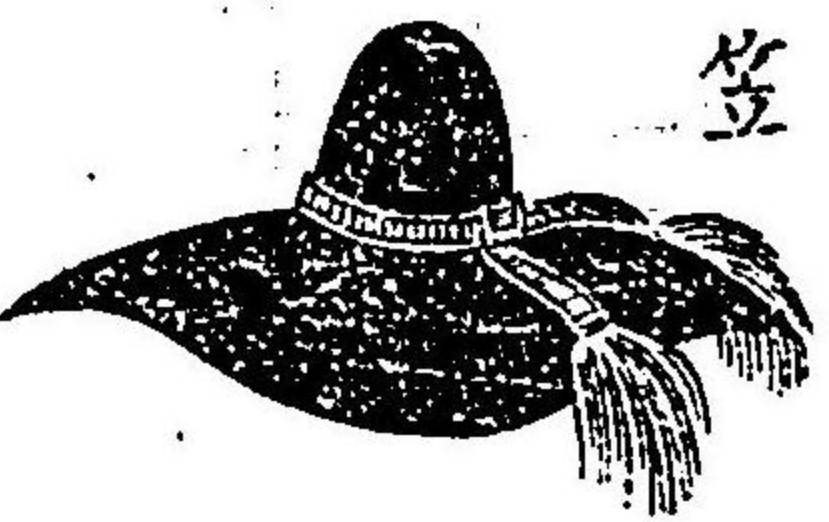


帽子 又唐甘土  
毛帽子也

甘土墳賤なし

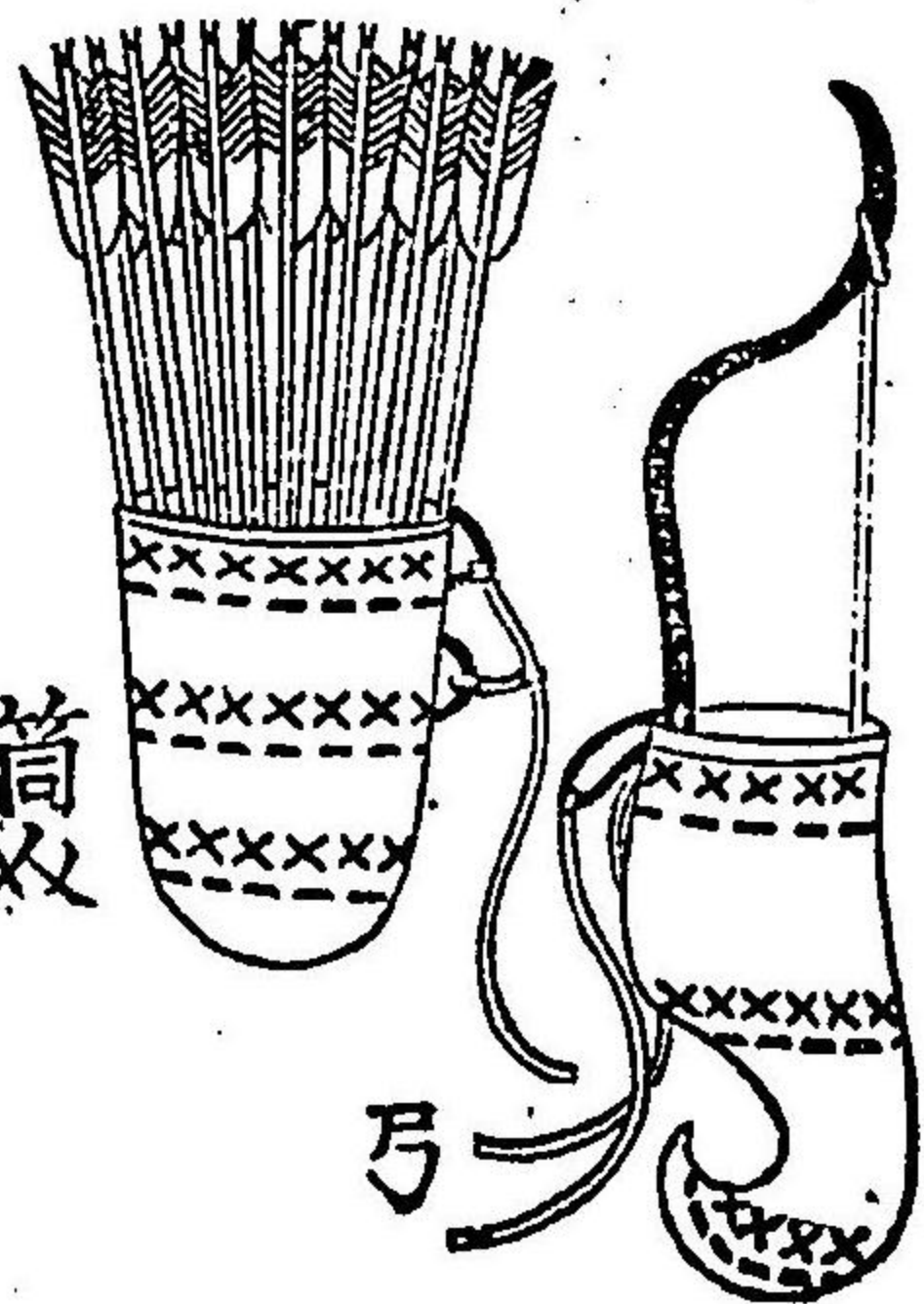
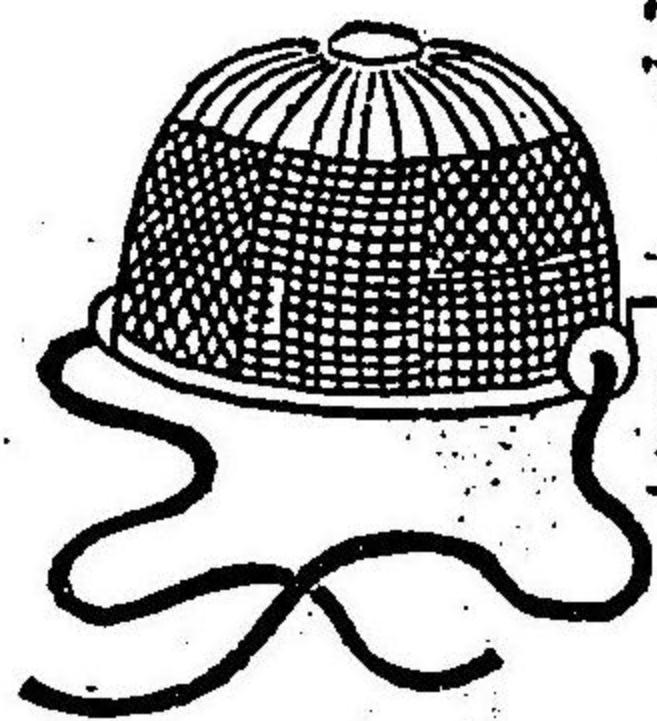


戦笠



武官の類之を着す京城  
にてい萬戸の輩習陣等  
のときよ用る笠の裡よ  
緞子と張り上の廻にい  
飾あり又府郡の軍官の  
人い其飾あきものを用  
る軍夫又常よ之を着す

網巾 翠子



筒

弓

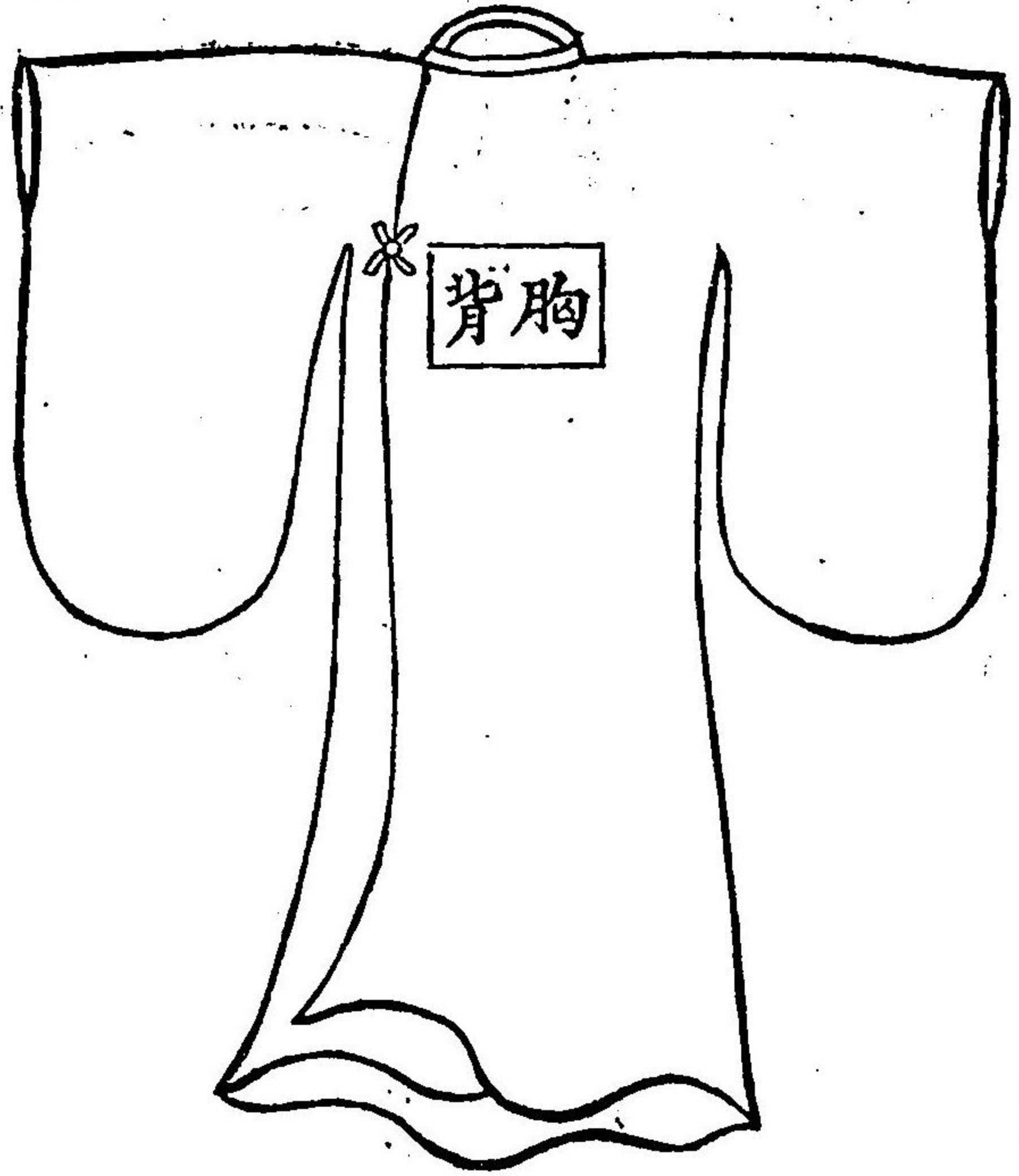


環刀

但金銀作り  
みて華やか  
あるを好と  
し常人い鎖  
鋏にて作る

冠帶 夏 雲紋紗 冬 雲紋大鍛

堂上の黒堂下の草緑  
但紅冠帶のときハ皆皆な



胸背

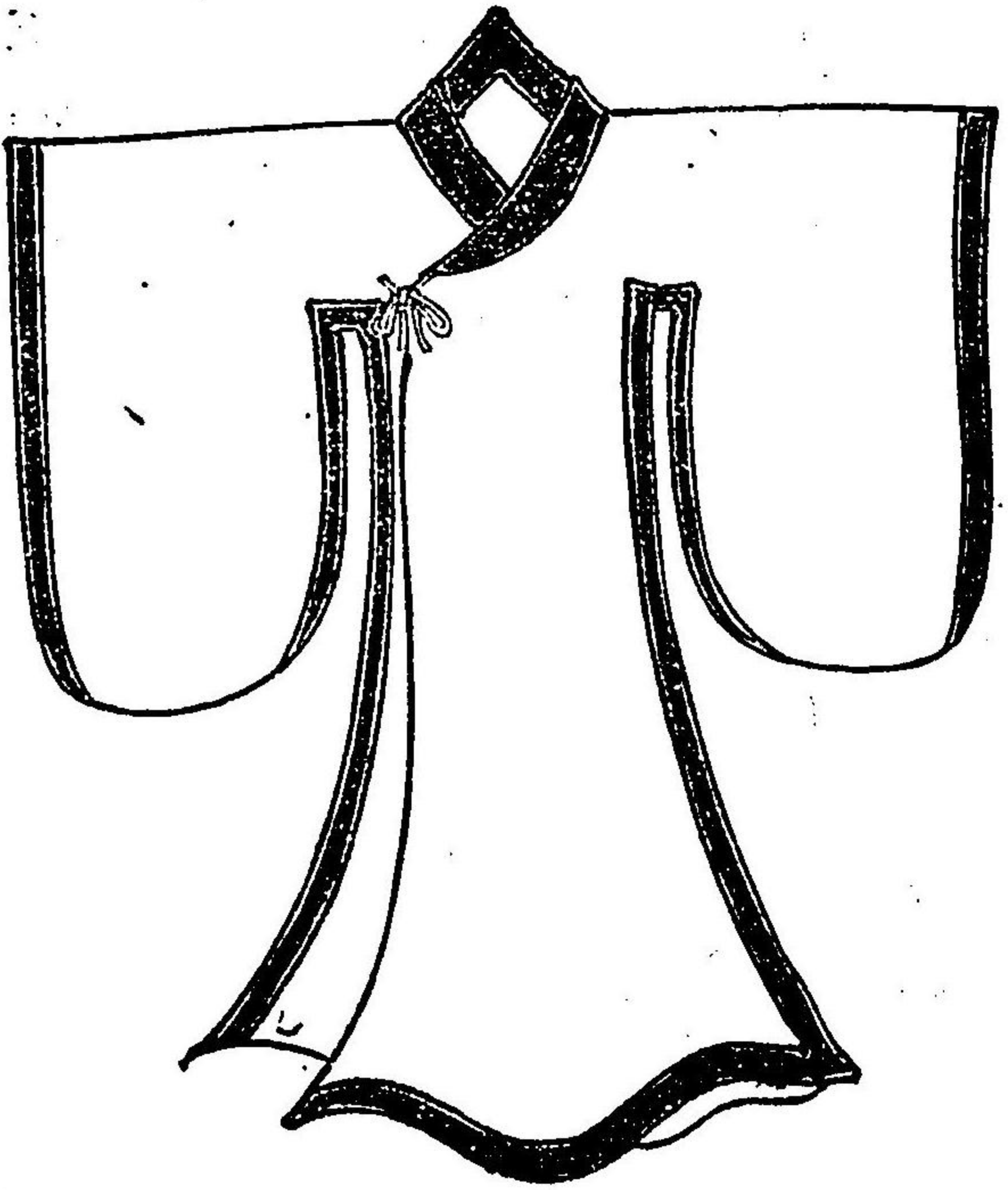
文官ハ鳳凰其外鳥類を以て  
武官ハ麒麟獅子虎の類を以て  
すと云

公服

堂上三品以上の双白鶴  
堂下三品以下の獨鶴

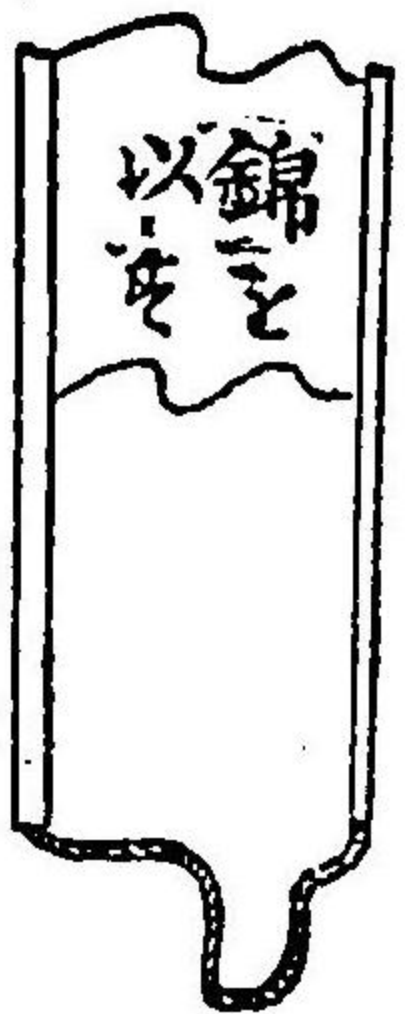
鶴幣衣

堂上堂下ともに着と

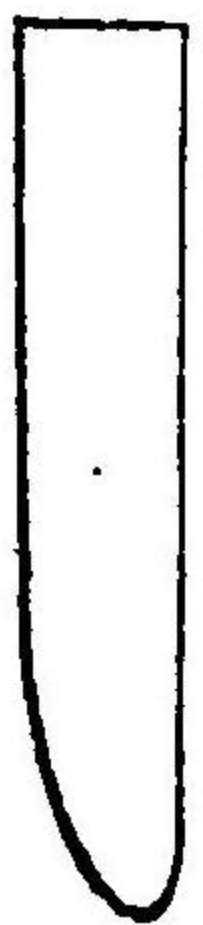


毛扇

文武の両班ハ手  
よ之と持あり

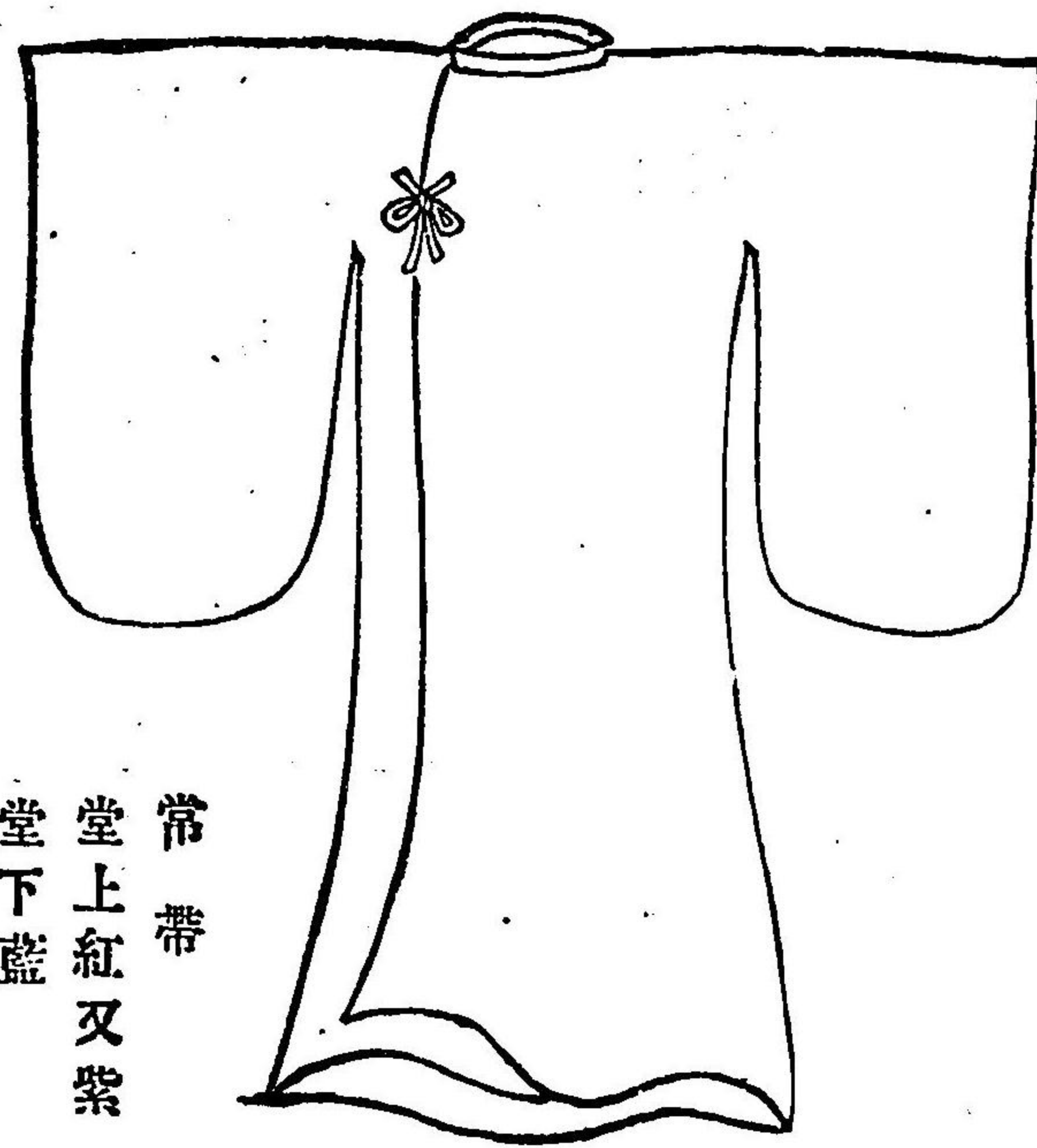


笏  
一品より四品まで象牙  
五品以下の木を用う



國王ハ言上する箇條と書付け  
持出とあり

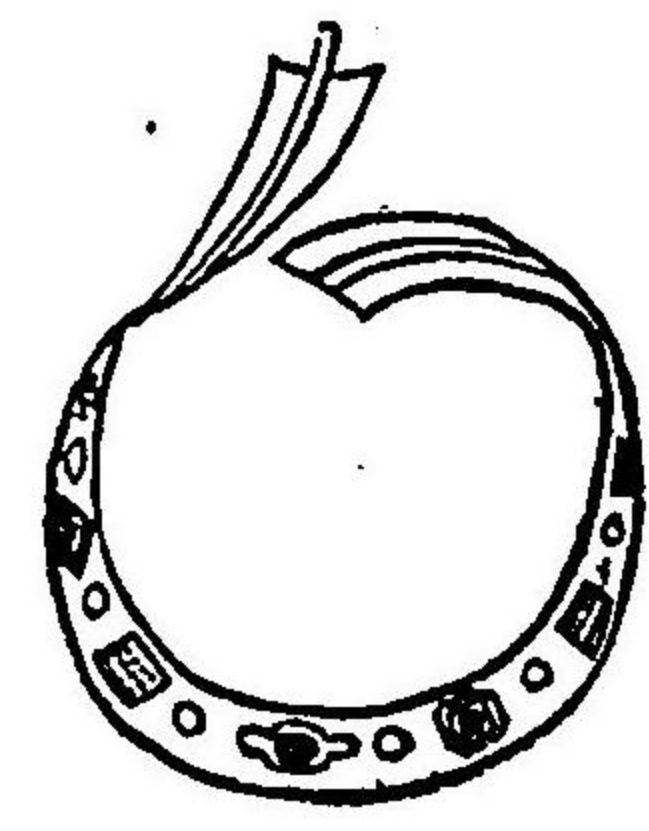
直領 武人の私服有官  
無官の別あり



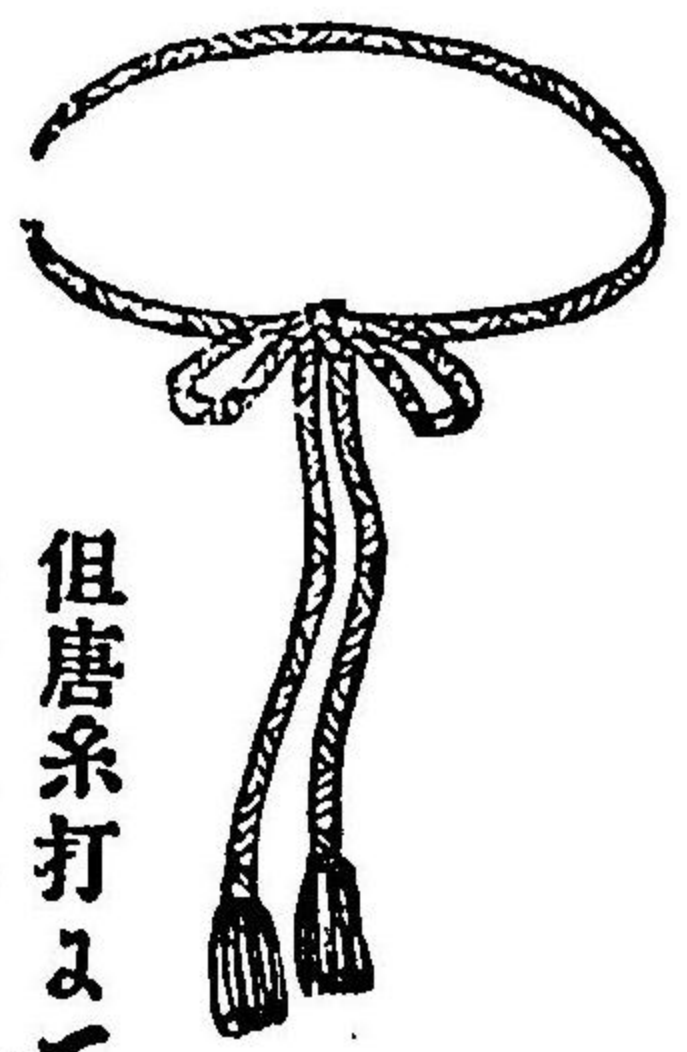
常帯  
堂上紅又紫  
堂下藍

帯 三台七星二十八宿を象ると云一品屏  
帯二品金帯三品銀帯四品同上五品以  
下黒角帯

但し金帯銀帯とも何れも縁り飾を  
云なり

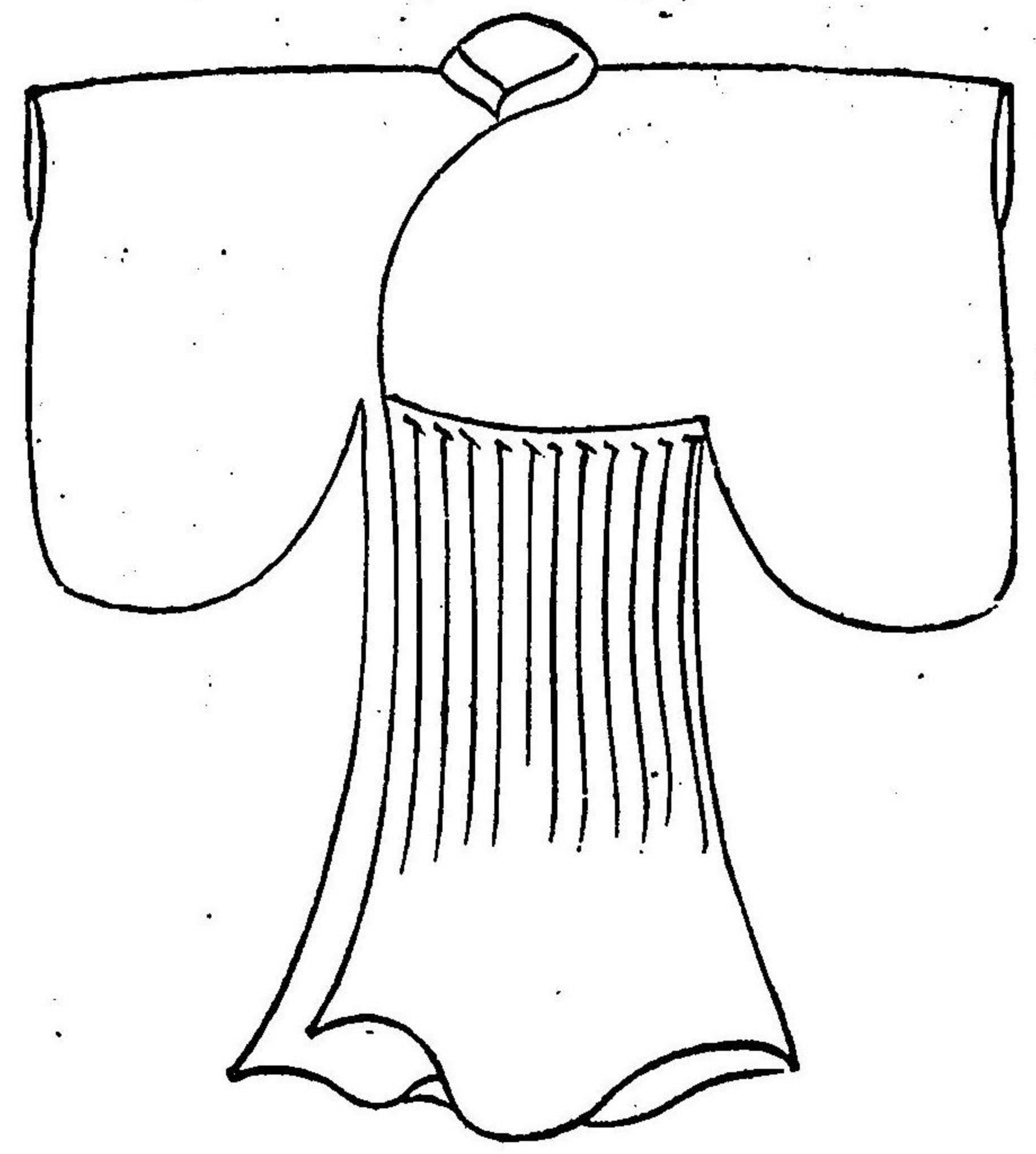


又一品より三  
品まで燐青玉  
四品以下燐白  
玉燐玉の玉臘  
石の如きもの  
とす



但唐糸打よて幅二三四五分  
の内又丸く打ちたるも有り

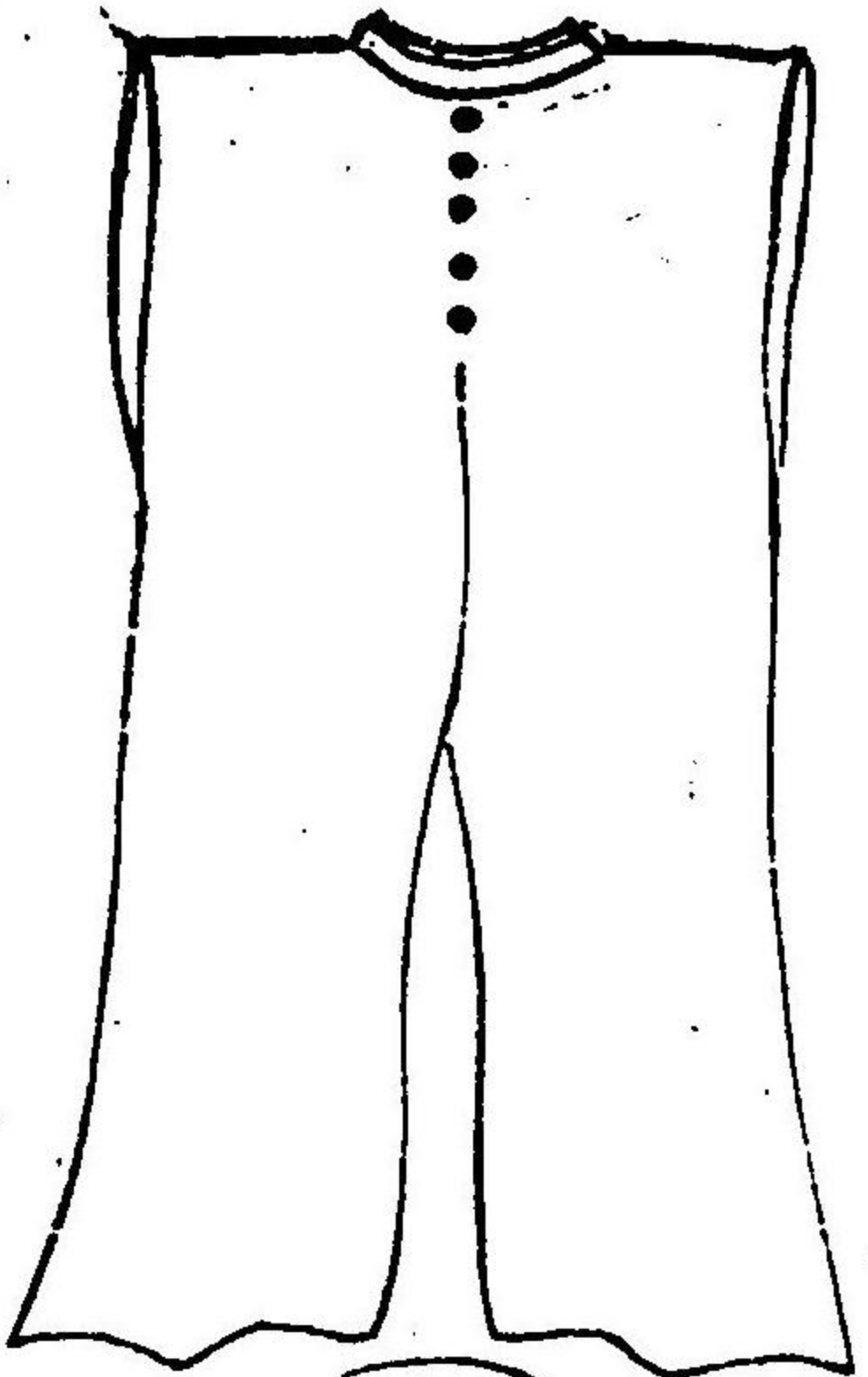
天翼 又帖裏と云



但私服文武官ともに之  
を着す紬又布夏冬同し

軍服

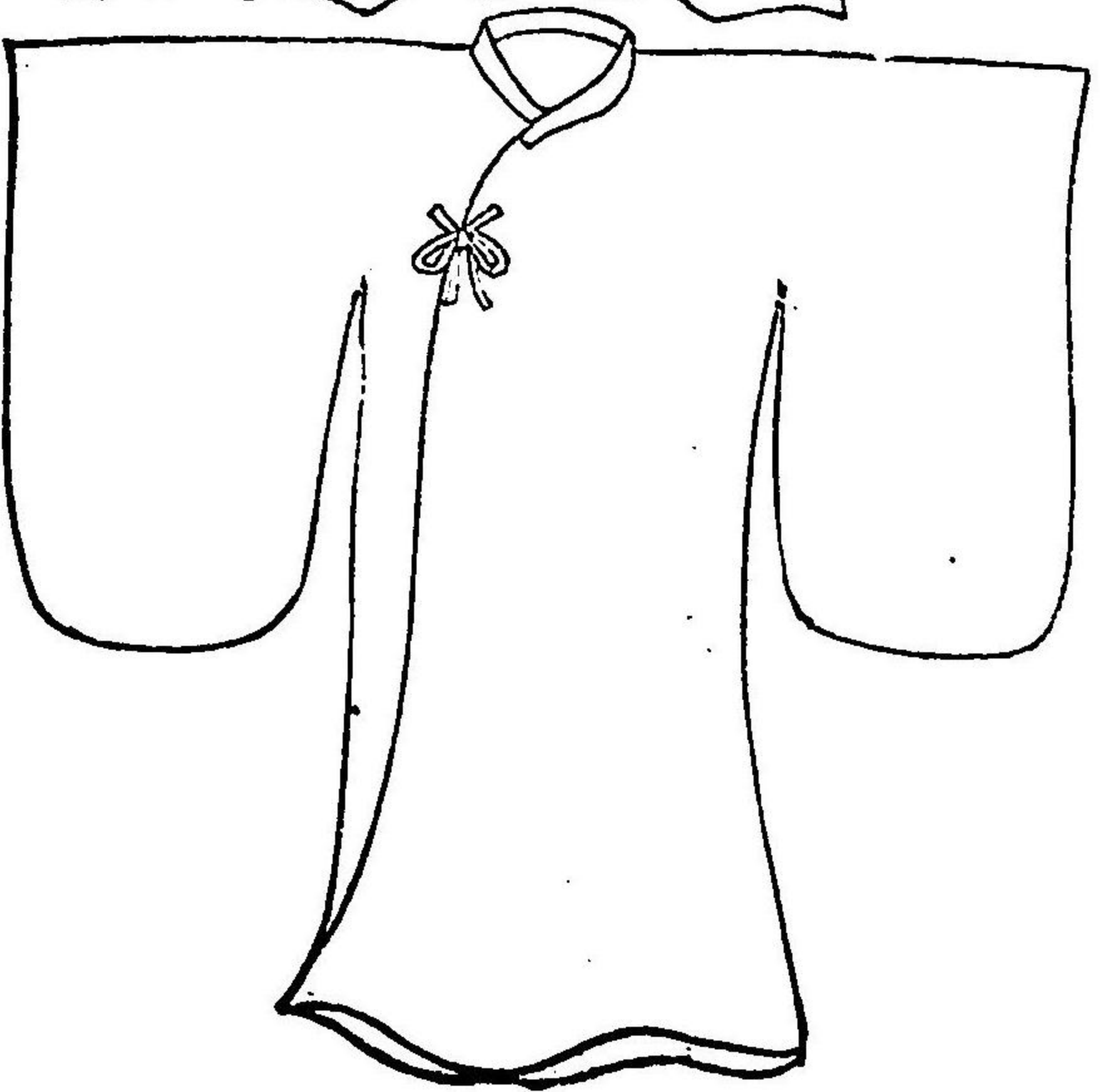
又掛子と云あり是に  
少一違ひたるものあ  
り掛子を縫ハルと  
云



但武官の人之を着と有官の人大綴  
或紹紗を着す各鎮邑吏員の常は淺  
黄木綿と着す

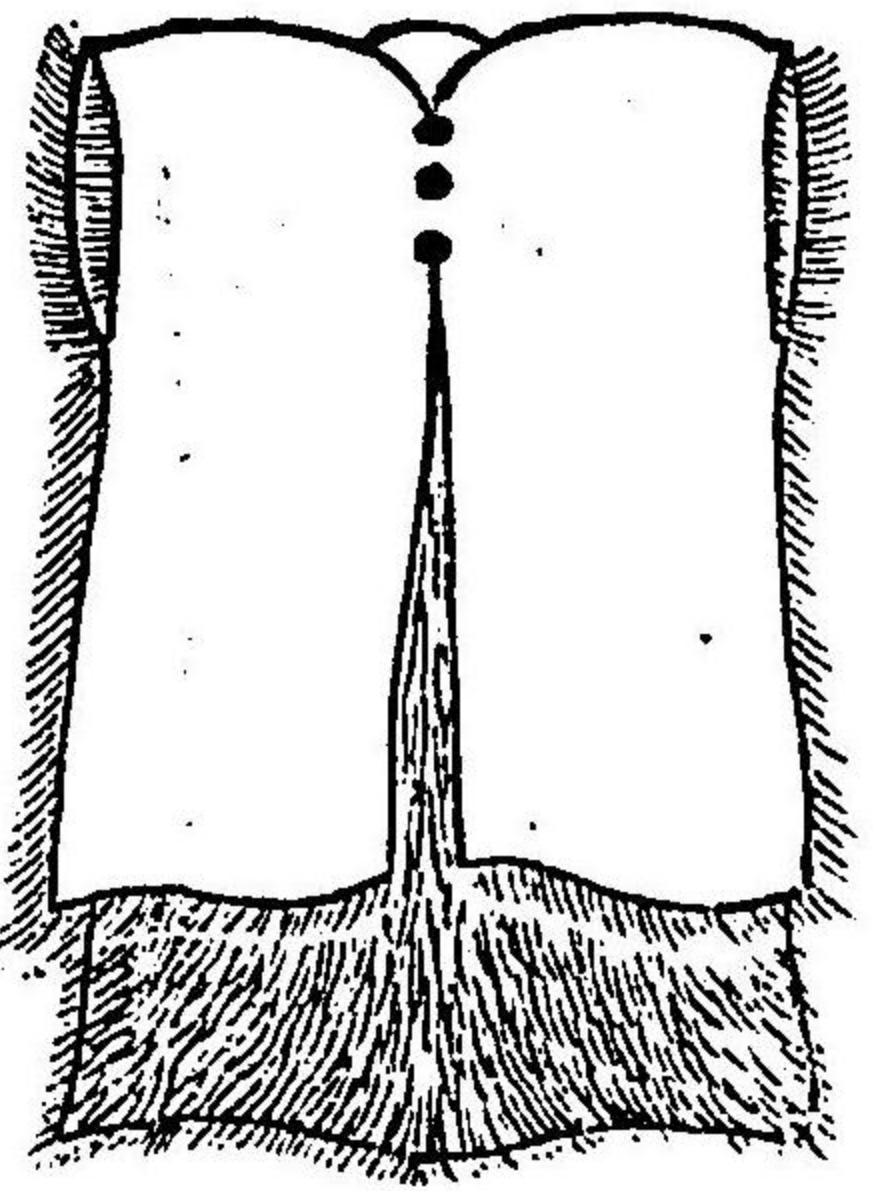
道袍

但上着なり文武官共み着す日本  
の羽織袴の類も同ト



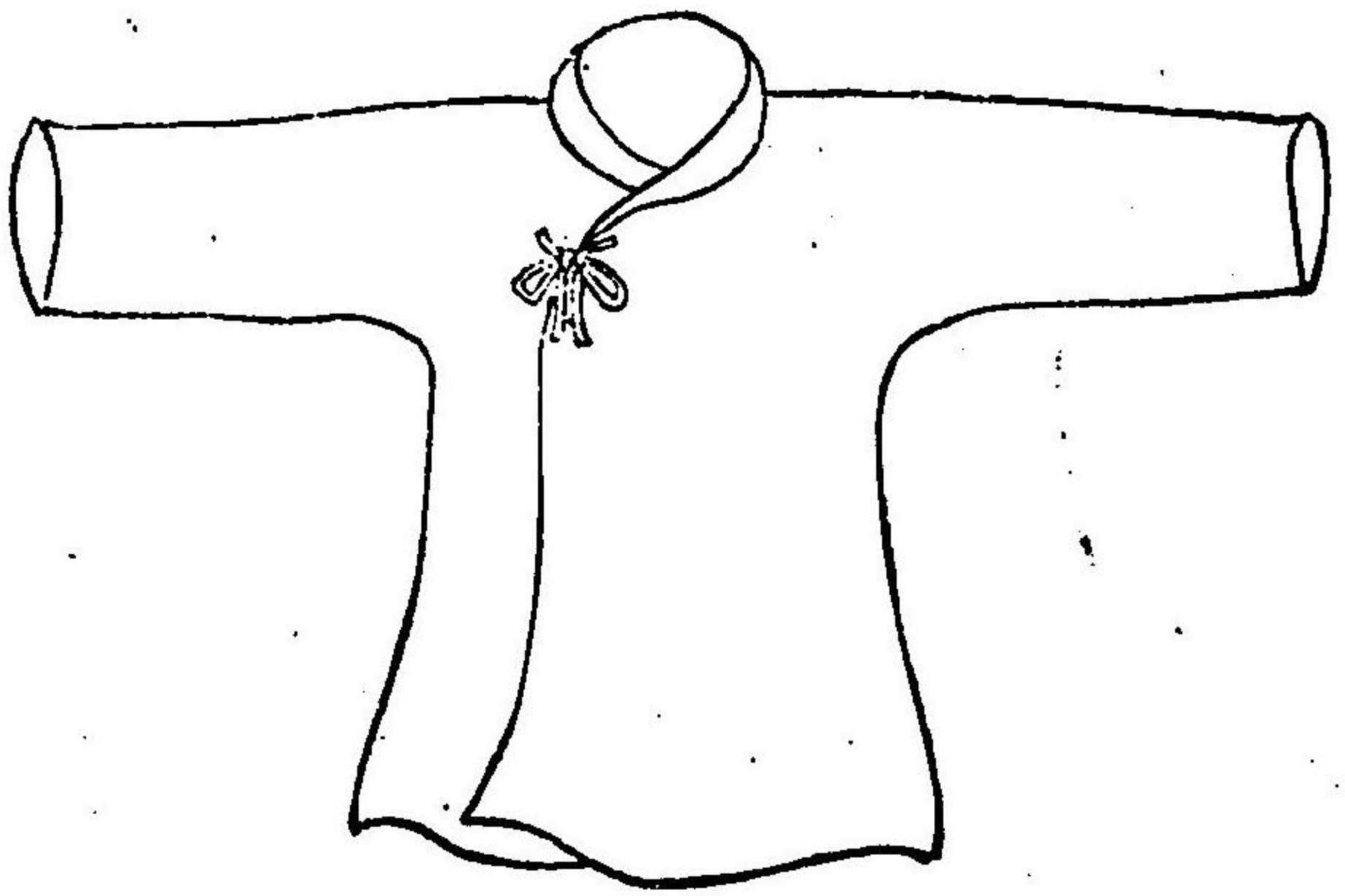
背子

背子の長短とも羊の皮又ハ細  
の類を以て造り中着とある但毛  
類の衣服と極上とす狐白裘或ハ  
微毛の背子と稱す



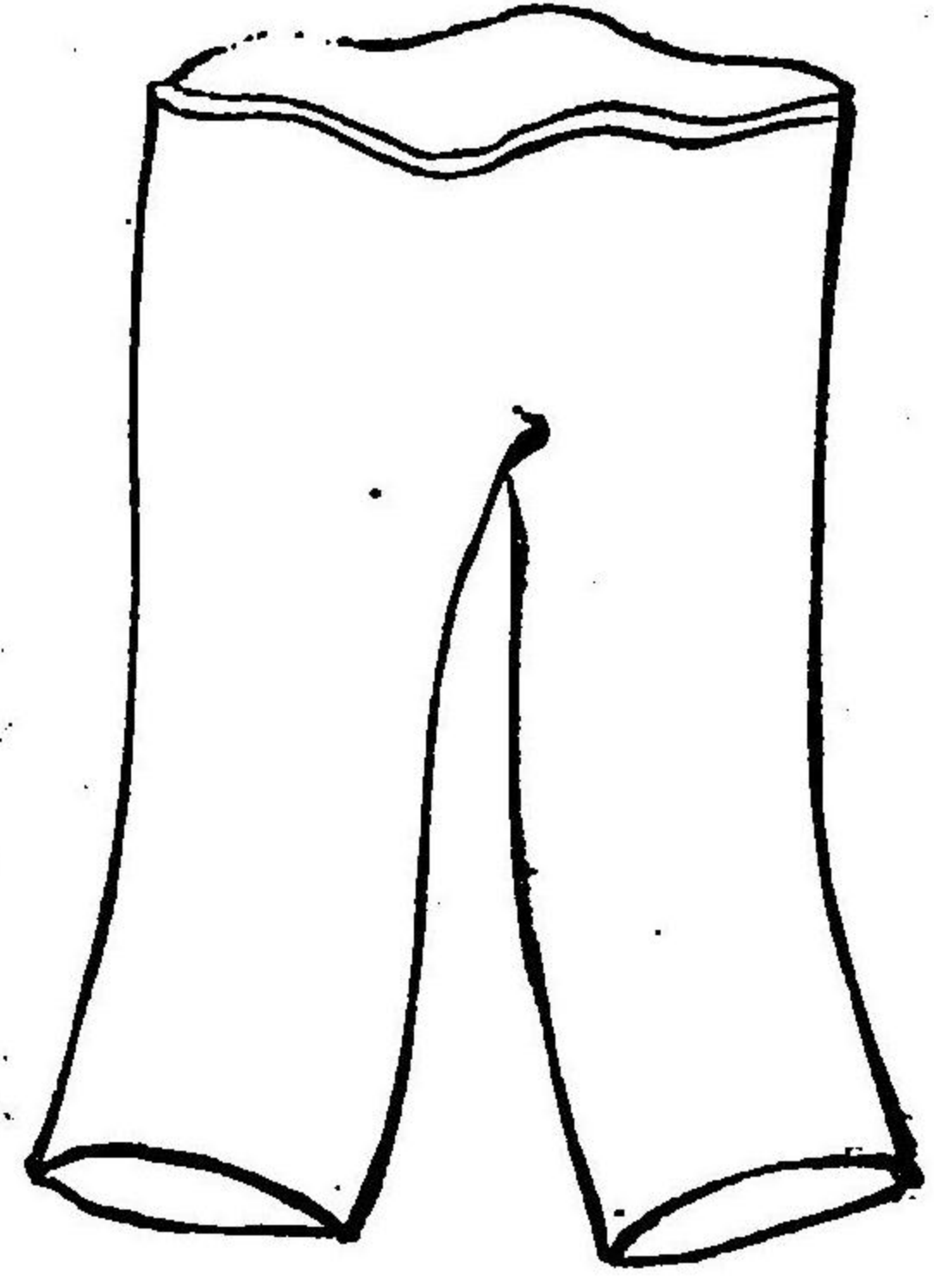
白裘ハ狐の腋の毛よて造り掌ほどの  
皮を集めて造る

男衣



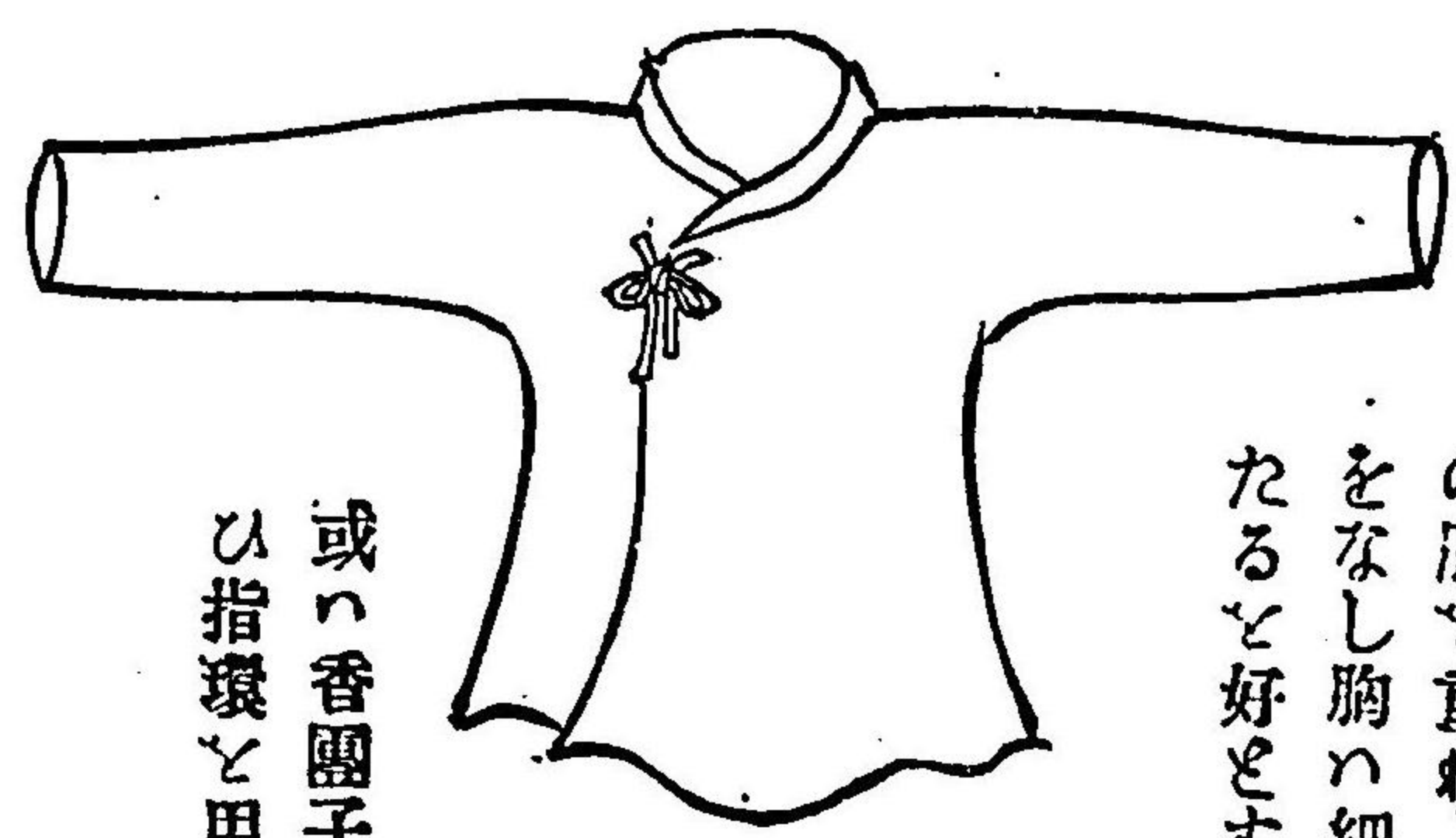
男袴

但腰帶と以て腰としめ其下の  
行戦を以てしめよする由貴賤  
どもは同じ喪人の布を以て行  
戦をあくと云



女衣

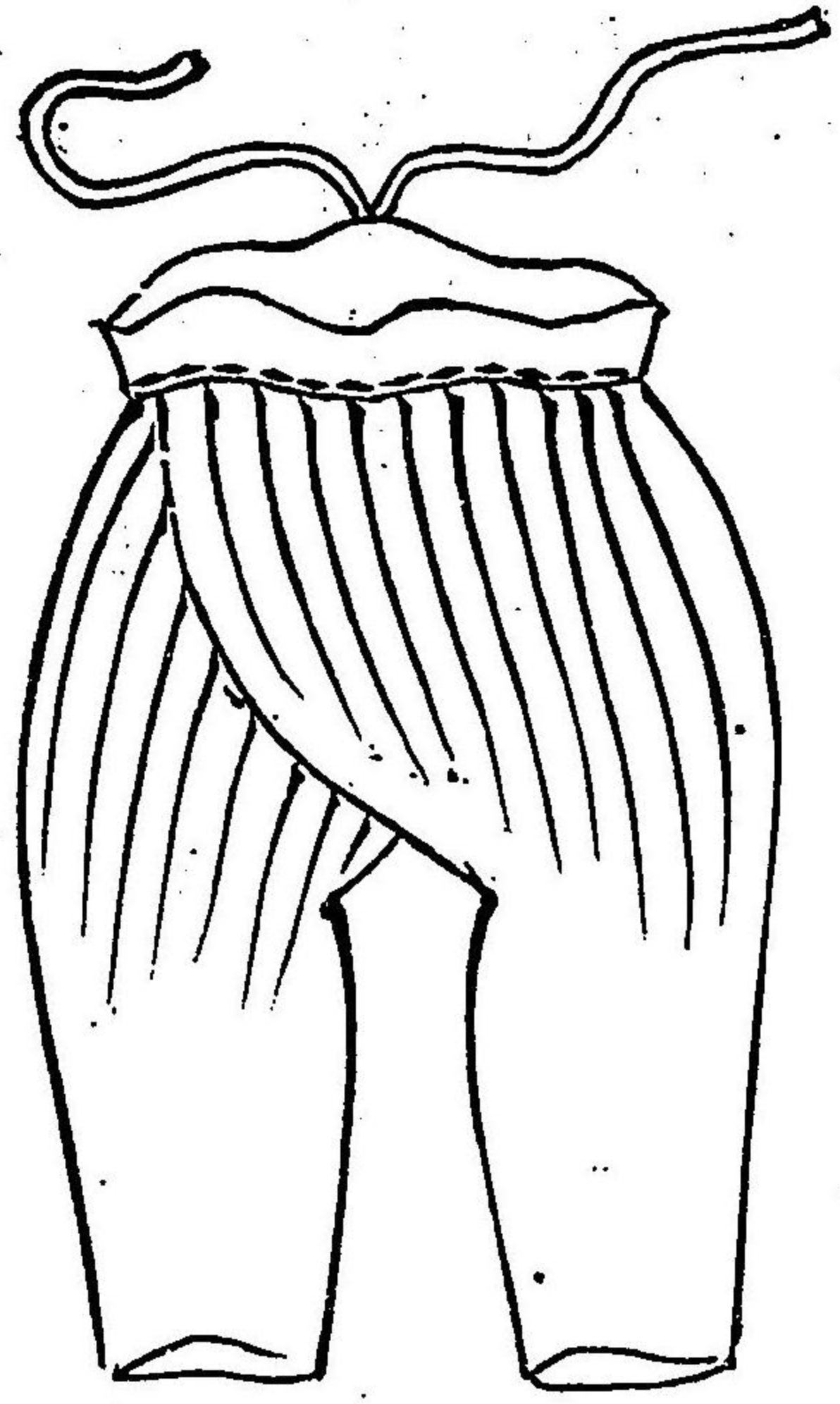
別に上着と云ふものなく此  
の服と重ね上も着し下の腹巻  
をなし胸の細く裳の太く  
たると好とするなり



或は香團子を紐に掛け手覆  
ひ指環と用う

女袴

但此袴の下は中衣と云ふものあり

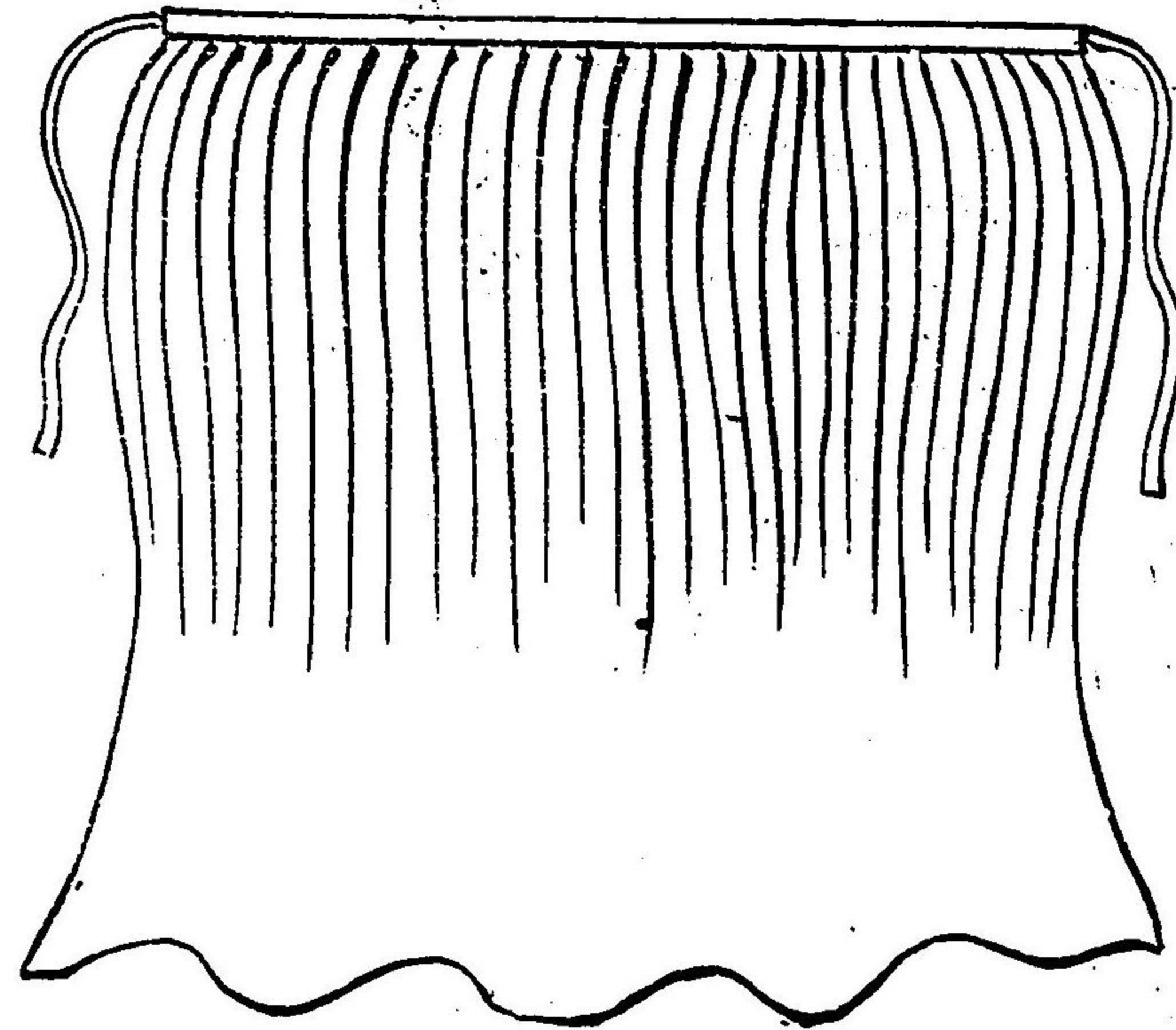


簪

金銀鍍銀を用ゐる両班  
の女龍頭又は鶴等を  
彫付るあり



裳 但女少き者ハ紅裳老女の藍裳



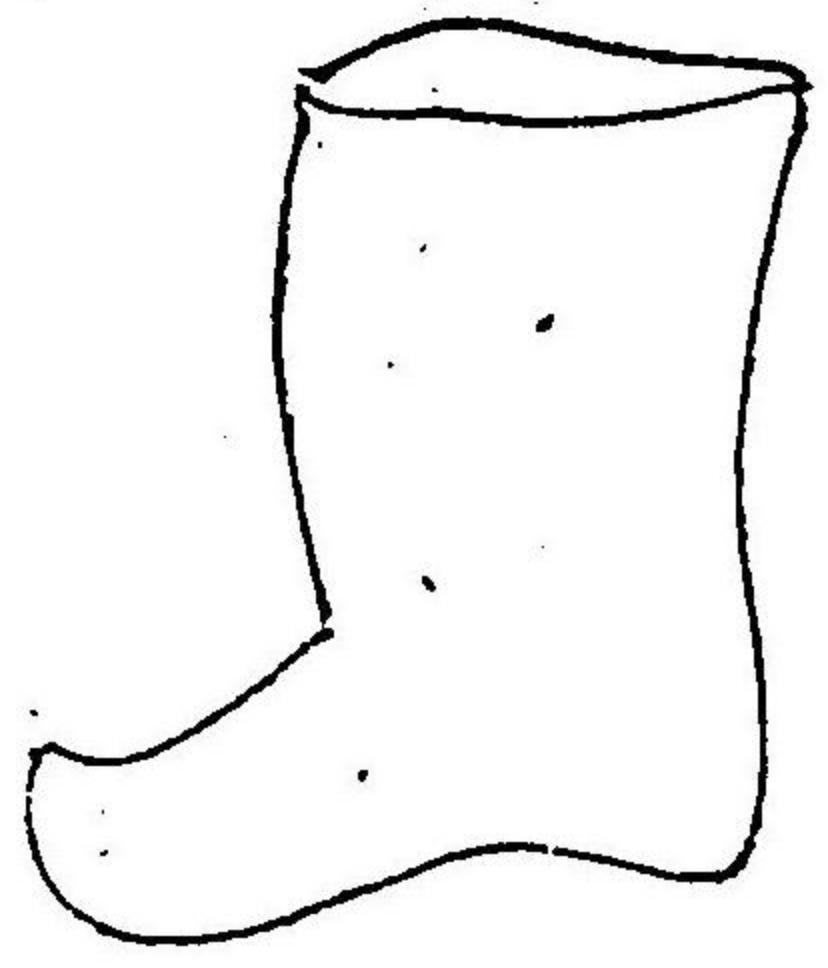
両班の處女の珥とかけ庶人のおれな一縮緬其外絹類を上等と一平常ハ木綿布あり総て燕脂を着け指環と掛け齒を染めす眉を掃いそ喪中の女の朱服せずと云



鞋 又鞋子又木鞋と云牛の黒皮を以て造る一品より九品に至るまで皆同し

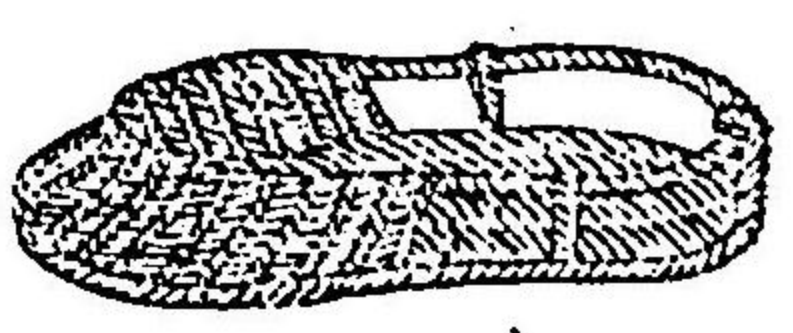
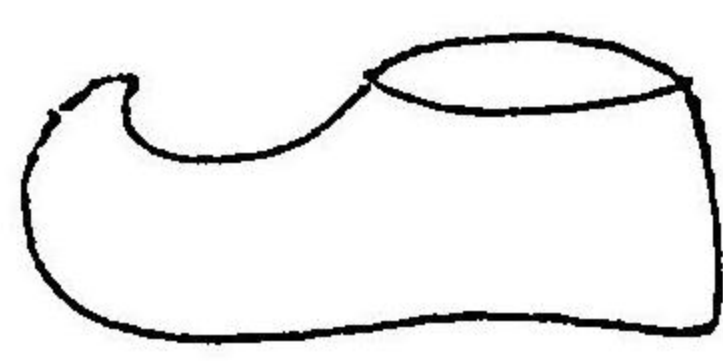
襪 仕官ハ素リ其他の

者も夏冬ともは是を穿ち上へハ行靴を以てしめるあり



唐鞋 雨中用る牛皮を以て仕立

るあり下賤ハ木を以て木履と作り此下ハ齒二を入れたるものを用う



草鞋

楮葛藁などを以て作る

公服ハ冠幘頭諸品同し表向き王の前ハ出るときに隈るあり



服一品より正三品まで紅袍従三品より六品まで青袍七八品九品ハ緑袍帶圖に悉く記す

常服 冠ハ紗帽 朝臣入闕毎に之を着す 堂上三品以上ハ紋紗角帯ハ單紗角同青袍

戎服 冠堂上ハ紫笠

貝纓銀笠飾

三品以下ハ黒笠水晶纓服

三品以上ハ藍紗帖理紫帶三品以下ハ青立色帖裏青帶

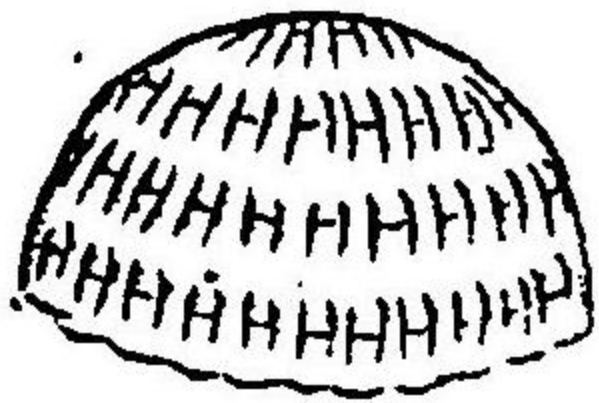
右天翼の服ハ箕子より傳ハリ官人禮服朝服の外第一の服にて貴人を見るとき是と着くと云

環子一品知事ハ玉環子にてモヤウカク圓一ニ品知事ハ金環子より同知上同知ハ金環子を梅花等も作る兪知ハ玉環子同知右兪知以上ハ堂上の制にて堂下ハ環子カシ

笠に虎鬚と挿ハ事あり或ハ舉動の時兩班の輩之をカモ平常ハ府使等も副たる裨將官吏等之を用ル但虎鬚といへども或ハ鳥の毛の骨カドと以て虎鬚のり代ハ挿カリ使令の者ハ孔雀の尾を

笠カサスカリ又鍔色の笠ハ白馬の尾を以て編み紅漆を以て其上を塗タルカリ

笠纓三月三日より玉水晶或ハ燻燂物又木を以て細く造リ之を塗タルを付け九月九日より絹纓を用うるナリ喪人の笠ハ白カサ上を薄漆カテ塗タルものカリ又喪中の人官家へ出るときハ薄淺黄の服と用ウ然れとも何服カても差支カリ



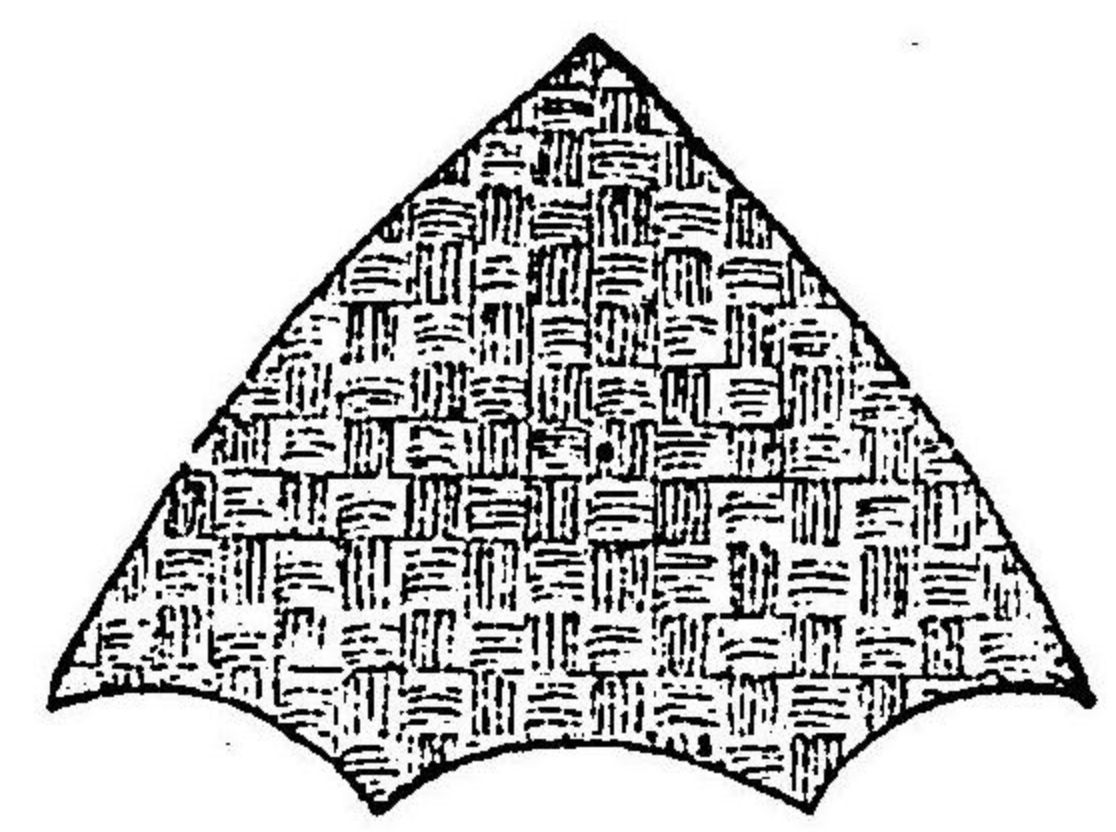
松落 松の肌皮其外の品カテ作る



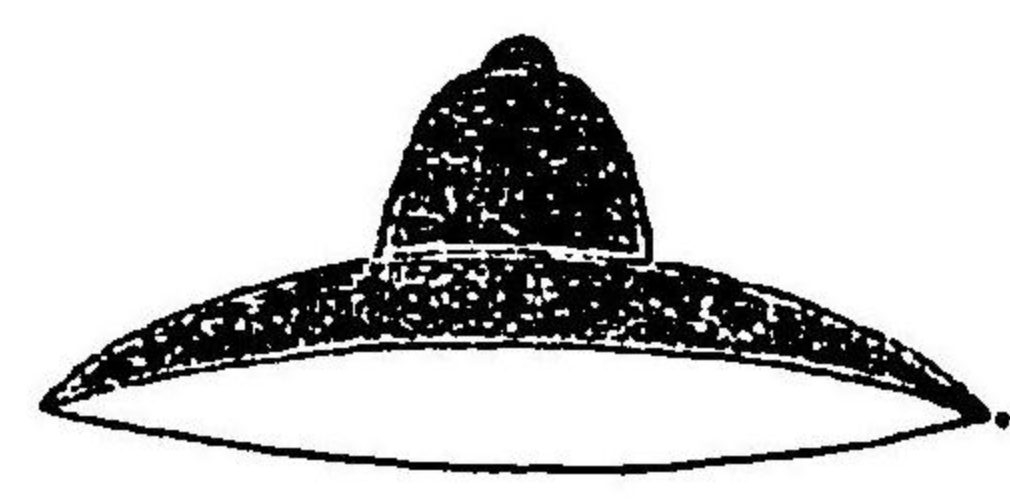
甘土 鳥の尾カテ造る堂上下差別カリ



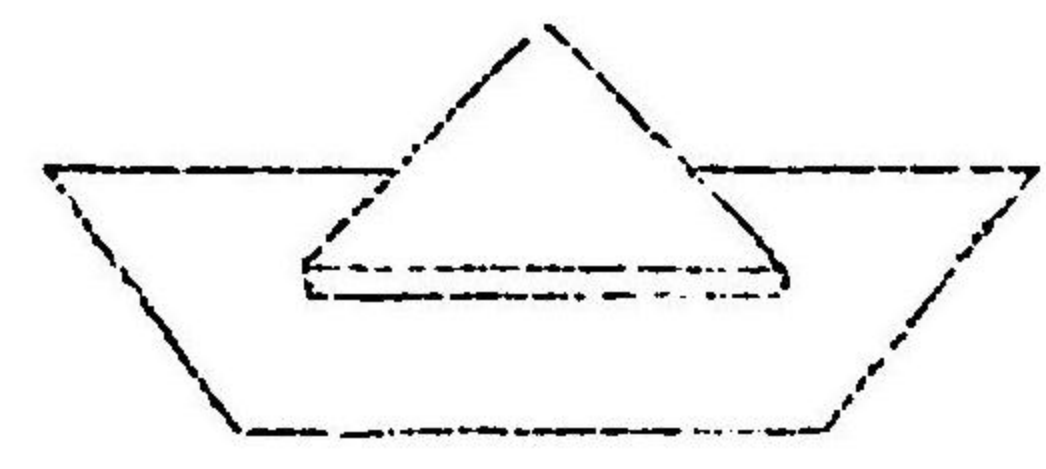
甘土 竹カテ作るカトス



葛笠  
木の皮を以て作り和尚以上之を着け常の僧の笠笠を此形にして着す

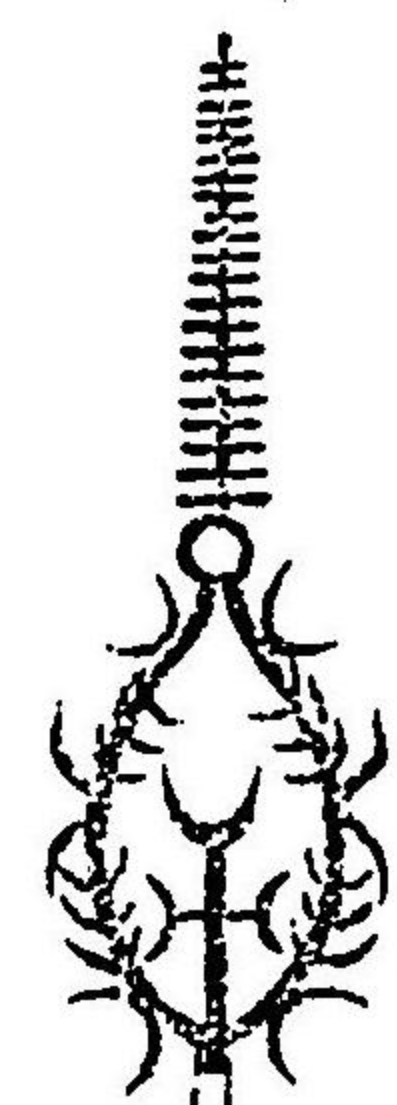


僧笠  
堂上僧の錆色堂下の僧の黒色



弁  
或は木綿布を用ふる通常の僧之を着す

六環杖 和尚以上之と持つ



○飲食

酒の極上の一年酒と云ふ其外梨花酒方久酒の類あり一年酒の土中よ造込寒中より五ヶ月目よ出之と飲む  
焼酒の極上の鳥紅露と云其外常は強きと好めり火口を三度煎し

諸密の如くあるは是も平安道の名物にて監司歸都の節其外郡縣守令等數瓶を携歸り土産とあす

南草の八毎之を好み諸道より出る中にも名草と云ひ平安道三等又此近處より全羅道鎮安慶尙道高嶺香草と稱す

味噌の其造方譬へ大豆一斗と柔に煮丸く造り五六日大陽を乾し鹽八九刀入れ氷三升許入れ七八日目を簀を入れ汁を汲み

切り四五日過ぎて食するなり右汁と煮返し甘醬とあす  
雑食の耳牟、松の肌皮、蔞葉、蓬菅の若莖等とす耳牟の咸鏡道も多く

第宅

屋敷を擇ひ吉日を考へ先づ柱を立つ京城にて三品位の第宅の瓦屋にて門を建て其續に厩と立又炊所と下人房を設け門内正面に客坐を建て其次は小童あどの房を置く其次は舍廊と一之に接して居間寢室あり

房一間疊四五枚鋪許り家を建るゝ何間と云ふ定めあく其宜しきを計りて廣狹を定む

房毎又壁藏とて押入の如きもの大小二ツ三ツつゝあり房毎又曲突あり家を建るとき房の下土と四五寸高く上げ床の四方を石おて積み床の下と烟の通るやうあり房の下又一尺許の石二十許り立て其上に石を渡し透間より小石を詰め赤土を塗り赤土の上お塗砂を置又其上を赤土よて塗り而て厚き紙を張り油とひくあり下人の房の朝夕竈の火氣を以て暖と取るべき構造とす又上流者の房に寒中晝夜又四五度つゝ火を焚き暖氣を蓄ふ

此國借家と云事あく尤困窮の者の譬へば五十兩の家を抵當ありて二三十兩と借り何年ありて家屋敷と渡すべき約束をあすもの時々之有り其引渡しの時之と漢城府に届出づるあり邑村の小家の十兩五十内よても賣買するあり

大工の先つ賃銀を定め食事の雇主より受く京城より俗人の大工あり又僧も職工とあす官の工事の低價又積り成就の上木綿等を與ふ京城よて大ある家價一万兩お越したる大家あれとも一軒の賣買價の九千九百九十九兩九錢九文と定る由大臣の家よりども萬兩貫目と越を戒むるあり

各府郡凡一千兩を高とし九百九十余兩と定めとし如何ある家作おても賣拂ふとき法と踰へず總て朝鮮の國風の物の價を定め奢を禁するあり

○物産 附農圃禽獸

金山の平安道よあれども採掘せず

元來銀の掘るも金の決して掘らず金の國の精氣と云清國よ對しては朝鮮に金山ある事を告げず然れとも商人の日本金と稱し濬かよ北京よ送るものあり

銀山の京畿 廣州 忠清 保寧 全羅 珍山 諸道よ在り銀店よ置き十分の

二税を收む常より之を堀らず北京へ行く事あるときハ堀採するあり其半ハ仕出し銀とし其半ハ國用ニ充つ銀の吹分方委らぬ故凡茶碗程ハ丸め入用の時ハ用うる丈つ、打缺て遣ふあり北京へ行ハ一度一行に銀二百貫錢程ヲ要す銀にて合錫、銀、等を買ハ其外諸品に交易するものとす又數十年前平安道の内ハ銀山銅山二三ヶ所あるを發見せり

銅山ハ京畿 永平 慶尙 寧海 平安 昌原 在り

右銅山も之と堀取らず或ハ鑄錢等の時ハ堀取り銅錢ハ加へ又ハ器類ハ製す其量一ケ年の中五六千斤と定む

鐵山ハ京畿 永平 忠清 濟安 慶尙 陝川 三喜 昌原、全羅 光州 順黃海 長連 江原 襄陽 淮陽 在り

右鐵の性の良好あるも乃鐵の使用法精しからず近來ハ漸次に其用法ヲ解するハ至る人蒙ハ忠清道に七處慶尙道に七處全羅道ハ五處黃海道ハ三處江原道ハ十三處平安道に十一處咸鏡道

ハ十五處産出する所あり國王の服用品の羅蔘と稱す

右人蔘ハ土地ハ依り其性質を異ハす品種ハ大小あり朝鮮國ハて藥用となす品の樹木の多くある山ハ産し其見掛あらしきを好とす概ね江界の土地ハあるハ津液多く昔より良品と云傳ふ又人蔘を採るハ何人たりとも隨意あり故に四五人つ、伴を結て深山ハ入り秋ハ鍋釜を携て宿と重ね十日餘も山中ハ居り或ハ虎の災ハ罹者時々これあり山淺き所ハ産せず先づ山ハ入るときハ祭ちどをなすと云ふ右を諸官より國王ハ献上するときは採たる者より之を得監司に送り監司より差使を以て京城ハ登す代銀ハ官家の寄銀を以て之ハ充つ此外の地ハも産すれども年々數ハ欠ざるハ六十餘ヶ所あり其納高一ケ年凡三千斤許と云此内國王の藥用とあり又ハ宰相へ下與モあれあり又不時の需用と要する時ハ別ハ採收と命す戶曹に出す分ハ別段ハこれを具ふ右ハ總て其官ハて買上る由ハて守令より献上と云ハ唯

だ名のみにて實の農家の納銀と以て之を充つ又産地の山内お  
於て公用の分の柵と構へ人の出入と許さず若し許可ありて  
私よ人蔘と賣買するときの官よ訴ふ

紬の諸道より多くこれを出せども平安道を最良とす國中の人中  
分以上之を用う紬の類種々ありて其名稱も數十種に分てり國  
王も平常よの此紬を服す無官の者も紬を着すと雖も品位よ高  
下ありて妨げおし諸道共蠶を養ひ桑と植ゆ京城よの先蠶西陵  
氏の壇あり舞樂奠物等を設け毎春之を祀る野蠶紬の北土より  
出山蠶の絲を集め織出すあり

粟、栗、楮、漆、等の農家毎戸田の畔及び家宅近傍よ植ゆ

木綿の諸道より産出し綿の産の慶尙道と良とす品位種々あり此  
國人下等の者の何れも綿服を服するの勿論中等以上の人も製  
品よよりて之を着用す

布の種々これあり麻布の廉よ苧布の稍や高し但麻の種を播して

作り苧の毎年畑或の石田等の處お生したるを移すなり

右紬、木綿布、等の國內の産と用ゐる或の近來外來の糸綿と以て織  
たる品もあれ共此三品を本とし他國より入込む絹又の錦等の  
軍陣の服其外滯團類お用うるあり日本の生平等も要用あれど  
も至て僅少なることにて國中擧て用うるよあらず又北京より  
錦類縮緬おとも入來れとも是亦擧て用うるの風儀のあきあり  
染色の紅色、草綠、藍色、紫芝、醬色、茶色、此外數多あれとも専ら用うる  
染色の此等とす

紙の諸道より出れども全羅道を以て第一とす楮の田の傍其他島  
おとも數多植ゑ朝鮮産物の中お紙と第一とす僧徒多く之  
を漉出すあり

又紙を書冊よし久しく貯ふる時の川苧と粉よして冊中よ挟む  
又筆の黃毛又兒猪毛と以て結び墨の翰林風月と佳とす又威鏡  
道の耳牟の皮を以て紙と漉く總て紙の色は黃を尊ふ

## ○禽獸

## 馬 牧場十三所

右の監牧官支配よて牧毎に馬番人を置き春秋に其數を檢して報杖を出す馬を捕るの時の監牧官自ら支配の人夫數十人を率ひ之と捕ふ此國の総て馬は宜らすと云其中よ於て相應の馬と出すの全羅道濟州あり咸鏡道よて一年の内春秋兩度北京と朝鮮と兩國の市あり其時諸品交易の勿論朝鮮より牛と牽出北京よりの馬を引來り直段をして交易するなり北京の方より雌馬を引來らず朝鮮よりの雌牛を出さそ蓋し右等の事の双方約定より成立と云ふ馬等を分ちて上馬匹、中馬匹と稱す馬の名馬たりとも價一千兩を越さず濟州の馬の耳を少し切りて之を表すと云ふ

驢騾の朝鮮を生せず北京より來るあり驢馬又兔馬と云ふ常の兒馬許よて力強し騾の兔馬の類にて中馬程ありて耳長し

牛産の朝鮮國中一日凡三百頭と云ふ

牛を屠るの州府營まで一日二頭京城にて三十頭許郡縣の一月十頭餘此外北土の交易も年中五六百頭出つ又各鎮まで月二三頭を殺す是皆な農家より買上るあり牛を屠る者を白丁と云ふ其指圖の監官よりし定數より以上と殺すまを禁す若し陰ら殺すもの贖罪金二十兩を徴す

虎の咸鏡道江原道も多し慶尙道梁山密陽の邊の大山多き故に此邊も虎多し凡そ虎を獵るときは砲手二三人鎗手二三人つゝ一組とあり鉦と鳴いて之と追ふ大獵の一年中何度と極りたる事あり人を害する時の大獵を催し常に獵師一人おても獵を行ふ又村外に陷阱を構へ其中に狗猪を入置虎食と貪り來り陥を見て之を殺す大虎一頭と獲たるもの賞四十兩中虎二十兩小虎十兩とを賞の官家の獵おても一個の獵おても皆同一皮肉も亦其者も與ふ官家入用の皮の官も出す又人を害し殊も猛烈ある虎

と獲たるものの賞を受ること多し又一人又て小虎あても五頭を獲たるものの特別に賞與あるなり虎の人を害する事の時々ありと云へとも直に食はず人あき所より行き全く死するを見て而後食ふと虎の常は深山に棲み諸獸を食ふ食乏き時の村里に出でて狗を捕て之を食ふ最も飢るときは人を食ふ總て冬至頃に交り五六月の子を産み一産は二三頭とす子とて深山の岩石の間に生み置き乳虎食を求むる爲め他へ出るときは鷄其子を取り又獲と云大猫の如き獸ありて之を取る權の惡獸とて其母を食ふと云ふ

虎の恐るゝの火あり故に夜道の必ず炬松を絶たず又酒に酔たる者と嫌ふと其年の氣候により虎多く出ることあり其年の惡病流行するか又凶年なりと古老云傳へり

豹の虎に同と雖も體細く虎の如く害を爲さず豹熊山猪の類の威鎬道の内は多し獵師諸獸を獲るときは官家にて之を買上相當

の價を給す尤も官家へ入用あき時の相對の賣買をあたと得獐の多く鹿の稀あり農作は獐鹿の害少きの虎の爲めあり此外兎の類あれども常は虎の食とある

狐は數百年生たる古狐或は女に化し又は夜分は火を燃し行人を迷はすことあり又人は憑く事もあり然れども此等の事の至て稀れあり

山獺氷獺の類も居り海獺の冬季機張の海邊に集る  
猿又猿僧と云ふ虎の害は逢か爲め山中に於て見る事稀なり猿舞師あり猿として技を演せしむ

羊の他と異しして朝鮮の羊皮の毛淺し  
豕の飼置きて之を賣買す

狗の盜賊の守は畜へども威鏡江原の邊に殊に寒甚き故人多く狗皮を衣る之が爲最も狗と重す黃狗といふ赤狗の事にて暑中も其肉を食す狗皮の濕氣と去り敷皮となす諸獸専ら食用となすの



牛、豕、狗、獐、鹿、又ハ特牛大豚あり雞ハ家毎ニ之ヲ飼フベキヤラ勤  
弊ヲすト云ム

鷹ハ諸道ニ居リ且之ヲ飼フ人も多くあり鷹狩ト云フ時ハ犬を率  
テ獵場ニ赴クあり鷹ハ黃海道の内を長トす就中長湍康翎ニ産  
するを第一ト稱ス此兩處より毎歲鷹を國王ニ獻ス鷹を捕るハ  
八九月ト專トシ康翎の白翎ト云處ニ多く棲ヒひあり此時節ニ及  
ビ鷹ハ西海より來るか爲メ高き峯ニ雞を置き獵者ハ身を隠シ  
網ト以テ之ヲ捕ム鷹の怒ガざるヤラハあすなり白翎の鷹ハ怒を  
生する時ハ餌を與へずト云テ鷹ハ雞ト取ることト仕込めども  
鶴其外の鳥類を取ることヲ仕込メざる故他鳥ト捕ることを知ら  
ずト云

鶻ハ松骨鷹とも云常の鷹に違ヒ眼黒ク其内ニも善惡ありて頗る  
銳氣あり

鳥類の多き中ニも尤も多きハ鶴鷹雉雁鴨鶺鴒鳩鵲鶻鶻鶻鶻鶻鶻鶻鶻

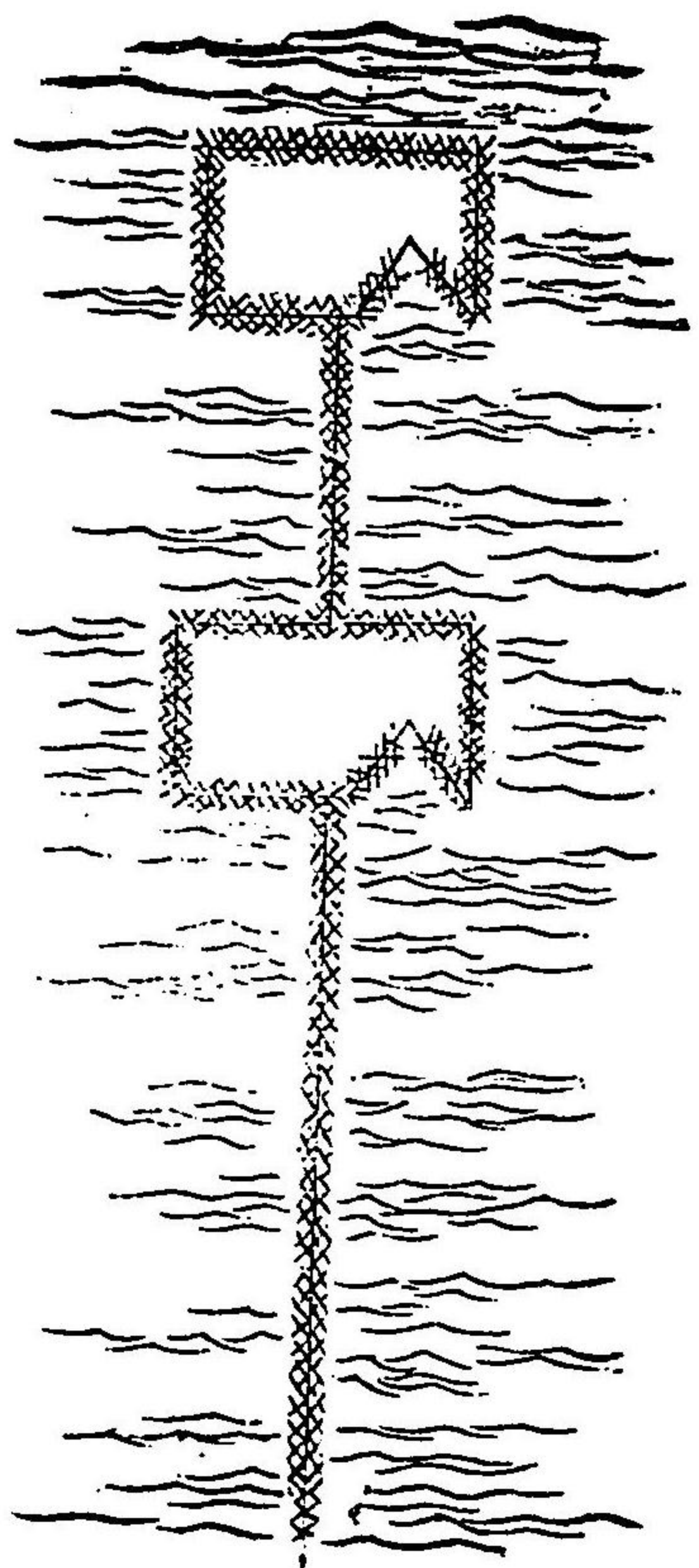
翡翠燕雀鳶鳥鵲鵲等あり人の常に食するハ雉鴨鷄よて雉ハ  
京畿道よ多く乾雉とあり諸道お送るなり

魚虫龍を尊び諸器よ龍と彫り又廳堂の梁等よ畫く然れども眞龍  
を見たるものを聞かず

魚類多と雖も常に食するハ鯛沙魚石魚青魚大口魚朋太兵魚洪魚  
廣魚鯉魚民魚等あり此外小魚あれとも記せず又文魚鼈河豚蟹  
及び生鰻小螺蛤等の貝類亦多しと云

乾魚とあり久貯ふるハ大口魚朋太廣魚の類とす大口魚青魚ハ  
咸鏡道江原の邊よ多く網又防簾を用て之を捕る葦魚と云ふわ  
り長さ五六寸よして體細きものよて江中よ産す稱して玉地を  
慕ふ魚なりと云ふ

防簾ハ圖の如くよして渚より二三町浦内を仕切り竹を以てモガ  
りの如く



此両口より大口魚青魚  
あとの傳入り出路に迷  
ひ居ると認め網を以て  
すくい捕るあり又鞍鱒  
とも取ると云ふ

蟹の類多く其食用とすへきり多く漢江の邊に産す之を惣藏し  
て諸燧に送るあり燈油の大口魚の油を第一とし其外諸魚の油  
ありと雖ども鯨を捕さる故不足せることもあり故に毎戸は燈  
火の少く初更の頃より往來絶ゆる朝の夙は興き出づるの國中の  
習慣あり農家一戸に炬松四五把の備あり兩班の夜中を通  
行する時はと燃と云但海菜の全羅道慶尙道より一ヶ年又加士  
里等拾万余斤年分にと取る海鼠の慶尙道より出づ一ヶ年又三

万斤とす全羅道其外より出る分の北京に廻るなり雞冠苔海帶  
海藻卵菜細毛牛毛等もて此他多しと雖も之を畧す  
虫類の内害となすの毒蛇と蜈蚣とあり又邊鄙の深山に臣蟒多け  
れとも害と爲さず長さ三四尋に亘るものこれあり常は鳥類を  
食ふ蜈蚣の尺に出るものあり又村里の家は蛆と云ふ虫あり麥  
粒の如くて温突の内に生じ蚊、蠅、蚤、の土地に依り多少あり蜂の  
江原道五臺山に多く民家一戸に蜂窠千桶を養ふ者あり其外處  
々もて二三桶つゝ養ふ者多し蠶を養ふもの平安道も多し  
總て人家に畜養するの牛、馬、羊、猪、鷄、鴨、鶏、蠶、蜂、とす其外魚類野禽  
の其人の好む依り之を養ふあり

農圃

郷約條と云あり農家の教と條記に春秋に講説して之を聞かす  
名つけて講信と云ふ講信の日に一邑一村の男女相集り教を聞  
く男は左り女は右に坐す若し教に従はざる者あれば法を據て

罪に行ふ

穀物の粟、ホトケ牟、アムヒコキヒ黍、蕎麥、糯米、菽、稷、豆なり

五穀と云の稻、梁、稷、麥、菽、又稻、梁、黍、稷、麥共云へるか確定せず八道の内、米少きの咸鏡道にて北土の専ら稷、麥等と耕作と三南の内にての濟州の島も亦米少し

草菌の麻、苧、葱、苳、菘、豆、綿花、紅花、藍、芝麻、菰、茵草、茵席お、薑、蒜、蘿蔔、芹、那

子、芋、白菜、菌、蕈、熊蔬、又馬蹄草と云紫草、染物、黄芩、桔梗、苜蓿、黄芩、の處々お

生すと雖も北土に多し此外諸藥草の數多し薑の全羅道の内全

州の地より出て他の地へ産せず八道へ向ひ此地より賣出とな

り葱、苳の粉未として之を煉り富家の朝飯前之を食ふと云菌、蕈

の慶尙道固城の邊お多し桔梗の根と採り専ら僧の食とと通常

人も亦之を食ふ苜蓿の全羅道の内處々も産すれども其甘味淺

し

木の楮、桑、漆、松、柏、槐、實、栗、棗、柿、胡桃、銀杏、桃、梨、櫻桃、石榴、海棠、冬栢、梅、榛